

## 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

平成 29 年 4 月 7 日  
法務省・厚生労働省告示第 1 号  
(平成 31 年 3 月 15 日一部改正)  
(令和元年 9 月 6 日一部改正)

法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針は、技能実習法に基づき政府全体で取り組む技能実習制度の見直しの趣旨を明らかにするとともに、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を達成するための基本的な考え方を示すものである。

## 第一 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

### 1. 技能実習制度の見直しの経緯

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。

平成 5 年の制度創設以後、平成 28 年末までに延べ約 160 万人の開発途上地域等の外国人を受け入れ、我が国の国際貢献の制度として重要な役割を果たしてきた。同年末現在では、全国に約 23 万人の技能実習生が在留している。

平成 22 年 7 月 1 日に施行された出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、在留の 1 年目から雇用関係の下、労働関係法令が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。しかしながら依然として入管法令や労働関係法令の違反が発生し、技能実習制度には厳しい批判が寄せられてきた。一方で、技能実習制度の活用を促進するため、技能実習制度の拡充を図ることも求められている状況にあった。

こうした状況に鑑み、「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、国際貢献を目的とする趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、実習期間の延長等の技能実習制度の抜本的な見直しを行うとの方針が示され、平成 27 年度中の新制度への移行を目指す等のスケジュールも示された。

法務省及び厚生労働省は、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を平成26年11月に設置し、同懇談会は平成27年1月に報告書を取りまとめた。

この報告書を踏まえ、法務省及び厚生労働省は技能実習法案を平成27年3月に国会に提出し、技能実習法案は、衆議院で一部修正された上、平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布された。今後、衆参両法務委員会における附帯決議の内容にも留意しながら、技能実習法を円滑に施行するとともに、対象職種の拡大等の法律事項でない施策についても着実に実行していかなければならない。

## 2. 技能実習法の概要

技能実習法は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定、監理団体の許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構（以下「機構」という。）を設ける等の所要の措置を講ずるものである。その規定事項の概要は次のとおりである。

### (1) 技能実習制度の適正化

- ① 技能実習の基本理念及び関係者の責務を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定すべきこと。
- ② 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について、認定制とし、技能実習生が修得等をした技能等に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由等を定めるほか、主務大臣の報告徴収、改善命令、認定の取消し等の権限を規定すること。
- ③ 実習実施者について、届出制とすること。
- ④ 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由等を定めるほか、遵守事項、主務大臣の報告徴収、改善命令、許可の取消し等の権限を規定すること。
- ⑤ 技能実習生の保護に関する措置として、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談対応や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うこと。
- ⑥ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の事業所管大臣に対する協力要請等について規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置できるものとする。
- ⑦ 機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体へ報告を求め実地に検査する事務、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可に関する調査等のほか、技能実習生に対する相談対応・援助等を行わせること。

### (2) 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ（4年目及び5年目の技能実習の実施）を可能とすること。

### (3) その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）の改正を行うほか、所要の改正を行うこと。

### 3. 技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進という制度の趣旨・目的（以下単に「制度の趣旨・目的」という。）に反して、技能実習制度が国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われることのないよう、技能実習法は、基本理念として、技能実習が、①技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならないこと、②労働力の需給の調整の手段として行われてはならないことを定めている。

この技能実習法の基本理念を国、地方公共団体、実習実施者、監理団体、技能実習生等の技能実習の全ての関係者が共有し、その上で、それぞれ技能実習法に規定された責務を全うすることが必要である。

## 第二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

### 1. 技能実習計画

#### (1) 認定制の趣旨

制度の趣旨・目的に従って技能等の移転を図るためには、実習実施者において行われる技能実習が、技能実習生が適切に技能等を修得等することができるものである必要がある。

このため、技能実習法は、実習実施者に、技能実習生ごと、かつ、技能実習の段階ごとに、技能実習計画を作成させ、その目標、内容等が適切なものであるかについて認定を行う制度を設け、技能実習は、この認定された技能実習計画に基づいて行われなければならないものとしている。

#### (2) 技能実習計画に関し留意すべき事項

技能実習計画の記載事項や認定基準等については技能実習法及びその下位法令等で定められているが、技能実習計画を認定制とした趣旨から、特に次の事項について留意する必要がある。

##### ① 効果的な技能実習計画の策定

技能実習計画は、技能実習生が効果的に技能等の修得等を行うための要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、技能実習の目標を確実に達成することのできる計画を策定する必要がある。

##### ② 技能実習生への技能実習計画の説明

実習実施者は、効果的な技能等の修得等を図る観点から、技能実習生に対して技能実習計画を説明し、技能実習生が行う実習の内容と修得等をすべき技能等との関係についての理解を促しながら技能実習を行わせることが求められる。

##### ③ 技能実習計画の進捗管理

実習実施者には、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせることが求められており、技能実習計画どおりに技能実習が進んでいるかを常に確認しながら技能実習を行わせる必要がある。

もとより、実習実施者や監理団体が技能実習計画の範囲外の業務を技能実習生に行わせるようなことがあってはならない。

#### ④ 技能実習計画の終期までの実施

実習実施者には認定を受けた技能実習計画に定める実習期間の終期まで技能実習を行わせる義務があり、団体監理型技能実習における監理団体には当該義務が適切に履行されるよう監理する義務がある。したがって、倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。万一、技能実習生が実習期間の途中で技能実習を中止して帰国せざるを得なくなった場合には、遅滞なく、原則として帰国前に、企業単独型技能実習にあつては、実習実施者は出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対し技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をしなければならず、団体監理型技能実習にあつては、実習実施者は監理団体に対し技能実習を行わせることが困難となった場合の通知を、監理団体は出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対し技能実習の実施が困難となった場合の届出をしなければならない。

#### ⑤ 技能等の修得等の確認

技能実習の第一号から第三号までのいずれの段階についても、実習実施者は、技能実習生が当該段階において修得等をした技能等の評価を技能検定又は技能実習評価試験等により行うことで、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

また、第二号技能実習（第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。以下同じ。）又は第三号技能実習（第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。以下同じ。）へ移行する技能実習生は、それぞれ、第一号技能実習（第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。以下同じ。）又は第二号技能実習において技能等の修得又は習熟を遂げ、目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していることが前提となるので、実習実施者は技能実習生に効果的に技能等の修得等を行わせるほか、技能検定又は技能実習評価試験の受検が技能実習計画の認定の申請に間に合うように計画を立てる必要がある。

## 2. 実習実施者

### (1) 実施の届出

出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が、全国に多数ある実習実施者を確実に把握するため、実習実施者が技能実習を開始したときは、遅滞なく届出を行うこととされている。

### (2) 実習実施者が留意すべき事項

実習実施者には、技能実習を行わせる者としての責任のほか、技能実習生を雇用する者及び技能実習生の日本での生活を支援する者としての責任がある。実習実施者は、技能実習法のほか、入管法その他の出入国に関する法令及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働に関する法令等の関係法令を遵守する必要があることは当然であるが、特に次の事項について留意すべきである。

#### ① 募集時の技能実習を行わせる条件の明示

技能実習生の募集に当たっては、自ら又は監理団体若しくは送出国等を通して、技能実習生になろうとする者に対し、技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、当該技能実習生になろうとする者の母国語によって作成した文書をもって、予定されている技能実習の内容、技能実習を行わせる期間における労働条件並びに第二号技能実習又は第三号技能実習への移行に当たり受検することが必要な技能検定又は技能実習評価試験及びこれまでの合格実績を明示するものとする。

特に、募集時に示した労働条件等と入国後の実態に齟齬が生じるとトラブルの原因になることから、賃金の決定、計算等の方法、食費・居住費等の賃金からの一部控除の取扱い、渡航費用の負担の有無等に関する条件の詳細についてあらかじめ明示することが必要である。

また、第二号技能実習又は第三号技能実習への移行を予定しない場合にはその旨を、第二号技能実習又は第三号技能実習への移行を予定する場合には、いずれも目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格しなければ、第二号技能実習又は第三号技能実習への移行が認められず、帰国しなければならない旨を、明記するものとする。

#### ② 適正な雇用契約の締結

実習実施者は、技能実習生との雇用契約を技能実習生の入国前に締結する必要がある。団体監理型技能実習の雇用契約の始期については、講習の終了後とすることが原則である。実習実施者は、技能実習生が雇用契約の内容を十分に理解できるようにするため、技能実習生の母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。

技能実習生に支払う報酬については、日本人が従事する場合に支払われる報酬と同額以上の報酬を支払う必要があり、技能実習計画の認定申請に際してはこの点についての説明をしなければならない。これに加え、第二号技能実習及び第三号技能実習の賃金が前段階の技能実習よりも上回るなど技能等の習熟度に応じた賃金の格付けを行う等、技能実習生が技能等の修得等をしようとする意欲の向上に資することが必要である。また、休日、休暇、宿泊施設等の技能実習生の待遇についても、日本人と不当に差別されることのないようにするなど、技能実習生の権利が確実に保護され適正な技能実習が行われるよう配慮する必要がある。

さらに、実習実施者又は監理団体が負担すべき費用を監理費等の名目で技能実習生の報酬から控除することはできないことはもとより、食費、居住費等を報酬から控除

する場合についても、労働関係法令にのっとりた労使協定の締結が必要であり、実費を勘案して不当な額が報酬から控除されることにより技能実習生の生活に支障が生じることはあってはならない。

なお、このように技能実習生と雇用契約を締結するものであることから、あらかじめ、技能実習を行わせる事業場の労働組合等と技能実習生の受入れについて協議を行うことが望ましい。

### ③ 技能実習を行わせる環境の整備

技能実習を行わせる環境を確保するため、技能実習生については、適正に労働時間の管理を行う必要がある。技能実習の一環としてやむを得ず時間外労働や休日労働を技能実習生に行わせる場合には、労使協定の締結、割増賃金の支払等の労働関係法令で定める手続にのっとりて行い、違反が行われることがないようにする必要がある。この場合においても、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の観点から、恒常的な長時間労働とならないようにすべきである。

また、実習実施者は、技能実習を行わせる事業所における技能実習生の安全と健康を確保するために、安全衛生教育の実施、就業制限規定の遵守及び健康診断の実施等、労働安全衛生法に基づく必要な措置を講ずる必要がある。団体監理型技能実習にあつては、監理団体と連携して、技能実習生の安全と健康の確保に取り組むものとする。

さらに、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとともに、食生活、医療等についての適切な助言及び援助を行うことができる体制を整備する必要がある。このため、技能実習指導員及び生活指導員に対してその能力育成に資するものとして主務大臣に認められた講習を受講させることが望ましい。また、団体監理型技能実習にあつては、監理団体と連携して、当該体制の整備に取り組むものとする。

なお、技能実習生が限られた実習期間の中で、効率的・効果的に技能等を修得等できるようにするため、実習実施者は、技能実習生を指導する立場にある技能実習指導員や技能実習計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受検等を積極的に推奨していくことが望ましい。

### ④ 目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の適正な受検

技能実習の第一号から第三号までのいずれの段階についても、実習実施者は、技能実習生が当該段階において修得等をした技能等の評価を技能検定又は技能実習評価試験等により行うことが必要である。技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた場合にはその適正な受検が必要であり、その受検費用については、実習実施者又は監理団体が負担する必要がある。

また、実習実施者が受け入れている技能実習生の確実な受検を図る観点から、実習実施者は、受検日時、受検会場、受検に必要な機材の確保等に関して技能検定又は技能実習評価試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

### 3. 監理団体

#### (1) 許可制の趣旨

監理団体は、団体監理型技能実習において、団体監理型実習実施者と団体監理型技能実習生との間の雇用関係の成立のあっせんを行い、その後の団体監理型技能実習の実施に関する監理を担う存在であり、団体監理型実習実施者や団体監理型技能実習生へ強い影響力を有している。

そこで、技能実習法では、技能実習の適正な実施を図るため、監理事業を行おうとする者は、あらかじめ許可を受けなければならないこととされ、許可を受けた適正な監理団体のみが団体監理型技能実習に関与できる制度とされている。

#### (2) 監理団体が留意すべき事項

技能実習法においては、制度の趣旨・目的を踏まえ、監理団体は、営利を目的としない法人とされており、営利を目的として監理事業を行うことは認められない。このため、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）で定められた適正な種類及び額の監理費以外の金銭を受けることは認められていない。こうした技能実習法及びその下位法令等で定められている事項のほか、監理団体は、特に次の事項について留意すべきである。

##### ① 団体監理型実習実施者及び送出機関との関係

監理団体は、団体監理型実習実施者や送出機関へ強い影響力を有していることを踏まえ、制度の趣旨・目的をこれらの者に周知し、技能実習生を安価な労働力と考え、労働力の需給の調整の手段として用いようとしている者の技能実習制度への参入を防ぐ責任を有している。無論、監理団体自らが、労働力不足解消につながるなどと広告して団体監理型実習実施者を募集する等の行為は絶対にあってはならない。

制度の趣旨・目的に沿った技能実習の実施のためには、技能実習制度を理解し、技能実習に対する意欲を持った団体監理型技能実習生を受け入れることが必要である。このため、監理団体自らが団体監理型技能実習生の受入れに実質的に関与することが必要であり、団体監理型実習実施者が事実上監理団体を関与させることなく送出機関から直接団体監理型技能実習生の受入れを行うようなことがあってはならない。団体監理型技能実習生の選抜方法、条件、受入れ方法等について、監理団体は、団体監理型実習実施者及び送出機関と綿密に連携することが求められる。

また、監理団体は、団体監理型実習実施者と団体監理型技能実習生との間の労使関係に介入することにならないように留意しつつも、団体監理型実習実施者と適正な関係を構築し、技能実習計画の作成の指導、その後の団体監理型技能実習の実施の監理等を通じて団体監理型実習実施者を適正に監理することが求められる。

特に定期的な監査に際しては、団体監理型実習実施者の担当者からの話だけでなく、通訳を同行させて団体監理型技能実習生から団体監理型技能実習の進捗状況や技能実習計画どおりに技能実習が行われているかを確認することが必要である。

##### ② 取り扱う技能実習の職種及び作業の範囲

監理団体は、技能実習計画の作成の指導、その後の団体監理型技能実習の実施の監理等を担うことから、取り扱う技能実習の職種及び作業について高い知見を有している必要があり、技能実習計画の作成の指導や団体監理型技能実習の実施の監理を十分に行う能力を有しない職種及び作業については、取り扱うことができない。また、取り扱う技能実習の職種及び作業については、常日頃より研さんを深め、技能実習生が修得等をする技能等について高い知見を有し続ける必要がある。

#### 4. 優良な実習実施者及び監理団体

今般の技能実習制度の見直しによって、第三号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大がなされた。

この拡充については、高い水準を有するものとして定められた要件に適合した優良な実習実施者及び監理団体についてのみ認められたものである。

これは、技能実習生に技能等を修得等させる能力が高く、かつ、法令遵守や技能実習生の保護にも手厚く配慮している者のみが、長期・多数の技能実習を行わせる資格があるという趣旨であることから、この趣旨を踏まえて、制度の拡充部分の適用を受けようとする優良な実習実施者及び監理団体は、技能実習法や主務省令等で定められた認定基準や許可基準を充足することはもとより、その受け入れる全ての技能実習生が制度の趣旨・目的に沿って技能実習を行うことができるようにより高い水準を目指すべきものである。

また、制度の拡充部分の適用を受けない実習実施者や監理団体であっても、技能実習法や主務省令等で定められた認定基準や許可基準以上のものを目指し、制度の趣旨・目的に沿って技能実習に資するよう努めることが求められる。

#### 5. 技能実習生の保護

技能実習法においては、技能実習生の保護のため、技能実習関係者が技能実習の強制、違約金の設定、旅券又は在留カードの保管等を行うことを禁止し、罰則をもってこれを担保している。このほか、技能実習生の保護に資する施策として、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、次の施策に機構と連携して取り組むこととする。

##### (1) 技能実習生からの通報・申告及び相談対応

技能実習法において、技能実習生は、実習実施者又は監理団体の技能実習法令違反があった場合には、当該事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に通報・申告することができるものとされ、また、主務大臣及び機構は技能実習生からの相談に応じるものとされている。そこで、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、自ら又は機構によって技能実習生からの相談に応じる体制を整備する必要がある。技能実習生からの相談には、できる限り技能実習生の母国語で対応するものとする。

##### (2) 技能実習継続のための支援

技能実習法において、機構の業務として、技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望する者が技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うと

ともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行うこととされている。

そこで、機構は、技能実習制度の趣旨・目的を踏まえ、技能実習生が実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合には、技能実習生からの相談に丁寧に応じるとともに、他の実習実施者又は監理団体の下で技能実習を行えるように調整する等の実習先変更支援を行う。

### (3) 第三号技能実習への移行時における一時帰国及び実習先の選択

第三号技能実習を行う技能実習生については、母国の家族と離れている期間が長期化するという問題もあることから、第二号技能実習を終了した後又は第三号技能実習を開始してから一年以内に、原則1箇月以上帰国しなければならないものとする。

また、第二号技能実習から第三号技能実習に進む段階では、技能実習生本人に異なる実習先を選択する機会を与えるものとする。

### (4) その他

(1) から (3) までのほか、出入国在留管理庁及び厚生労働省は機構と連携して、技能実習生に対し、日常生活を送る上で知っておくべき知識等を記載した技能実習生手帳の配布や、実習実施者及び監理団体へのメンタルヘルス上の問題等に係る助言・指導、技能実習生の労災保険制度の適用に係る相談等を行う。

## 6. 国レベルでの取決め

技能実習制度の見直し前においては、技能実習生の送出しを希望する国との間で国レベルでの取決めがなされていない状況であった。この状況の中、保証金の徴収等をしている不適正な送出機関や、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎと捉えて来日する技能実習生の存在がかねてより指摘されてきた。

そこで、技能実習生の送出しを希望する国（地域を含む。以下この6において同じ。）との間で国レベルでの二国間取決めを順次作成し、それを公表することとする。この取決めを通じて、送出国政府と協力し、不適正な送出機関の排除や、制度の趣旨・目的を理解し真に技能等の修得等に努めようとしている技能実習生に絞った受入れを目指す。取決めをした国との間では、送出国政府から適正な送出機関として認定を受けた送出機関のみから技能実習生を受け入れることとし、二国間取決めに違反する行為が認められた場合は、当該送出機関に関して認定の取消し等厳格な対応を行うよう送出国政府に要請することとする。

## 第三 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

### 1. 国の役割

国は、技能実習法の基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。技能実習法に基づく

技能実習計画の認定制や監理団体の許可制を適正に運用すること、特に、技能実習生の生活に支障が生じることがないように技能実習生の報酬及び報酬からの控除の実態把握に努めつつ、長時間労働に係る労働法令違反がないよう必要な措置を講ずるべく労働時間についても調査を行うとともに、違法な時間外労働、技能実習生の意に反した実習期間の途中での帰国等の不正事案に対しては、報告徴収、改善命令、認定・許可の取消し等の監督権限を適時適切に行使する必要がある。

## 2. 機構の役割及び業務

技能実習法で定められた主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の事務のうち、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体へ報告を求め実地に検査する事務、実習実施者の届出の受理については機構が出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣の委託を、監理団体の許可に関する調査等については機構が主務大臣の委託をそれぞれ受けて行うこととなる。

また、機構は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣とあいまって技能実習生に対する相談対応・援助等を行うとされている。

機構は、このように、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から委託された権限を包括的に行使し、また、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣とあいまって技能実習生の保護に当たる主体として位置付けられることを踏まえ、業務を行うに当たっては、効率的で一貫した事務の実施となるよう留意する必要がある。

機構は、技能実習制度の担い手が、民間主体である実習実施者や監理団体であるため、その性質に鑑み、民間主体が発起人となり自主的に設立するとともに、設立に当たって国が関与を行う認可法人とされている。主務大臣は、機構に対し、役員の任命又は認可、毎事業年度の予算や事業計画の認可等の権限、交付金の支出、一般的監督命令等を通じ統制を行うこととなっており、主務大臣による強いガバナンスの下、機構は業務を遂行することとなる。

## 3. 事業所管大臣等との連携

技能実習は多種多様な職種や作業において行われるため、それぞれの業種において課題や修得等をすべき技能等は異なっている。このため、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が行う業種横断的な取組に加え、それぞれの職種や作業における特有の事情を勘案し、当該業種を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）が中心となって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組を行うことが求められている。

技能実習法においては、主務大臣並びに出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、事業所管大臣へ必要な協力を要請することができるものとされており、事業所管大臣は業種ごとに必要に応じ事業協議会を組織し、関係者間で有用な情報を共有し連携の緊密化を図るとともに、その業種の実情を踏まえた取組について協議を行うこととされている。

#### 4. 地域協議会

技能実習法の施行後は、機構に加え、各地域において、出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関、事業所管省庁の出先機関を始めとした国の機関や地方公共団体等様々な機関が相互に関係し合いながら技能実習に関与することとなる。こうした関係機関同士の連携を図り、問題事案の情報共有等が円滑に行われる体制について、地域レベルで整備することが必要である。

このため、地域協議会を設立し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する地域での取組の協議、技能実習の現状などのデータ・制度運用上の留意点などの把握・共有、制度の適正化等に向けた地方公共団体等との密接な連携の確保・強化といった業務を担わせることとする。

#### 5. 対象職種

技能実習の対象となる技能等は、技能実習法、その下位法令等で技能実習生の本国において修得等が困難なものであることを始めとした要件が定められている。また、第二号技能実習及び第三号技能実習の対象となる職種及び作業については、当該職種及び作業に係る技能検定又は技能実習評価試験が整備されている必要があることに留意する必要がある。

#### 6. 技能実習評価試験

技能実習評価試験の実施基準については、施行規則等で定められている。当該基準に適合するか否か、また、技能実習制度の対象職種としてふさわしいか否かについては、有識者により構成される「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」において、確認されることとなる。この会議の開催に際しては、厚生労働大臣はそれぞれの職種や作業における特有の事情を勘案するために事業所管大臣の意見を聴くこととする。

#### 7. 特定の職種に係る技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策

制度の趣旨・目的を適切に達成するために、特定の職種においては、他の職種では求められないその職種の特性に応じた固有要件の設定などの適切な対応策をとる必要が生じることがある。

このような特定の職種に固有の付加的な要件については、当該職種の実情を良く把握している事業所管大臣が策定することが適当であり、その際には、主務大臣が事業所管大臣と協力して取り組むことが求められる。

また、このような固有の付加的な要件の設定を行う必要性について検討するに当たって、事業所管大臣は、前述の事業協議会を組織し、事業協議会で協議を行うなど主務大臣に必要な協力を行うことが重要である。

このように付加的な要件を定める職種として対象職種への追加が予定されている介護については、介護サービスの質を担保する等のため、①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化、②必要なコミュニケーション能力の確保、③適切な評価システムの構築、

④適切な実習実施機関の対象範囲の設定、⑤適切な実習体制の確保、⑥日本人との同等処遇の担保、⑦監理団体による監理の徹底などの事項について、事業所管大臣である厚生労働大臣が介護固有の要件を定めること等を通じて、適切な対応を行うことが必要である。

## **第四 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項**

### **1. 技能等の移転を図るべき分野**

制度の趣旨・目的に従い、それぞれの開発途上地域等の経済発展の度合い等を踏まえ、開発途上地域等のニーズに沿った技能等を移転することができるよう、技能実習に関与する者は、開発途上地域等のニーズを把握するよう努めるものとする。

### **2. 技能等の移転の推進に係る調査の実施**

制度の趣旨・目的に従って技能実習により技能等の移転がなされているか確認するため、主務大臣は、定期的に、技能実習生が帰国後に技能実習で修得等をした技能等を適切に活用しているか等について、帰国後の技能実習生に対し追跡調査を行うものとする。この追跡調査には、実習実施者や監理団体のほか、二国間取決めを作成した送出国政府や送出国機関も含めた関係者の協力を求めるものとする。

### **3. 技能等の移転に係る好事例収集・分析の実施**

制度の趣旨・目的に従って技能実習により技能等の移転がなされている好事例を主務大臣が収集・分析して広く公表することにより、実習実施者や監理団体が、好事例を参考として技能実習を行うことができるようにするものとする。

### **4. 修得等をした技能等の見える化の実施**

技能実習を修了した者が技能実習により修得等をした技能等を外国語で記載する文書のひな形を厚生労働省が作成しその活用を促進すること等により、技能実習により修得等をした技能等が送出国において理解され、評価されるような取組を推進するものとする。

## **第五 その他**

### **1. 技能実習生の我が国における適正な在留の確保**

実習実施者及び監理団体は、技能実習生が我が国に適正に在留するよう、送出国とも連携して制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定し、入国後の講習等を通じて、入管法その他の出入国に関する法令に違反しないことはもとより、不法就労を行うなどした場合の入管法上の取扱いを技能実習生に教示すること等により、行方不明者を発生させないための取組を講ずる必要がある。

また、入管法その他の出入国に関する法令に違反する事実を発見した場合や、技能実習生が行方不明となった場合には、速やかに機構に届出（団体監理型実習実施者にあつては、

監理団体を通じて機構に届出)をし、機構及び出入国在留管理機関からの指示を受ける必要がある。

## 2. 地域社会との共生の推進

技能実習生は、技能実習が実施される地域に技能実習を行う期間中居住し、生活するものであることから、技能実習生がより円滑に我が国での生活環境に馴染めるようにすることは必要不可欠である。

こうした観点から、実習実施者や監理団体は、技能実習生と地域社会との共生のための取組に主体的に関与することが求められる。また、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、こうした実習実施者や監理団体による取組について、好事例の収集や分析、その周知広報等を通じて、推進を図ることとする。

## 3. 関係機関との連携

技能実習については、技能実習法による規制のほか、入管法令、労働関係法令等の様々な法令に基づき、出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関を始めとした国の機関が関与することとなり、外国人技能実習機構は、技能実習法を含め、入管法令又は労働関係法令に違反する事実を把握した場合には、これら国の機関に対し、通報、情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行うことも視野に、厳格な指導監督を行うこととなる。

また、多くの監理団体の法人としての許認可権限を有する者であること、技能実習生が地域住民として生活すること等の理由から、地方公共団体も技能実習に関与することとなる。

さらに、二国間取決めの作成については外務省、特定の職種については事業所管省庁の関与が必要である。

制度の安定的で円滑な運営に向けて、これらの関係機関が適時適切に連携していくことが求められている。

このため、国、地方公共団体及び機構は、技能実習が円滑に行われるよう、必要な情報交換を行い、相互の密接な連携の確保に努めることが求められる。

### 附 則

この基本方針は、技能実習法の施行の日（平成 29 年 11 月 1 日）から適用する。

監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針

平成 29 年 4 月 7 日  
法務省・厚生労働省告示第 2 号  
(平成 29 年 12 月 26 日一部改正)  
(平成 30 年 10 月 4 日一部改正)  
(令和 3 年 1 月 8 日一部改正)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の規定に基づき、及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律を実施するため、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針を次のように定め、平成二十九年十一月一日から適用する。

## 第一 趣旨

この指針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三に定める事項等に関し、監理団体及び団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。

また、法第四十三条の規定により監理団体が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。

## 第二 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三に関する事項（労働条件等の明示）

### 1. 監理団体による労働条件等の明示

(1) 監理団体は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づき、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

- (2) 団体監理型実習実施者等は求人申し込みに当たり監理団体に対し、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第二項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。
- (3) 監理団体及び団体監理型実習実施者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。
- イ 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。
  - ロ 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働、休憩時間、休日等について明示すること。
  - ハ 賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下このハにおいて「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算額の基礎として設定する労働時間数（以下このハにおいて「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。
- (4) 監理団体及び団体監理型実習実施者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによるべきであること。
- イ 原則として、団体監理型技能実習生等と最初に接触する時点までに従事すべき業務の内容等を明示すること。なお、(3)ハ後段に係る内容の明示については、特に留意すること。
  - ロ 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること。
- (5) 監理団体及び団体監理型実習実施者等は、(一)又は(二)により従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げる事項に配慮すること。
- イ 団体監理型技能実習生等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の水準、範囲等を可能な限り限定すること。
  - ロ 団体監理型技能実習生等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
  - ハ 明示する従事すべき業務の内容等が労働契約を含む技能実習に係る契約締結時の従事すべき業務の内容等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当該明示を受けた団体監理型技能実習生等に速やかに知らせること。

## 2. 団体監理型実習実施者等による労働条件等の変更等に係る明示

- (1) 団体監理型実習実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第

五条の三第三項の規定に基づき、団体監理型技能実習生等と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この二において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする者に対し、当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（三）において「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

(2) 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示について、一(四)ロにより、従事すべき業務の内容等の事項の一部（以下この(二)において「当初明示事項」という。）が明示され、別途、当初明示事項以外の従事すべき業務の内容等の事項が明示された場合は、当初明示事項を第一項明示として取り扱うこと。

(3) 団体監理型実習実施者等は、(1)の明示を行うに当たっては、団体監理型技能実習生等が変更内容等を十分に理解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、次のイの方法によることが望ましいが、次のロなどの方法によることも可能であること。

イ 第一項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。

ロ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五条第四項第一号の規定に基づき送信されるファクシミリの記録又は同項第二号の規定に基づき送信される電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内容等を注記すること。なお、第一項明示の一部の事項を削除する場合にあっては、削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。

(4) 団体監理型実習実施者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終了した後、当該労働契約を締結するかどうか団体監理型技能実習生等が考える時間が確保されるよう、可能な限り速やかに(1)の明示を行うこと。また、(1)の明示を受けた団体監理型技能実習生等から、第一項明示を変更し、特定し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明すること。

(5) 第一項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること。また、第一項明示を安易に変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加してはならないこと。

(6) 学校卒業見込者等（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下この(六)において同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（一(四)ロにより、従事すべき

業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。)は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、法第二十七条第二項の規定より適用する職業安定法第五条の三第一項及び(一)の明示が書面により行われるべきであること。

- (7) 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の三第一項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであった場合、(一)の明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみなされるものではないこと。
- (8) 団体監理型実習実施者等は、第一項明示を変更し、削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであること。

### **第三 法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第三十三条の五に関する事項 (監理団体の責務)等**

#### **1. 監理団体における求人の申込みの受理に関する事項**

- (1) 監理団体は、原則として、団体監理型実習実施者等に対し、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の五第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。
- (2) 監理団体は、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。

#### **2. 団体監理型技能実習生等の能力に適合する職業の紹介の推進**

監理団体は、団体監理型技能実習生等の能力に適合した技能実習に係る職業紹介を行うことができるよう、団体監理型技能実習生等の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

#### **3. 団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等からの苦情の適切な処理**

監理団体は、主務大臣の機関、外国人技能実習機構、他の監理団体その他関係者と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等からの苦情(あっせんを行った後の苦情を含む。)を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

#### **4. 監理事業に係る適正な許可の取得**

- (1) 団体監理型実習実施者等に紹介するため団体監理型技能実習生等を探索した上当該団体監理型技能実習生等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理団体の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、技能実習に係る職業紹介を行う事業は監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。
- (2) 次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、監理団体の許可を取得する

必要があること。また、宣伝広告の内容、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等との間の契約内容等から判断して、団体監理型実習実施者等に団体監理型技能実習生等を、若しくは団体監理型技能実習生等に団体監理型実習実施者等をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

イ 提供される団体監理型技能実習生等に関する情報若しくは求人に関する情報の内容又は提供相手について、あらかじめ明示的に設定された客観的な条件に基づくことなく当該者の判断により選別又は加工を行うこと。

ロ 当該者から、団体監理型技能実習生等に対する求人に関する情報に係る連絡又は団体監理型実習実施者等に対する団体監理型技能実習生等に関する情報に係る連絡を行うこと。

ハ 団体監理型技能実習生等と団体監理型実習実施者等との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該意思疎通の内容に加工を行うこと。

#### 5. 適正な宣伝広告等に関する事項

(1) 監理事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の趣旨に鑑みて、不当に団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

(2) 求職の申込みの勧奨については、団体監理型技能実習生等が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、監理事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、監理団体が団体監理型技能実習生等に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないこと。

### 第四 法第四十三条に関する事項（団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い）

#### 1. 個人情報の収集、保管及び使用

(1) 監理団体は、その業務の目的の範囲内で団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報（一及び二において単に「個人情報」という。）を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

(2) 監理団体は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

(3) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合はこの限りではないこと。

## 2. 個人情報の適正な管理

(1) 監理団体は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次の事項に係る措置を講ずるとともに、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないこと。

イ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

ロ 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

ハ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

ニ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

(2) 監理団体が、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

(3) 監理団体は、次に掲げる事項を含む個人情報の適正管理に関する規程を作成し、これを遵守しなければならないこと。

イ 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

ロ 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

ハ 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正(削除を含む。以下同じ。)の取扱いに関する事項

ニ 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

(4) 監理団体は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならないこと。

## 3. 個人情報の保護に関する法律の遵守等

1及び2に定めるもののほか、監理団体は、個人情報の保護に関する法律第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者」という。)に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

## 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（企業単独型）

### 1. 原則

- (1) 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載ください（ホチキスなし。）。
  - (2) 本表（書類の番号2）の1～60のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。
  - (3) 提出書類に付す本表については、「申請者確認欄」に書類の添付状況について、「有」又は「無」に○を付して添付ください。
  - (4) 「技能実習の区分（提出の要否）」欄の印の意味は以下のとおりです。
    - ◎： 必ず提出が必要なもの。
    - ： 過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
    - ： 過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
    - △： 実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの。
    - ×： 提出が不要なもの。
  - ※（4）の○又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の（※）欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日（申請日）又は申請番号（認定番号）を記載ください。
  - ※ 書式の欄の「参考様式」はその様式の使用は必須ではないが同様の内容を記載した書類の提出が必要なものです。（「省令様式」はその様式の使用が必須。）
- (5) 本表の書類番号3から9については副本の提出が必要です。申請書類の末尾にまとめて添付してください。

### 2. 複数の技能実習計画について同時に申請する場合

複数の技能実習計画について同時に申請いただく場合には、上記1に加え、以下について留意いただく必要があります。

- (1) 筆頭の技能実習生に係る技能実習計画  
書類番号の1から60のうちで提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。
- (2) 2人目以降の技能実習生に係る技能実習計画  
以下について技能実習計画（技能実習生）ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号1の名簿順に並べて提出をお願いします。
  - ①本表
  - ②書類の番号1～60
- (3) (2)にかかわらず、①本表及び②書類の番号19以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。その場合には、本表の「iii 技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います。（同一でない場合には当該者については添付願います。）
- (4) 「留意事項」欄で「連名可」としている書類については、申請内容が同じであれば筆頭の技能実習生に係る技能実習計画にのみ添付すれば足りります。（2人目以降は不要です。）

### 3. その他

- (1) 技能実習計画の認定基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種（介護職種等）に係る認定申請である場合や、追加的に資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の提出を求められることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。

## 企業単独型技能実習

i 申請者の氏名又は名称		第	号	
ii 申請する技能実習の区分		第	号	
iii 技能実習生の氏名				
iv 受検手続支援申請の有無及び有の場合、申請年月日	有（    年    月    日 ） ・ 無			

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
1	申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿	(機構HPに掲載)	◎	◎	複数人の技能実習計画を同時に申請する場合に提出してください。	有	無
2	技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（本表）	(機構HPに掲載)	◎	◎	申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類とともに提出してください。	有	無
3	技能実習計画認定申請書	省令様式 第1号	◎	◎	・正副1部ずつ <b>本書類については副本の提出が必要です。</b> ・第1面から第7面の提出を要する書類の正本（申請者等の記名がされているもの）及びその副本をそれぞれ綴じてください。 ・ <b>副本については、申請書類の末尾にまとめて添付してください。</b> ・第2面「1申請者」に記載する法人の役員について、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、「住所」欄の記載は不要です。	有	無
4	技能実習計画		◎	◎		有	無
5	入国後講習実施予定表		◎	×		有	無
6	実習実施予定表		◎	×		有	無
7	実習実施予定表（1年目）		×	◎		有	無
8	実習実施予定表（2年目）		×	◎		有	無
9	欠格事由非該当の誓約		◎	◎		有	無

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
10	申請者の誓約書	参考様式第1-2号	◎	◎	※連名可 ・労災保険の暫定任意適用事業に該当する 場合については、以下の書類を提出してく ださい(※)。 (労災保険に加入する場合) 労働保険番号が付与された保険関係成立 届(事業主控)の写し(年度更新における 領収証書又は通帳の写し等でも可)  (民間の任意保険に加入する場合) 民間の任意保険への加入が確認できる契 約書等の書類  ※新たに労働保険の適用事業となる場合又 は民間保険に加入する場合、入国後講習修 了後1ヶ月以内に提出してください。	有	無
11	技能実習生の旅券その他の身分を証する 書類の写し	—	◎	◎	身分事項が確認できる部分の写し。 ※在留カードの交付を受けている場合は、 その写しを必ず提出してください。	有	無
12	技能実習生の履歴書	参考様式第1-3号	◎	●		有	無
13	外国の所属機関の概要書及び当該機関に よる証明書(企業単独型技能実習)	参考様式第1-11号	◎	●	※連名可	有	無
14	雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式第1-14号	◎	◎		有	無
15	技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用 についての説明書	参考様式第1-16号	◎	◎	※連名可 ※第2号及び第3号申請の場合、「2. 宿 泊施設」については、過去3年以内に他の 技能実習計画に関し機構への申請又は届出 により提出したものと内容に変更(経年 による変更を除く。)がない場合は記載は不 要です。ただし、実習先(実習実施者)変 更により新たな技能実習生を受け入れる場 合には記載が必要です。	有	無
16	技能実習の期間中の待遇に関する重要事 項説明書	参考様式第1-19号 (A・D)	◎	×		有	無
		参考様式第1-19号 (B・C)	×	◎		有	無
17	技能実習生の申告書	参考様式第1-20号	◎	●		有	無
18	前段階の技能実習計画において目標とし て定めた技能検定又は技能実習評価試験 の合格又は一部合格を証する書類の写し	—	×	◎	機構による受検手続の支援に係る同意書を 提出した技能実習生の場合、合格を証する 書類の提出は不要です。	有	無

○以下は、複数の技能実習計画を同時に申請する場合であって、それぞれの内容が全く同じときには、2人目以降の申請書類への添付は不要です(その場合、本表上の「iii 技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います)。

19	申請者の概要書	参考様式第1-1号	◎	◎	複数の法人が共同で技能実習を行わせる場 合には、法人ごとに1部ずつ作成してくだ さい。	有	無
20	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書	—	○	○	・複数の法人が共同で技能実習を行わせる 場合には、各法人ごとに1枚ずつ提出して ください。 ・発行日から3月以内のものを提出してく ださい。	有	無
21	【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の貸借対照表の写し	—	○	○	直近の事業年度で債務超過がある場合は、 中小企業診断士、公認会計士等の企業評価 を行う能力を有すると認められる公的資格 を有する第三者が改善の見通しについて評 価を行った書類も提出してください。	有	無
22	【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の損益計算書又は収支計 算書の写し	—	○	○		有	無

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
23	【申請者が法人の場合】 従業員の住民票の写し（役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーを取るのではなく、役所から交付されたものを提出してください）		○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員全員について提出してください（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したものを。参考様式第1-36号参照。）の提出でも可。）。</li> <li>・マイナンバーの記載がないもの。</li> <li>・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。</li> <li>・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。</li> <li>・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。</li> <li>・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し。</li> <li>・発行日から3月以内のものを提出してください。</li> </ul>	有	無
24	【申請者が個人事業主の場合】 申請者の住民票の写し	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーの記載がないもの。</li> <li>・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。</li> <li>・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。</li> <li>・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。</li> <li>・発行日から3月以内のものを提出してください。</li> </ul>	有	無
25	【申請者が個人事業主の場合】 直近2年度の納税申告書の写し	—	○	○	税務署の受付印があるものを提出してください（電子申告の場合を除く。）。	有	無
26	技能実習責任者の履歴書	参考様式第1-4号	○	○	※技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
27	技能実習責任者の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証などの写し）	—	○	○	同上 ※健康保険等の被保険者証の被保険者記号等・番号等をマスキングの上提出してください。	有	無
28	技能実習責任者の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
29	技能実習指導員の履歴書	参考様式第1-4号	○	○	※技能実習責任者、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
30	技能実習指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証などの写し）	—	○	○	同上 ※健康保険等の被保険者証の被保険者記号等・番号等をマスキングの上提出してください。	有	無
31	技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
32	生活指導員の履歴書	参考様式第1-4号	○	○	※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
33	生活指導員の常勤性が確認できる書類（健康保険等の被保険者証などの写し）	—	○	○	同上 ※健康保険等の被保険者証の被保険者記号等・番号等をマスキングの上提出してください。	有	無
34	生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
35	技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-22号	◎	●△		有	無

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※

【以下は、特定の事由に該当する場合に提出を要する書類です。】

○複数の法人による共同実施の場合（親会社と子会社又は同一の親会社をもつ複数の法人（親会社と子会社等）の場合）

36	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	複数の法人が申請者となり共同で技能実習を行わせようとする場合に提出してください。 ※規則第3条第1号の適用を受けようとする場合。	有	無	
----	-------------------------	------	---	---	---	---	---	--

○複数の法人による共同実施の場合（親会社と子会社等以外で密接な関係を有するとする場合）

37	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第3条第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無	
38	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	同上	有	無	
39	複数の法人（申請者）が事業上密接な関係を有することを証する書類 (取引先、提携先等が分かる書類の写し、業務提携契約書の写し、会社パンフレットなど)	—	○	○	同上	有	無	

○中断した技能実習を再開する場合

40	技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書	様式自由	◎	◎	・技能実習生の病気・怪我（労災を含む。）、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合に提出してください。 ・技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。	有	無	
----	----------------------------------	------	---	---	--	---	---	--

○再度同じ段階の技能実習を行おうとする場合

41	再度同じ段階の技能実習を行う理由書	様式自由	◎	◎	以下に該当する場合に提出してください。 ・過去に技能実習を修了した者が、再び、同じ業種かつ同じ段階の技能実習を行うとする技能実習計画認定申請を行う場合。 ・規則第16条第4項第1号、2号及び3号に該当する技能実習生に係る技能実習計画認定申請を行う場合。	有	無	
----	-------------------	------	---	---	--	---	---	--

○移行対象職種・作業以外である場合

42	技能実習計画における業務内容、使用する素材・材料、機械設備、製品等の例など、技能実習の内容を明らかにする資料として、写真付きの工程表（フローチャート）	様式自由	○	×	移行対象職種・作業ではない場合に提出してください。	有	無	
----	---	------	---	---	---------------------------	---	---	--

○外国の準備機関がある場合

43	外国の準備機関の概要書及び誓約書	参考様式第1-13号	◎	●	所属機関（勤務先）以外に技能実習の準備に関与する機関（入国前講習の実施機関、手続の代行機関）がある場合に提出してください。	有	無	
----	------------------	------------	---	---	---	---	---	--

○一定以上の国際取引の実績がある外国の公私の機関から技能実習生を受け入れようとする場合

44	外国の事業所が登記・登録されていることを証する公的な書類	—	◎	○	規則第2条第1号に該当することを立証する場合に提出してください。	有	無	
45	1年以上の取引期間又は過去1年間に10億円以上の取引額があることを証する信用状及び船荷証券（航空貨物運送状を含む）	—	◎	○	同上	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※

○国際的な業務上の提携その他密接な関係を有する機関から技能実習生を受け入れようとする場合

46	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第2条第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無	
47	申請者が外国にある事業所から技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	○	○	同上	有	無	
48	外国にある事業所が申請者に技能実習生を派遣する理由書	様式自由	○	○	同上	有	無	
49	申請者と外国の公私の機関が国際的な業務上の提携等を行っていることを証する書類(取引先、提携先等がわかる書類)として、信用状及び船荷証券(航空貨物運送状を含む。)の写し又は業務提携契約書の写しなど	-	○	○	同上	有	無	
50	外国にある事業所が登記・登録されていることを証する公的な書類	-	○	○	同上	有	無	
51	外国にある事業所のパンフレット(事業内容、取引先、常勤の職員数などがわかるもの)	-	○	○	同上	有	無	

○第3号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合

52	優良要件適合申告書(実習実施者)	参考様式第1-24号	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3号技能実習を行わせようとする場合又は規則第16条第2項(人数枠の拡大)の適用を受けようとする場合に提出してください。</li> <li>別途、項目に応じて、提出が求められている資料(※)があります。</li> <li>※新記点を採用する場合は、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>i 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表(様式自由)(実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合)</li> <li>ii 実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。</li> </ul> </li> </ul>	有	無	
----	------------------	------------	---	---	--	---	---	--

○入国前講習を実施する場合

53	入国前講習実施(予定)表	参考様式第1-29号	◎	×	技能実習生に対し、外国で1月以上かつ160時間以上の入国前講習を実施し、入国後講習の時間数を第1号技能実習の合計時間数の12分の1とする場合に提出してください。	有	無	
54	入国前講習が過去6月以内に行われていない理由を記載した書類(特例)	様式自由	◎	×	入国前講習が過去6月以内に行われていない場合(※)に提出してください。 ※「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、令和元年8月1日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。 本特例措置は、改正省令の施行日から令和4年7月31日までの間になされた技能実習計画の認定の申請について適用されます。また、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。	有	無	

○入国後講習を第1号技能実習の総時間数の24分の1以上に短縮する場合(特例)

55	オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した書類(特例)	様式自由	◎	×	入国後講習を「第1号技能実習の総時間数の24分の1以上に短縮する場合(※)」に提出してください。 ※要件を満たす入国後講習を実施する場合には、「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上」の期間かつ「240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。 本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。 本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。	有	無	
----	----------------------------------	------	---	---	--	---	---	--

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
○複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせようとする場合							
56	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-30号	◎	●△	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる場合に提出してください。	有	無
○審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合							
57	理由書	参考様式第1-38号	◎	●△	審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合に提出してください。	有	無
○継続的かつ安定的な体制を有するものとして人数枠の算定を行おうとする場合							
58	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第16条第1項第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無
59	出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から認定を受けて特例人数枠で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	○	○	同上	有	無
60	過去に受け入れて帰国した技能実習生の現在の職務内容を明らかにする書類	-	○	○	同上	有	無
○その他の資料等							
★	技能実習生の個人情報の取扱いに係る同意書	参考様式第1-39号			・雇用保険制度における失業等給付に係る事務において、外国人技能実習機構から実習実施者の所在地を所管する都道府県労働局及び公共職業安定所に個人情報を提供することに同意する場合に提出してください。	有	無
★	委任状	サンプルを機構HPに掲載			・申請者又は認定の申請に係る担当者（省令様式第1号第2面備考欄に記載のある者）以外の方に申請書の提出や申請結果の通知等の受領を委任する場合に提出してください。 ・審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無
★	返信用封筒（申請受理票送付用） 1枚	長型3号封筒 ※84円分の切手を貼付			・郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に84円分の切手を貼付してください。	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用） 1枚	角形2号封筒に申請件数に応じた郵便料金分の切手を貼付 レターバックプラス（赤色）でも可			・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」(パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照)をご確認ください。レターバックプラスの場合、重量4kg以内で料金は520円です。	有	無
☆	手数料の払込みを証する書類	手数料払込申告書 (台紙) (機構HPに掲載)	◎		・手数料は、技能実習計画認定1件（技能実習生1名）につき3,900円です。申請件数に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・払込証明書等は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。	有	無
○技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときに提出する書類（本申請での添付は不要です。）							
	実習実施者届出書	省令様式第7号			・技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときには、遅滞なく、地方事務所・支所の認定課に必ず提出してください。 ・技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせる都度ではなく、実習実施者において初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときのみ、届出を行うことで差し支えありません。		

## 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（団体監理型）

### 1. 原則

- (1) 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載ください（ホチキスなし。）
- (2) 本表（書類の番号2）の1～55のうち提出を要する書類について、本表の番号順に並べ、先頭に本表を付して提出ください。
- (3) 提出書類に付す本表については、「申請者確認欄」に書類の添付状況について、「有」又は「無」に○を付して添付ください。
- (4) 「技能実習の区分（提出の要否）」欄の印の意味は以下のとおりです。
  - ◎： 必ず提出が必要なもの。
  - ： 過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
  - ： 過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更（経年による変更を除く。）がない場合に提出が不要なもの。（地方出入国在留管理局へ提出したものは含まない。）
  - △： 実習先（実習実施者）変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの。
  - ×： 提出が不要なもの。
- ※（4）の○又は●に該当することにより「無」とする書類については、本表の「申請者確認欄」の（※）欄に「提出を省略する書類を添付した過去の技能実習計画認定申請書」を提出した日（申請日）又は申請番号（認定番号）を記載ください。
- ※ 書式の欄の「参考様式」はその様式の使用は必須ではないが同様の内容を記載した書類の提出が必要なものです（「省令様式」はその様式の使用が必須。）
- (5) 本表の書類番号3から9については副本の提出が必要です。申請書類の末尾にまとめて添付してください。

### 2. 複数の技能実習計画について同時に申請する場合

複数の技能実習計画について同時に申請いただく場合には、上記1に加え、以下について留意いただく必要があります。

- (1) 筆頭の技能実習生に係る技能実習計画  
書類番号の1から55のうち提出を要する全ての書類を番号順に並べ、本表を付して提出願います。
- (2) 2人目以降の技能実習生に係る技能実習計画  
以下について技能実習計画（技能実習生）ごとにクリップ等で綴じた上で、書類番号1の名簿順に並べて提出をお願いします。
  - ①本表k
  - ②書類の番号1～55
- (3) (2)にかかわらず、①本表及び②書類の番号13の参考様式第1-22号、33号及び34号、③書類の番号24以降については、内容が全く同じであれば2人目以降の申請書類への添付は不要です。その場合には、本表の「iii 技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」との通り。」と記載願います。（同じでない場合には当該者については添付願います。）
- (4) 「留意事項」欄で「連名可」としている書類については、申請内容が同じであれば筆頭の技能実習生に係る技能実習計画にのみ添付すれば足り（2人目以降は不要です。）

### 3. その他

- (1) 技能実習計画の認定基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種（介護職種等）に係る認定申請である場合や、追加的に資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の提出を求められることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。

### 団体監理型技能実習

i	申請者名称又は氏名若しくは実習実施者届出番号
ii	申請する技能実習の区分 第 号
iii	技能実習生の氏名
iv	監理団体の名称
v	受検手続支援申請の有無及び有の場合、申請年月日 有（ 年 月 日）・無

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
1	申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿	(機構HPに掲載)	◎	◎	複数の技能実習計画を同時に申請する場合に提出してください。	有	無
2	技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（本表）	(機構HPに掲載)	◎	◎	申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類とともに提出してください。	有	無
3	技能実習計画認定申請書	省令様式 第1号	◎	◎	・正副1部ずつ <b>本書類については副本の提出が必要です。</b> 第1面から第7面の提出を要する書類の正本（申請者等の記名がされているもの）及びその副本をそれぞれ綴じてください。 <b>・副本については、申請書類の末尾にまとめて添付してください。</b> ・第2面「1 申請者」に記載する法人の役員について、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、「住所」欄の記載は不要です。	有	無
4	技能実習計画		◎	◎		有	無
5	入国後講習実施予定表		◎	×		有	無
6	実習実施予定表		◎	×		有	無
7	実習実施予定表（1年目）		×	◎		有	無
8	実習実施予定表（2年目）		×	◎		有	無
9	欠格事由非該当の誓約		◎	◎		有	無

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
10	申請者の誓約書	参考様式第1-2号	◎	◎	※連名可 ・ 労災保険の暫定任意適用事業に該当する場合については、以下の書類を提出してください(※)。 (労災保険に加入する場合) 労働保険番号が付与された保険関係成立届(事業主控)の写し(年度更新における領収証書又は通帳の写し等でも可)  (民間の任意保険に加入する場合) 民間の任意保険への加入が確認できる契約書等の書類  ※新たに労働保険の適用事業となる場合又は民間保険に加入する場合、入国後講習修了後1ヶ月以内に提出してください。	有	無
11	技能実習生の旅券その他の身分を証する書類の写し	—	◎	◎	身分事項が確認できる箇所の写し。 ※在留カードの交付を受けている場合は、その写しを必ず提出してください。	有	無
12	技能実習生の履歴書	参考様式第1-3号	◎	●		有	無
13	次の①～③のうちいずれかの資料 ①外国の所属機関による証明書(団体監理型技能実習) ②教育機関の概要書、外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が実施した場合は、技能実習生が履修した科目について当該実施機関が証明する文書 ③技能実習を行わせる理由書、訓練実施予定表	①参考様式第1-28号 ②参考様式第1-33号、 証明書 ③参考様式第1-22号、 1-34号	◎	●	(①の場合) 技能実習生が本国を出国する時点で所属している勤務先がある場合に提出してください。 ※参考様式第1-22号、第1-33号、第1-34号については、複数実習生について申請書類の内容が同じであれば1部のみ提出可。 ※参考様式第1-28号については、連名可	有	無
14	技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書	参考様式第1-10号	◎	●	※連名可	有	無
15	雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式第1-14号	◎	◎		有	無
16	技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書	参考様式第1-16号	◎	◎	※連名可 ※第2号及び第3号申請の場合、「2. 宿泊施設」については、過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更(終年による変更を除く。)がない場合の記載は不要です。ただし、実習先(実習実施者)変更により新たな技能実習生を受け入れる場合には記載が必要です。	有	無
17	技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書	参考様式第1-19号 (A・D)	◎	×		有	無
		参考様式第1-19号 (B・C・E・F)	×	◎		有	無
18	技能実習生の申告書	参考様式第1-20号	◎	●		有	無
19	技能実習の準備に関し本国内で支払った費用の明細書	参考様式第1-21号	◎	●		有	無
20	技能実習生の推薦状	参考様式第1-23号	◎	●	・ 別紙を用いて複数の技能実習生の推薦状をまとめて発行することは(も)可能です。 ※連名可	有	無
21	同種業務従事経験等説明書(団体監理型技能実習)	参考様式第1-27号	◎	●	証明内容について、別途添付資料を要する場合があります。 ※連名可	有	無
22	団体監理型技能実習生と取次送出機関との間の技能実習に係る契約書の写し	様式自由	◎	●		有	無
23	前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類の写し	—	×	◎	機構による受検手続の支援に係る同意書を提出した技能実習生の場合、合格を証する書類の提出は不要です。	有	無

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※

○以下は、複数の技能実習計画を同時に申請する場合であって、それぞれの内容が全く同じときには、2人目以降の申請書類への添付は不要です（その場合、本表上の「iii 技能実習生の氏名」欄に「別添「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」のとおり。」と記載願います）。

24	申請者の概要書	参考様式第1-1号	◎	◎	複数の法人が共同で技能実習を実施する場合には、法人ごとに1部ずつ作成してください。	有	無	
25	【申請者が法人の場合】 登記事項証明書	—	○	○	・複数の法人が共同で技能実習を行わせる場合には、各法人ごとに1枚ずつ提出してください。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。	有	無	
26	【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の貸借対照表の写し	—	○	○	直近の事業年度で債務超過がある場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書類も提出してください。	有	無	
27	【申請者が法人の場合】 直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し	—	○	○		有	無	
28	【申請者が法人の場合】 役員の住民票の写し（役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーを取るのではなく、役所から交付されたものを提出してください）		○	○	・役員全員分の提出が必要です（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式第1-36号参照。）の提出でも可。）。 ・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。	有	無	
29	【申請者が個人事業主の場合】 申請者の住民票の写し	—	○	○	・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載があるもの。 ・外国人（特別永住者を除く）の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。	有	無	
30	【申請者が個人事業主の場合】 直近2年度の納税申告書の写し	—	○	○	税務署の受付印があるものを提出してください（電子申告の場合を除く。）。	有	無	
31	技能実習責任者の履歴書	参考様式第1-4号	○	○	※技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
32	技能実習責任者の常勤性が確認できる書類 (健康保険等の被保険者証などの写し)	—	○	○	同上 ※健康保険等の被保険者証の被保険者等記号・番号等をマスキングの上提出してください。	有	無	
33	技能実習責任者の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習指導員、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
34	技能実習指導員の履歴書	参考様式第1-4号	○	○	※技能実習責任者、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	
35	技能実習指導員の常勤性が確認できる書類 (健康保険等の被保険者証などの写し)	—	○	○	同上 ※健康保険等の被保険者証の被保険者等記号・番号等をマスキングの上提出してください。	有	無	
36	技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、生活指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無	

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
37	生活指導員の履歴書	参考様式第1-4号	○	○	※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
38	生活指導員の常勤性が確認できる書類 (健康保険等の被保険者証などの写し)	—	○	○	同上 ※健康保険等の被保険者証の被保険者等記号・番号等をマスキングの上提出してください。	有	無
39	生活指導員の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第1-5号	○	○	※技能実習責任者、技能実習指導員と兼任の場合には合わせて一部の提出で差し支えありません。	有	無
40	技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-22号	◎	●△		有	無
41	監理団体と実習実施者間の実習監理に係る契約書又はこれに代わる書類の写し	様式自由	s	○	・契約書に代わる書類として、監理団体(組合)と実習実施者(組合員)との関係を規定している書類(監理団体(組合)が定めた技能実習に関する事業に係る規約と、当該規約に実習実施者が組合員として服することが分かる書類)を提出することが可能です。	有	無

【以下は、特定の事由に該当する場合に提出を要する書類です。】

○複数の法人による共同実施の場合(親会社と子会社又は同一の親会社をもつ複数の法人(親会社と子会社等)の場合)

42	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	複数の法人が申請者となり共同で技能実習を行わせようとする場合に提出してください。 ※規則第3条第1号の適用を受けようとする場合。	有	無
----	-------------------------	------	---	---	---	---	---

○複数の法人による共同実施の場合(親会社と子会社等以外で密接な関係を有するとする場合)

43	理由書	参考様式第1-26号	○	○	規則第3条第2号の適用を受けようとする場合に提出してください。	有	無
44	複数の法人が共同で技能実習生を受け入れる理由書	様式自由	◎	○	同上	有	無
45	複数の法人(申請者)が事業上密接な関係を有することを証する書類 (取引先、提携先等が分かる書類の写し、業務提携契約書の写し、会社パンフレットなど)	—	○	○	同上	有	無

○中断した技能実習を再開する場合

46	技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯等を記載した理由書	様式自由	◎	◎	・技能実習生の病気・怪我(労災を含む。)、技能実習生の家族の都合や、自身の妊娠・出産等により、一旦、技能実習の実施が困難となり、帰国した後などに、改めて技能実習の再開を希望する場合に提出してください。 ・技能実習生自身が職務怠慢により欠勤していたなど、技能実習を継続する意思や能力を欠くことに起因した中断については、再開は認められません。	有	無
----	----------------------------------	------	---	---	--	---	---

○再度同じ段階の技能実習を行おうとする場合

47	再度同じ段階の技能実習を行う理由書	様式自由	◎	◎	以下に該当する場合に提出してください。 ・過去に技能実習を修了した者が、再び、同じ職種かつ同じ段階の技能実習を行うとする技能実習計画認定申請を行う場合。 ・規則第16条第4項第1号、2号及び3号に該当する技能実習生に係る技能実習計画認定申請を行う場合。	有	無
----	-------------------	------	---	---	--	---	---

○移行対象職種・作業以外である場合

48	技能実習計画における業務内容、使用する素材・材料、機械設備、製品等の例など、技能実習の内容を明らかにする資料として、写真付きの工程表(フローチャート)	様式自由	○	×	移行対象職種・作業でない場合に提出してください。	有	無
----	---	------	---	---	--------------------------	---	---

○外国の準備機関がある場合

49	外国の準備機関の概要書及び誓約書	参考様式第1-13号	◎	●	所属機関(勤務先)以外に技能実習の準備に関与する機関(入国前講習の実施機関、手続の代行機関)がある場合に提出してください。	有	無
----	------------------	------------	---	---	---	---	---

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
○第3号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合							
50	優良要件適合申告書(実習実施者)	参考様式第1-24号	◎	◎	・第3号技能実習を行わせようとする場合又は規則第16条第2項(人数枠の拡大)の適用を受けようとする場合に提出してください。 ・別途、項目に応じて、提出が求められている資料(※)があります。 ※新記点を採用する場合は、 i 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表(様式自由)(実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合) ii 実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。	有	無
○入国前講習を実施する場合							
51	入国前講習実施(予定)表	参考様式第1-29号	◎	×	技能実習生に対し、外国で1月以上かつ160時間以上の入国前講習を実施し、入国後講習の時間数を第1号技能実習の合計時間数の12分の1とする場合に提出してください。	有	無
52	入国前講習が過去6月以内に行われていない理由を記載した書類(特例)	様式自由	◎	×	入国前講習が過去6月以内に行われていない場合(※)に提出してください。 ※「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、令和元年8月1日以降に技能実習生が受講する講習が入国前講習として認められます。 本特例措置は、改正省令の施行日から令和4年7月31日までの間になされた技能実習計画の認定の申請について適用されます。また、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。	有	無
○入国後講習を第1号技能実習の総時間数の24分の1以上に短縮する場合(特例)							
53	オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した書類(特例)	様式自由	◎	×	入国後講習を「第1号技能実習の総時間数の24分の1以上に短縮する場合(※)に提出してください。 ※要件を満たす入国後講習を実施する場合に「第1号技能実習の総時間数の12分の1以上」とする入国後講習の時間数については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年2月26日施行)により、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上の期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、「第1号技能実習の総時間数の24分の1」に短縮することが認められます。 本特例措置は、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画についても適用対象となります。本措置の終期については、感染拡大や本邦の防疫措置の状況を踏まえて検討し、一定の周知期間を設けた上でお知らせします。	有	無
○複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせようとする場合							
54	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-30号	◎	●△	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる場合に提出してください。	有	無
○審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合							
55	理由書	参考様式第1-38号	◎	●△	審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合に提出してください。	有	無
○その他の資料等							
★	技能実習生の個人情報の取扱いに係る同意書	参考様式第1-39号			・雇用保険制度における失業等給付に係る事務において、外国人技能実習機構から実習実施者の所在地を所管する都道府県労働局及び公共職業安定所に個人情報を提供することに同意する場合に提出してください。	有	無
★	委任状	サンプルを機構HPに掲載			・申請者又は認定の申請に係る担当者(省令様式第1号第2面備考欄に記載のある者)以外の方に申請書の提出や申請結果の通知等の受領を委任する場合に提出してください。 ・審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無

番号	必要な書類	書式	技能実習の区分 (提出の要否)		留意事項	申請者確認欄	
			1号	2号 3号		○をつける。	※
★	返信用封筒（申請受理票送付用） 1枚	長型3号封筒 ※84円分の切手を貼付			・ 郵送による申請の場合は、申請受理票を郵送しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に84円分の切手を貼付してください。	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用） 1枚	角形2号又は1号封筒に申請 件数に応じた郵便料金分の切 手を貼付 レターパックプラス（赤色） でも可			・ 申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に申請件数に応じた簡易書留郵便料金分の切手を貼付したものを提出してください。 ・ 当該封筒の提出がなかった場合は、申請を行った機構地方事務所・支所へお越しいただいた上で、結果を通知することとなります。 ・ 申請件数に応じた郵便料金は、「郵便料金の目安」(パンフレット「技能実習計画の認定申請手続」参照)をご確認ください。レターパックプラスの場合、重量4kg以内で料金は520円です。	有	無
☆	手数料の払込みを証する書類	手数料払込申告書 (台紙) (機構HPに掲載)	◎		・ 手数料は、技能実習計画認定1件（技能実習生1名）につき3,900円です。申請件数に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・ 払込証明書等は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。	有	無

○技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときに提出する書類（本申請での添付は不要です。）

	実習実施者届出書	省令様式第7号			・ 技能実習計画の認定を受けた後、技能実習を開始したときには、遅滞なく、地方事務所・支所の認定課に必ず提出してください。 ・ 技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせる都度ではなく、実習実施者において初めて技能実習計画の認定を受けて技能実習を開始したときのみ、届出を行うことで差し支えありません。		
--	----------	---------	--	--	--	--	--

## 監理団体の許可申請の添付書類一覧

(4-1)

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更 (特定→一般)	事業区分変更 (一般→特定)	
1	監理事業計画書	省令様式第12号	◎	◎	◎	◎	
2	申請者の概要書	参考様式第2-1号	○	△	△	△	
3	登記事項証明書	-	○	△	△	△	
4	定款又は寄付行為の写し	-	○	△	△	△	
5	船員職業安定法第34条第1項の許可証の写し	-	○	△	△	△	船員である技能実習生に係る実習監理を行う場合に提出が必要。
6	直近2事業年度の貸借対照表の写し 同一年度のもの	-	○	○	△	△	直近の事業年度で債務超過となっている場合、以下の措置により解消が確実視されることが必要。①増資が実施済みである（登記簿等により確認ができること。）。②組合費・賦課金による収益、共同事業により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。
7	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し	-	○	○	△	△	
8	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し	-	○	○	△	△	税務署の受付印があるものに限る。
9	直近2事業年度の法人税の納税証明書	-	○	○	△	△	納税証明書「その2」の所得金額の証明の提出が必要。
10	預金残高証明書等の現金・預金の額を証する書類	-	○	○	○	○	
11	監理事業所の土地・建物に係る不動産登記事項証明書	-	◎	△	△	△	
12	監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し	-	◎	△	△	△	
13	監理事業所の見取り図及び監理事業所の写真	-					
14	個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程の写し	-	◎	△	△	△	主務大臣が規程例（本要領別紙⑥）を示しているので参照のこと。
15	監理団体の組織体系図	-	○	△	△	△	個人情報を取り扱う部署が区分されていることを明示することが必要。
16	監理団体の業務の運営に係る規程の写し	-	◎	△	△	△	主務大臣が規程例（本要領別紙⑤）を示しているので参照のこと。

# 監理団体の許可申請の添付書類一覧

(4-2)

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更 (特定→一般)	事業区分変更 (一般→特定)	
17	申請者の誓約書	参考様式第2-2号	○	○	○	○	
18	役員の住民票の写し ※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 1 法定代理人が個人の場合 法定代理人の住民票の写し 2 法定代理人が法人の場合 法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し	-	○	△	△	△	・役員全員分の提出が必要・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍地及び筆頭者の記載があるもの。 ・外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
19	役員の履歴書	参考様式第2-3号	○	△	△	△	全員分の提出が必要
20	監理責任者の住民票の写し	-	○	△	△	△	・マイナンバーの記載がないもの。 ・日本人の場合は、本籍地及び筆頭者の記載があるもの。 ・外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。 ・特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
21	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号	○	△	△	△	
22	監理責任者講習の受講証明書の写し	-	○	○	△	△	
23	監理責任者の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第2-5号	○	○	○	○	
24	監理責任者の社会保険・労働保険(雇用保険等)の加入状況を証する書類(健康保険等の被保険者証の写しなど、申請者における常勤の役員であることが確認できるもの)	-	○	○	○	○	

(注1) 様式番号の欄のうち、  
 省令様式は必ず使用しなければならない様式  
 参考様式は必ず使用しなければならない様式ではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの

(注2) 提出の要否欄のうち、  
 ◎印は、監理事業所ごとに提出が必要なもの  
 ○印は、必ず提出が必要なもの  
 △印は、過去5年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの  
 ×印は、提出が不要なもの

# 監理団体の許可申請の添付書類一覧

(4-3)

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更 (特定→一般)	事業区分変更 (一般→特定)	
25	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号	○	△	△	△	外部役員の措置を講じない場合にのみ必要。
26	外部監査人講習の受講証明書の写し	-	○	○	△	△	
27	外部監査人の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第2-7号	○	○	○	○	
28	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書の写し	参考様式第2-8号	○	○	○	○	外部監査の措置を講じない場合にのみ必要。
29	外国の送出国の概要書	参考様式第2-9号	○	△	△	△	
30	外国政府発行の外国政府認定送出国の認定証の写し	-	○	△	△	△	外国政府認定送出国（機構のHPの一覧を参照）に該当する場合に提出が必要。
31	監理団体と外国の送出国との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し	-	○	△	△	△	
32	外国の送出国の登記や登録がされていることを証する書類	-	○	△	△	△	外国政府認定送出国の場合には提出不要。
33	送出国の技能実習制度関係法令を明らかにする書類	-	○	△	△	△	外国政府認定送出国の場合には提出不要。
34	外国の送出国が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類	-	○	△	△	△	外国政府認定送出国の場合には提出不要。
35	外国の送出国の誓約書	参考様式第2-11号	○	○	○	○	外国政府認定送出国の場合には提出不要。
36	外国の送出国の推薦状	参考様式第2-12号	○	○	○	○	外国政府認定送出国の場合には提出不要。
37	外国の送出国が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号	○	○	○	○	外国政府認定送出国の場合には提出不要。

(注1) 様式番号の欄のうち、

省令様式は必ず使用しなければならない様式

参考様式は必ず使用しなければならない様式ではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの

(注2) 提出の要否欄のうち、

◎印は、監理事業所ごとに提出が必要なもの

○印は、必ず提出が必要なもの

△印は、過去5年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの

×印は、提出が不要なもの

# 監理団体の許可申請の添付書類一覧

(4-4)

番号	必要な書類	様式番号	申請の種類				留意事項
			新規許可	有効期間更新	事業区分変更 (特定→一般)	事業区分変更 (一般→特定)	
38	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号	○	△	△	△	取扱職種の全てについての作成指導者のものの提出が必要。
39	優良要件適合申告書（監理団体）	参考様式第2-14号	○	○	○	×	一般監理事業の許可を受けようとする場合に提出が必要。

- (注1) 様式番号の欄のうち、  
 省令様式は必ず使用しなければならない様式  
 参考様式は必ず使用しなければならない様式ではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの
- (注2) 提出の要否欄のうち、  
 ◎印は、監理事業所ごとに提出が必要なもの  
 ○印は、必ず提出が必要なもの  
 △印は、過去5年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの  
 ×印は、提出が不要なもの

**※ 監理団体の業務の実施に関する基準に関し事業所管大臣が告示で要件を定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や、個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、上記以外の資料の提出を求めることがあります。**

## 移行対象職種・作業の一覧

(コード番号付き)

## 一 農業関係（二職種六作業）

コード	職種	作業
1-1-1	耕種農業	施設園芸
1-1-2		畑作・野菜
1-1-3		果樹
1-2-1	畜産農業	養豚
1-2-2		養鶏
1-2-3		酪農

## 二 漁業関係（二職種十作業）

コード	職種	作業
2-1-1	漁船漁業	かつお一本釣り漁業
2-1-2		延縄漁業
2-1-3		いか釣り漁業
2-1-4		まき網漁業
2-1-5		ひき網漁業
2-1-6		刺し網漁業
2-1-7		定置網漁業
2-1-8		かに・えびかご漁業
2-1-9		棒受網漁業
2-2-1	養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業

## 三 建設関係（二十二職種三十三作業）

コード	職種	作業
3-1-1	さく井	パーカッション式さく井工事作業
3-1-2		ロータリー式さく井工事作業
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業
3-2-2		内外装板金作業
3-2-3	築炉	築炉
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
3-4-1	建具製作	木製建具手加工作業
3-5-1	建築大工	大工工事作業
3-6-1	型枠施工	型枠工事作業
3-7-1	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
3-8-1	とび	とび作業
3-9-1	石材施工	石材加工作業
3-9-2		石張り作業
3-10-1	タイル張り	タイル張り作業
3-11-1	かわらぶき	かわらぶき作業

3-12-1	左官	左官作業
3-13-1	配管	建築配管作業
3-13-2		プラント配管作業
3-14-1	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
3-15-1	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
3-15-2		カーペット系床仕上げ工事作業
3-15-3		鋼製下地工事作業
3-15-4		ボード仕上げ工事作業
3-15-5		カーテン工事作業
3-16-1	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
3-17-1	防水施工	シーリング防水工事作業
3-18-1	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
3-19-1	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
3-20-1	表装	壁装作業
3-21-1	建設機械施工	押土・整地作業
3-21-2		積込み作業
3-21-3		掘削作業
3-21-4		締固め作業

#### 四 食品製造関係（十一職種一八作業）

コード	職種	作業
4-1-1	缶詰巻締	缶詰巻締
4-2-1	食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
4-3-1	加熱性水産加工食品製造業	節類製造
4-3-2		加熱乾製品製造
4-3-3		調味加工品製造
4-3-4		くん製品製造
4-4-1	非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
4-4-2		乾製品製造
4-4-3		発酵食品製造
4-4-4		調理加工品製造
4-4-5		生食用加工品製造
4-5-1	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
4-6-1	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
4-7-1	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
4-8-1	パン製造	パン製造作業
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業
4-10-1	農産物漬物製造業	農産物漬物製造
4-11-1	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

#### 五 繊維・衣服関係（十三職種二十二作業）

コード	職種	作業
5-1-1	紡績運転	前紡工程作業
5-1-2		精紡工程作業

5-1-3		巻糸工程作業
5-1-4		合ねん糸工程作業
5-2-1	織布運転	準備工程作業
5-2-2		製織工程作業
5-2-3		仕上工程作業
5-3-1	染色	糸浸染作業
5-3-2		織物・ニット浸染作業
5-4-1	ニット製品製造	靴下製造作業
5-4-2		丸編みニット製造作業
5-5-1	たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
5-6-1	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
5-7-1	紳士服製造	紳士既製服製造作業
5-8-1	下着類製造	下着類製造作業
5-9-1	寝具製作	寝具製作作業
5-10-1	カーペット製造	織じゅうたん製造作業
5-10-2		タフテッドカーペット製造作業
5-10-3		ニードルパンチカーペット製造作業
5-11-1	帆布製品製造	帆布製品製造作業
5-12-1	布はく縫製	ワイシャツ製造作業
5-13-1	座席シート縫製	自動車シート縫製作業

#### 六 機械・金属関係（十五職種二十九作業）

コード	職種	作業
6-1-1	casting	鑄鉄鑄物鑄造作業
6-1-2		非鉄金属鑄物鑄造作業
6-2-1	鍛造	ハンマ型鍛造作業
6-2-2		プレス型鍛造作業
6-3-1	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
6-3-2		コールドチャンバダイカスト作業
6-4-1	機械加工	普通旋盤作業
6-4-2		フライス盤作業
6-4-3		数値制御旋盤作業
6-4-4		マシニングセンタ作業
6-5-1	金属プレス加工	金属プレス作業
6-6-1	鉄工	構造物鉄工作業
6-7-1	工場板金	機械板金作業
6-8-1	めっき	電気めっき作業
6-8-2		溶融亜鉛めっき作業
6-9-1	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
6-10-1	仕上げ	治工具仕上げ作業
6-10-2		金型仕上げ作業
6-10-3		機械組立仕上げ作業
6-11-1	機械検査	機械検査作業
6-12-1	機械保全	機械系保全作業
6-13-1	電子機器組立て	電子機器組立て作業
6-14-1	電気機器組立て	回転電機組立て作業

6-14-2		変圧器組立て作業
6-14-3		配電盤・制御盤組立て作業
6-14-4		開閉制御器具組立て作業
6-14-5		回転電機巻線製作作業
6-15-1	プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
6-15-2		プリント配線板製造作業

七 その他（十九職種三十五作業）

コード	職種	作業
7-1-1	家具製作	家具手加工作業
7-2-1	印刷	オフセット印刷作業
7-2-2		グラビア印刷作業
7-3-1	製本	製本作業
7-4-1	プラスチック成形	圧縮成形作業
7-4-2		射出成形作業
7-4-3		インフレーション成形作業
7-4-4		ブロー成形作業
7-5-1	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
7-6-1	塗装	建築塗装作業
7-6-2		金属塗装作業
7-6-3		鋼橋塗装作業
7-6-4		噴霧塗装作業
7-7-1	溶接	手溶接
7-7-2		半自動溶接
7-8-1	工業包装	工業包装作業
7-9-1	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
7-9-2		印刷箱製箱作業
7-9-3		貼箱製造作業
7-9-4		段ボール箱製造作業
7-10-1	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業
7-10-2		圧力鋳込み成形作業
7-10-3		パッド印刷作業
7-11-1	自動車整備	自動車整備作業
7-12-1	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
7-13-1	介護	介護
7-14-1	リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ
7-15-1	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
7-16-1	宿泊	接客・衛生管理作業
7-17-1	RPF 製造	RPF 製造作業
7-18-1	鉄道施設保守整備	軌道保守整備
7-19-1	ゴム製品製造	成形加工
7-19-2		押し出し加工
7-19-3		混練り圧延加工
7-19-4		複合積層加工

## 監理団体の業務の運営に関する規程例

事業所名 ○○○○

## 第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

## 第2 求人

- 1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するもの限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

## 第3 求職

- 1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求人票により

お申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

#### 第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

#### 第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。



以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

## 第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。



個人情報適正管理規程例

事業所名 ○○○○

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、○○課及び△△課の職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者○○○○とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者○○○○とする。

# ○省令様式一覧

別紙⑦

No	様式名	様式番号
1	技能実習計画認定申請書	別記様式第1号
2	技能実習計画認定通知書	別記様式第2号
3	技能実習計画軽微変更届出書	別記様式第3号
4	技能実習計画変更認定申請書	別記様式第4号
5	技能実習計画変更認定通知書	別記様式第5号
6	立入検査証（主務大臣）	別記様式第6号
7	実習実施者届出書	別記様式第7号
8	実習実施者届出受理書	別記様式第8号
9	技能実習実施困難時届出書	別記様式第9号
10	実施状況報告書	別記様式第10号
11	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	別記様式第11号
12	監理事業計画書	別記様式第12号
13	取扱職種範囲等変更命令通知書	別記様式第13号
14	監理団体許可証	別記様式第14号
15	監理団体許可証再交付申請書	別記様式第15号
16	事業区分変更許可申請書及び許可証書換申請書	別記様式第16号
17	変更届出書／変更届出書及び許可証書換申請書	別記様式第17号
18	技能実習実施困難時届出書	別記様式第18号
19	事業廃止届出書／事業休止届出書	別記様式第19号
20	立入検査証（労働基準監督官・船員労務官）	別記様式第20号
21	事業区分変更通知書	別記様式第21号
22	監査報告書	別記様式第22号
23	事業報告書	別記様式第23号
24	立入検査証（機構への立入検査関係）	別記様式第24号

※ 認定番号	
--------	--

技能実習計画 認定申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

次の技能実習計画について、申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下法という。)第10条各号に規定する欠格事由(第7面記載)を確認するとともに、そのいずれにも該当しないことを誓約し、法第8条第1項の認定を申請します。

---

(団体監理型技能実習に係るものである場合)

申請に係る技能実習計画の作成につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体

---

(注意)

※印欄には、記載しないこと。



	(ふりがな) ④技能実習指導員の氏名 及び役職名		役職名		
	(ふりがな) ⑤生活指導員の氏名及び 役職名		役職名		
3 技能 実習生	①氏名	ローマ字			
		漢字			
	②国籍（国又は地域）				
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日（ 才）	性別（男・女）	
④帰国（予定）期間		年 月（ 年 月 日～ 年 月 日）			
4 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A（第一号企業単独型技能実習） <input type="checkbox"/> D（第一号団体監理型技能実習） <input type="checkbox"/> B（第二号企業単独型技能実習） <input type="checkbox"/> E（第二号団体監理型技能実習） <input type="checkbox"/> C（第三号企業単独型技能実習） <input type="checkbox"/> F（第三号団体監理型技能実習）			
5 技能 実習の 内容	①移行対象職種・作業の場合	コード番号（ ） 職種名（ ） 作業名（ ）			
		複数実施の場合	コード番号（ ） 職種名（ ） 作業名（ ）		
	②移行対象職種・作業以外 の場合				
	③入国後講習		第3面「入国後講習実施予定表」のとおり		
入国前講習実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④実習		第1号技能実習にあつては第4面「実習実施予定表」、第2号技能実習 又は第3号技能実習にあつては第5面「実習実施予定表（1年目）」及び 第6面「実習実施予定表（2年目）」のとおり			
6 技能実習の目標		<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）			
複数実施の場合		<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）			
7 前段 階の目 標の達 成状況	①目標の達成	<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ）			
		複数実施の場合	<input type="checkbox"/> 技能検定（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> 技能実習評価試験（試験名： 、級： ） <input type="checkbox"/> その他（内容： ）		
②前段階の技能実習計画の 認定番号					
8 技能実習の期間及び時間数		延べ期間 年 月 日間 （ 年 月 日～ 年 月 日） 合計時間 時間（入国後講習 時間、実習 時間）			
9	①監理団体の許可番号				

団体 監理型 技能実習	②監理団体の許可の別		<input type="checkbox"/> 一般監理事業	<input type="checkbox"/> 特定監理事業	
	(ふりがな) ③監理団体の名称				
	④監理団体の住所		〒 — (電話 — — )		
	(ふりがな) ⑤監理団体の代表者の氏名				
	(ふりがな) ⑥監理責任者の氏名				
	(ふりがな) ⑦担当事業所の名称				
	⑧担当事業所の所在地		〒 — (電話 — — )		
	(ふりがな) ⑨計画指導担当者の氏名				
	⑩取次送出機関の氏名又は名称				
	10 技能実習生の待遇	①報酬	賃金	月給 ・ 日給 ・ 時給	円
講習手当				円	
その他				円	
②雇用契約期間		期間の定め (有 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) ・ 無)			
③労働時間及び休憩		時 分 ~ 時 分 (休憩 : 時 分 ~ 時 分)			
④所定労働時間		年間 時間 / 週平均 時間			
⑤休日					
⑥休暇					
⑦宿泊施設					
⑧技能実習生が定期に負担する費用	食費	円、	居住費	円、その他	円
11 備考	※ 過去1年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

(注意)

1 1 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。

2 1 欄の④及び⑥について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙の

- とおりと記載し、別紙を添付すること。
- 3 1 欄の⑦は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
  - 4 2 欄について、技能実習を行わせる事業所が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 5 3 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
  - 6 3 欄の④は、第3号技能実習に係る申請である場合には、第2号技能実習の終了後第3号技能実習の開始までの間又は第3号技能実習開始から1年以内における本国への一時帰国の期間（一時帰国する予定の期間を含む。）を記載すること。帰国期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
  - 7 5 欄の①及び②について、移行対象職種・作業である場合には、主務大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。移行対象職種・作業でない第1号技能実習に係る技能実習計画である場合には、技能実習の内容が分かるように具体的に記載すること。
  - 8 5 欄の①について、複数の職種及び作業を実施する場合には、技能検定又は技能実習評価試験の合格に係る目標を定めた職種及び作業については、コード番号、職種名及び作業名を記載し、その他の職種及び作業については、複数実施の場合の欄にコード番号を全て記載すること。また、複数の職種及び作業を実施する理由を11欄に記載すること。
  - 9 5 欄の③及び④は、技能実習の区分に応じた所定の様式で作成し、提出すること。
  - 10 5 欄の③につき入国前講習を実施している場合には、その内容について別紙により提出すること。
  - 11 6 欄及び7 欄について、複数の職種及び作業を実施する場合には、主たる職種及び作業については、上欄に記載し、主たる職種及び作業以外の職種及び作業については、下欄の複数実施の場合の欄に記載すること。
  - 12 6 欄について、その他の欄にチェックマークを付す場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載すること。
  - 13 7 欄について、第2号技能実習に係る申請である場合には第1号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を、第3号技能実習に係る申請である場合には第2号技能実習に係る技能実習計画において定めた目標の達成状況を記載すること。
  - 14 8 欄について、技能実習の期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
  - 15 10 欄の②について、雇用契約期間が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
  - 16 11 欄には、認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。また、過去1年以内に技能実習実施困難時届出書を提出した技能実習生の有無（※印）について、該当する欄にチェックマークを付すこと。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

## 入 国 後 講 習 実 施 予 定 表

講習実施施設

施設名  
所在地  
連絡先

法的保護に必要な情報について講義を行う講師

氏名  
職業  
所属機関  
専門的知識の経歴  
資格・免許

講習期間      年      月      日      ～      年      月      日

講習内容 講師の氏名 (役職・経験年数・委託の有無)	合計 時間	時間数											
		1月 目	2月 目	3月 目	4月 目	5月 目	6月 目	7月 目	8月 目	9月 目	10月 目	11月 目	12月 目
1 ----- ----- -----													
2 ----- ----- -----													
3 ----- ----- -----													
4 ----- ----- -----													
5 ----- ----- -----													
合 計 時 間	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h	h

(注意)

予定表は、当該内容の開始月から終了月までの間を矢印で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載すること。











私(申請者)は、法第10条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないことを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 ※

(注意)

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第10条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)(抄)  
(認定の欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定(第四号に規定する規定を除く。)であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二条、第三条の二若しくは第四条第一項(同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令に定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。))において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。))であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- 九 第八条第一項の認定の申請の前日五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。))
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第三百三十六号)(抄)  
(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの)

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。))第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一百七十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第一百八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第一百九条(第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第

三十七条の規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第二百二十条(第一号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百二十一条の規定

二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第二百二十九条(同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。)、第三百十条(同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条(同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第三百十一条(第一号(同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。))及び第三号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条第一項の規定(これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)

三 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。))及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

四 船員職業安定法第百一条から第百十五条までの規定

五 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定

六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和三十九年法律第百三十二号)第四十条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定

八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十九年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定

十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定

十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第二百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百十九条及び第二百二十二条の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号)(抄)

(技能実習に関する業務を適正に行うことができない者)

第十六条の二 法第十条第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。))の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

## 技能実習計画 認定通知書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の認定の申請があった技能実習計画について、下記のとおり同項の認定をしましたので通知します。

記

1 認定番号			
2 申請年月日		年	月 日
3 認定年月日		年	月 日
4 技能実習の期間		年	月 日 ~ 年 月 日
5 申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所	〒 — (電話 — — )	
6 技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 (才)	性別 (男・女)
7 監理団体	①許可番号		
	②名称		
	③住所	〒 — (電話 — — )	
8 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5 欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6 欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。
- 7 欄には、団体監理型技能実習の場合について記載を行う。

※ 軽変届出受理番号	
------------	--

### 技能実習計画 軽微変更届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第17条の規定により下記のとおり認定計画の軽微な変更の届出をします。

#### 記

1 認定番号					
2 認定年月日		年 月 日			
3 届出者	①実習実施者届出受理番号				
	(ふりがな)				
	②氏名又は名称				
③住所		〒 — (電話 — — )			
4 技能実習生	①氏名	ローマ字			
		漢字			
	②国籍 (国又は地域)				
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 ( 才 ) 性別 ( 男 ・ 女 )			
5 認定計画の軽微な変更の内容		項目	変更前	変更後	変更年月日
					年 月 日

6 備考	
------	--

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 3 4 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5 欄は、軽微な変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
- 5 6 欄には、軽微な変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、軽微な変更の届出が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 変更認定番号	
----------	--

## 技能実習計画 変更認定申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

申請者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり認定計画の変更の認定の申請をします。

記

1 認定番号				
2 認定年月日		年 月 日		
3 申請者	①実習実施者届出受理番号			
	(ふりがな)			
	②氏名又は名称			
	③住所	〒 — (電話 — — )		
4 技能実習生	①氏名	ローマ字		
		漢字		
	②国籍 (国又は地域)			
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 ( 才 ) 性別 ( 男 ・ 女 )	
5 団体監理型	①監理団体の許可番号			
	②監理団体の許可の別		<input type="checkbox"/> 一般監理事業 <input type="checkbox"/> 特定監理事業	
	(ふりがな)			
	③監理団体の名称			

技能 実習	④監理団体の住所	〒 ー (電話 ー ー )		
	(ふりがな) ⑤監理団体の代表者の氏名			
	(ふりがな) ⑥監理責任者の氏名			
	(ふりがな) ⑦担当事業所の名称			
	⑧担当事業所の所在地	〒 ー (電話 ー ー )		
	(ふりがな) ⑨計画作成指導担当者の氏名			
	⑩取次送出機関の氏名又は名称			
6 認定計画の変更の内容	項目	変更前	変更後	変更年月日
				年 月 日
7 備考				

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄の①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者については記載すること。
- 3 4 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 6 欄は、変更の内容が分かるよう必要に応じ認定計画の該当箇所を別紙として添付するなど、具体的に記載すること。
- 5 7 欄には、変更の認定の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先のほか、変更の認定の申請が必要となった理由を併せて記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

## 技能実習計画 変更認定通知書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第11条第1項の規定により変更の申請のあった技能実習計画について、下記のとおり同項の変更の認定をしましたので通知します。

## 記

1 変更認定番号 (認定番号)		( )	
2 変更申請年月日		年	月 日
3 変更認定年月日 (認定年月日)		年	月 日 ( 年 月 日)
4 技能実習の期間		年	月 日 ~ 年 月 日
5 申請者	①実習実施者届出受理番号		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — — )
6 技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
	③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 ( 才) 性別 ( 男 ・ 女 )
7 技能実習の区分		<input type="checkbox"/> A (第一号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第一号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第二号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第二号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第三号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第三号団体監理型技能実習)	

(注意)

- 5欄の①に係る事項には、申請を行うまでに、既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載を行う。
- 6欄の①に係る事項には、申請書に漢字の氏名が記載された場合について記載を行う。

別記様式第6号(第19条関係)

第1面

		第 号	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第13条第2項(第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査証			
写  真	職名及び氏名		
	年	月	日生
	年	月	日交付
	法 務 大 臣		
	厚生労働大臣		
			印
			印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 主務大臣は、この章(次節を除く。)の規定を施行するために必要な限度において、実習実施者若しくは実習実施者であった者(以下この項及び次条第1項において「実習実施者等」という。)、監理団体若しくは監理団体であった者(以下この項、次条第1項及び第35条第1項において「監理団体等」という。)若しくは実習実施者等若しくは監理団体等の役員若しくは職員(以下この項において「役職員」という。)若しくは役職員であった者(以下この項及び次条第1項において「役職員等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは実習実施者等若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは実習実施者等若しくは監理団体等に係る事業所その他技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定の取消し等)

第16条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習認定を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 第13条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五～七 (略)

2 (略)

### 第3面

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に關係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～4 (略)

### 第4面

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

※ 届出受理番号	
----------	--

実 習 実 施 者 届 出 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定により下記のとおり実施の届出をします。

記

1 届出者	(ふりがな) ①氏名又は名称	
	②住所	〒 — (電話 — — )
2 技能実習計画	①認定番号	
	②認定年月日	
3 技能実習を開始した日		年 月 日
4 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を開始する場合には複数の技能実習計画の全てを記載すること。ただし、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

実 習 実 施 者 届 出 受 理 書

殿

外国人技能実習機構 理事長

㊦

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第17条の規定による実施の届出について、受理しましたので通知します。

記

1 実習実施者届出受理番号		
2 届出受理年月日		年 月 日
3 届出者	①氏名又は名称	
	②住所	〒 — (電話 — — )

※ 困難時届出受理番号	
-------------	--

技能実習実施困難時 届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第19条第1項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな)		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — — )
2 企業単独型技能実習計画		①認定番号	
		②認定年月日	年 月 日
		③技能実習の区分	<input type="checkbox"/> 第1号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第2号企業単独型技能実習 <input type="checkbox"/> 第3号企業単独型技能実習
3 企業単独型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
③生年月日、年齢及び性別		年 月 日 ( 才 ) 性別 ( 男 ・ 女 )	

<p>4 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</p>		<p><input type="checkbox"/> 企業単独型実習実施者の都合  (理由 <input type="checkbox"/> 実習認定の取消し <input type="checkbox"/> 経営上・事業上の理由  <input type="checkbox"/> その他 ( ))</p> <p><input type="checkbox"/> 企業単独型技能実習生の都合  (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック  <input type="checkbox"/> 行方不明 ( 年 月 日発生)  <input type="checkbox"/> 本国の家族の都合  <input type="checkbox"/> その他 ( ))</p> <p>上記事由の概要 (発生時期、経緯、原因等)</p> <p>[ ]</p>
<p>5 企業単独型技能実習生の現状</p>	<p>①入国状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 入国前 <input type="checkbox"/> 入国済 ( 年 月入国)  (「入国前」にチェックマークを付した場合は5②及び③は記載不要。)</p>
	<p>②住居の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p>
	<p>③生活費等の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 (休業手当) <input type="checkbox"/> 有 (雇用保険) <input type="checkbox"/> 有 (生活費等) <input type="checkbox"/> 無</p>
		<p>②及び③の具体的状況等 (支援実施者、受給開始日等)</p> <p>[ ]</p>
<p>6 企業単独型技能実習の継続のための措置</p>		<p>企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習の継続意思  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等</p> <p>[ ]</p>
<p>7 備考</p>		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 2欄及び3欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 3欄の①は、ローマ字で旅券 (未発給の場合、発給申請において用いるもの) と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 4欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと (実習実施者の事業規模の

縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「企業単独型技能実習生の都合」ではなく、「企業単独型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること)。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。

- 5 5 欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の企業単独型技能実習生の現状について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 6 6 欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
- 7 7 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※実施状況報告 受理番号	
-----------------	--

実施状況報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、  
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1 報告対象期間		年4月1日 ~ 年3月31日			
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号 (ふりがな)				
	②氏名又は名称		-----		
	③住所		〒 - (電話 - - )		
	④業種		大分類 ( 、 ) 小分類 ( 、 )		
	⑤職種 (最も多く受け入れているもの)		コード番号 ( ) 職種名 ( )		
3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)		第1号 人、第2号 人、第3号 人			
4 技能検定等受検状況 (上記3の実習生に限る。)	試験区分		修了者数	うち受検者数	うち合格者数
	①基礎級程度 (第1号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	②3級程度 (第2号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	③2級程度 (第3号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
5 労働条件等			第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
	(1) 実労働日数		平均 日/月	平均 日/月	平均 日/月
	(2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(4) きまって支給する現金給与額 (超過労働給与額を含む。)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	①うち超過労働給与額 (時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	②うち通勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	③うち精皆勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	④うち家族手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額		平均 円	平均 円	平均 円
(6) 控除額					

	①食費	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	③税・社会保険料	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	④その他	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
(7) 昇給率	①第2号移行時			平均	%		
	②第3号移行時					平均	%
6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。)				(うち行方不明者数、割合)		人	%
7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無				人数		人	
				登録の有無		有・無	
8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況		取組概要					
		①日本語学習支援					
		②地域社会との交流の機会提供					
		③日本文化を学ぶ機会の提供					
9 備考							

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は3月31日時点での区分（第1号から第3号まで）に応じた人数を記載すること。
- 5欄の（1）～（6）は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の（4）の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 5欄の（7）は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 許可番号	
※ 許可・更新年月日	

収入印紙  
(消印しては  
ならない。)

監 理 団 体 許 可 申 請 書  
監理団体 許可有効期間更新申請書

年 月 日

法 務 大 臣 殿  
厚生労働大臣

申請者

申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第 26 条各号に規定する欠格事由（第 2 面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

1. 法第 23 条第 2 項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
2. 法第 31 条第 2 項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

1 申請者	(ふりがな) ①名称			
	②住所	〒 — (電話 — — )		
	(ふりがな) ③代表者の氏名			
	④法人番号			
	(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名
	i			〒 —
	ii			〒 —



5 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 監理事業を開始する予定年月日	年 月 日
9 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
10 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中「監理団体許可有効期間更新申請書」の文字及び第1面上方の2の全文を抹消すること。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理団体許可申請書」の文字及び第1面上方の1の全文を抹消すること。また、2欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入すること。
- 4 1欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 1欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
- 6 1欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 1欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、1欄の⑨の記載により行うものとする。
- 9 2欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 10 3欄は、申請する事業の区分につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 11 4欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出国を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 12 5欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 13 6欄及び7欄は許可の有効期間の更新を申請するときのみ、また、8欄は許可を申請するときのみ、それぞれ記載すること。
- 14 10欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 15 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

## 第 2 面

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 ※

（注意）

申請者本人がチェックマークを付すこと。

## 【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）  
（許可の欠格事由）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

- 一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
- 二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 四 第二十三条第一項の許可の申請の前日五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
  - ロ 第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
  - ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
  - ニ 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の前日六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条、第三条の二若しくは第四条第一項（同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取

締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

- 九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（抄）  
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第一百八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二百条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一条の規定
- 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第二百九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 四 船員職業安定法第百一条から第一百五十五条までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
- 六 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
- 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
- 十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
- 十一 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
- 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
- 十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百九条から第三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百九条及び第二百二十二条の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二 法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。



## 監 理 事 業 計 画 書

1 許可番号	
2 監理団体の名称	
(ふりがな) 3 監理事業を行う事業所の名称	
4 計画対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 実習監理する団体 監理型技能実習が行われる地域	<input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 単一の都道府県内 ( ) <input type="checkbox"/> 複数の都道府県内 ( )
6 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等	
7 実習監理する団体 監理型実習実施者の見込数	団体監理型実習実施者 人/法人
8 実習監理する団体 監理型技能実習生の見込数	第 1 号団体監理型技能実習生 人 第 2 号団体監理型技能実習生 人 第 3 号団体監理型技能実習生 人
9 実習監理する団体 監理型技能実習生の国籍 (国又は地域) の見込み	
10 監理事業の実務に従事する職員の数	合計 人 (常勤職員 人 非常勤職員 人)
11 定期の監査の実施頻度	月に 1 回以上
12 事業所の床面積	m <sup>2</sup>

(注意)

- 1 監理事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 2 1 欄は、既に監理団体の許可番号を得ている者について記載すること。
- 3 4 欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる技能実習事業年度の末日を記載すること。

- 4 6 欄は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 7 欄から9 欄までは、計画対象期間内における見込数を記載すること。
- 6 12 欄は、事業所のうちの事務所の床面積を記載すること。

## 取扱職種範囲等変更命令通知書

殿

法務大臣

㊟

厚生労働大臣

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 27 条第 2 項により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第 3 項の規定に基づき、取扱職種の範囲等について、下記の理由により変更することを命じます。

記

1 許可番号	
(ふりがな) 2 監理団体の名称	
3 変更内容	
4 期限	
5 変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

許可番号

許可年月日 年 月 日

# 監 理 団 体 許 可 証

法人の名称

住所

法人の種類

事業所の名称

事業所の所在地

許可の別 一般監理事業 ・ 特定監理事業

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

取扱職種の範囲等

許可の条件

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 23 条第 1 項の許可を受けた監理団体であることを証明する。

年 月 日

法 務 大 臣

厚生労働大臣

事業所枝番号

## 監理団体許可証再交付申請書

年 月 日

法務大臣  
厚生労働大臣 殿

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 29 条第 3 項 (同法第 31 条第 5 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

## 記

1 許可番号		
2 許可年月日	年 月 日	
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — — )
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )
5 再交付申請事由	亡失 ・ 滅失	
6 再交付申請事由発生経緯		
7 備考		

(注意)

- 6 欄は、再交付申請事由発生の経緯を具体的に記載すること。
- 7 欄は、許可証の再交付の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 変更許可番号	
※ 変更許可年月日	

収入印紙  
(消印しては  
ならない。)

事業区分変更許可申請書  
及び許可証書換申請書

年 月 日

法務大臣 殿  
厚生労働大臣

申請者

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 1 項の規定により下記のとおり監理許可に係る事業の区分の変更を申請します。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 1 項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 変更の内容	①変更の内容及び予定日	<input type="checkbox"/> 一般監理事業から特定監理事業への変更 (一般監理事業を終える予定日: 年 月 日)  <input type="checkbox"/> 特定監理事業から一般監理事業への変更 (一般監理事業を開始する予定日: 年 月 日)		
	②変更の理由			
2 監理 団体	(ふりがな) ①名称			
	②住所	〒 (電話 — — )		
	(ふりがな) ③代表者の氏名			
	④法人番号			
	(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及び住所	i	氏名	役職名
				〒 —



6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
9 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄の①は、申請を行おうとする変更について該当するものにチェックマークを付し、予定日を記載すること。
- 3 2 欄の②から 5 欄まで及び 8 欄は、変更があったものについてのみ記載をすること。
- 4 2 欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 2 欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
- 6 2 欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 2 欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 3 欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 9 4 欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出国を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 10 5 欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 11 9 欄は、監理許可に係る事業の区分の変更の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 12 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

※ 変更届出受理番号	
------------	--

変 更 届 出 書  
変更届出書及び許可証書換申請書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者／申請者

1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 3 項の規定により下記のとおり変更の届出をします。なお、変更の届出後も、監理団体が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 26 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約するとともに、監理責任者が同条第 5 号イ (同法第 10 条第 11 号に係る部分を除く) 又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。
2. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 32 条第 6 項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

記

1 許可番号		
2 許可年月日		年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — — )
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )

		項目	変更前	変更後	変更年月日	
		①既に申請又は届出をしている事項の変更				年 月 日
5 変更の内容	②監理事業を行う事業所の新設	(ふりがな) i 名称			新設年月日 年 月 日	
		ii 所在地	〒 — (電話 — — )			
		監理責任者	(ふりがな) iii 氏名			
			iv 住所	〒 —		
		※事業所枝番号				
③監理事業を行う事業所の廃止	(ふりがな) i 名称			廃止年月日 年 月 日		
	ii 所在地	〒 — (電話 — — )				
6 備考						

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 変更の内容が許可証の記載事項に該当しない場合は、表題の「変更届出書及び許可証書換申請書」、上方2の全文及び記名欄の「/申請者」を抹消すること。
- 3 変更の内容が許可証の記載事項に該当する場合は、表題の「変更届出書」を抹消すること。
- 4 3欄及び4欄は、届出前の事項を記載すること。
- 5 5欄の①は、変更の内容が分かるよう具体的に記載すること。
- 6 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、5欄の①の記載により行うものとする。
- 7 5欄の②は、新設する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を新設する理由を6欄に具体的に記載すること。
- 8 5欄の③は、廃止する全ての事業所について記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、事業所を廃止した理由を6欄に具体的に記載すること。
- 9 6欄には、変更の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 困難時届出受理番号	
-------------	--

技能実習実施困難時 届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 33 条第 1 項の規定により下記のとおり技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をします。

記

1 届出者	①許可番号		
	(ふりがな)		
	②名称		
	③住所		〒 — (電話 — — )
2 団体監理型実習実施者	①実習実施者届出受理番号		
	(ふりがな)		
	②氏名又は名称		
	③住所		〒 — (電話 — — )
3 団体監理型技能実習計画		①認定番号	
		②認定年月日	年 月 日
		③技能実習の区分	<input type="checkbox"/> 第 1 号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第 2 号団体監理型技能実習 <input type="checkbox"/> 第 3 号団体監理型技能実習
4 団体監理型技能実習生	①氏名	ローマ字	
		漢字	
	②国籍 (国又は地域)		
	③生年月日、年齢及び性別	年 月 日 ( 才 ) 性別 ( 男 ・ 女 )	
5 団体監理型実習実施者からの通知の有無		<input type="checkbox"/> 有 (通知日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	

<p>6 技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</p>	<p><input type="checkbox"/> 監理団体の都合  (理由 <input type="checkbox"/> 監理許可の取消し <input type="checkbox"/> 監理事業の廃止  <input type="checkbox"/> その他 ( ))</p> <p><input type="checkbox"/> 団体監理型実習実施者の都合  (理由 <input type="checkbox"/> 実習認定の取消し <input type="checkbox"/> 経営上・事業上の理由  <input type="checkbox"/> その他 ( ))</p> <p><input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習生の都合  (理由 <input type="checkbox"/> 病気・怪我 <input type="checkbox"/> 実習意欲の喪失・ホームシック  <input type="checkbox"/> 行方不明 ( 年 月 日発生)  <input type="checkbox"/> 本国の家族の都合  <input type="checkbox"/> その他 ( ))</p> <p>上記事由の概要(発生時期、経緯、原因等)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-left: 20px;"></div>
<p>7 団体監理型技能実習生の現状</p>	<p>①入国状況 <input type="checkbox"/> 入国前 <input type="checkbox"/> 入国済 ( 年 月入国)  (「入国前」にチェックマークを付した場合は7②及び③は記載不要。)</p> <p>②住居の確保 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>③生活費等の確保 <input type="checkbox"/> 有(休業手当) <input type="checkbox"/> 有(雇用保険) <input type="checkbox"/> 有(生活費等) <input type="checkbox"/> 無</p> <p>②及び③の具体的状況等(支援実施者、受給開始日等)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-left: 20px;"></div>
<p>8 団体監理型技能実習の継続のための措置</p>	<p>団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習の継続意思  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>転籍等の連絡調整等の状況、帰国する場合はその理由や予定時期等</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 100px; margin-left: 20px;"></div>
<p>9 備考</p>	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄及び4 欄は、認定を受けた技能実習計画が複数あり、同時に技能実習を行わせることが困難となった場合の届出をする場合であって、これらの欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 4 欄の①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- 4 5 欄には、団体監理型実習実施者からの通知の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 5 6 欄には、届出に至った事由につき該当するものにチェックマークを付すこと（実習実施者の事業規模の縮小等を受けて、技能実習生本人が転籍等を希望している場合は、「団体監理型技能実習生の都合」ではなく、「団体監理型実習実施者の都合」の「経営上・事業上の理由」を選択すること）。また、その発生時期及び原因について具体的に記載すること。なお、技能実習生が技能実習の期間中に途中帰国する場合には、帰国の方針が決まった時点で、帰国日前に届け出ること。
- 6 7 欄の①から③までは、技能実習の継続が困難となった後、次の実習先が見つかるまでの間又は帰国するまでの間の団体監理型技能実習生の現状につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 8 欄の無にチェックマークを付した場合には、技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で帰国する前に届け出ること。
- 8 9 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※ 休業止届出受理番号

事業廃止届出書  
事業休止届出書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

届出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 34 条第 1 項の規定により下記のとおり届出をします。

## 記

1 許可番号		
2 許可年月日		年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — — )
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )
5 廃止又は休止の予定日		年 月 日
6 休止する事業の範囲及び休止期間		
7 廃止又は休止する理由		

8 実習 監理を行 った団 体監理 型技能 実習に 係る事 項	①実習実施者届出受理 番号				
	(ふりがな)				
	②団体監理型実習実施 者の氏名又は名称				
	③ 技 能 実 習 計 画	i	認定番号		
			団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字	
		漢字			
		ii	認定番号		
			団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字	
		漢字			
	iii	認定番号			
		団体監理型技 能実習生の氏 名	ローマ字		
	漢字				
	iv	認定番号			
団体監理型技 能実習生の氏 名		ローマ字			
	漢字				
9 団体監理型技能実習継続のため の措置					
10 備考					

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 届出の内容が事業の廃止の場合には表題の「事業休止届出書」を、事業の休止の場合には表題の「事業廃止届出書」を抹消すること。
- 3 3 欄及び4 欄は、届出前の事項を記載すること。
- 4 4 欄は、監理事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 6 欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。
- 6 7 欄は、廃止又は休止する理由について具体的に記載すること。
- 7 8 欄は、直近の許可の有効期間において実習監理を行った団体監理型技能実習に係る事項について全て記載すること。また、団体監理型実習実施者ごとに、届出の際に現に実習監理を行っていた技能実習計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第20号 (第50条関係)

第1面

第 号		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第35条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証 (同第104条第1項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。)		
写  真	職名及び氏名	
	年 月 日生 年 月 日交付	
	_____	印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、団体監理型技能実習関係者（監理団体等又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは団体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは団体監理型技能実習関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理型技能実習関係者に係る事業所その他団体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

## 第3面

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2～4 (略)

(監理責任者の設置等)

第40条 (略)

2 (略)

3 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4 監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

(権限の委任等)

第104条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第40条第3項から第5項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2～6 (略)

## 第4面

(職権の行使)

第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。

2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二～十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第44条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

# 事業区分変更通知書

殿

法務大臣

㊟

厚生労働大臣

㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 25 条第 1 項第 7 号の基準に適合しなくなったと認めるため、同法第 37 条第 2 項の規定により、職権で、一般監理事業許可を特定監理事業許可に変更しましたので通知します。

記

1 許可番号	
(ふりがな) 2 監理団体の名称	
3 変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、法務大臣及び厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ 監査報告受理番号

## 監 査 報 告 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、下記のとおり監査報告書を提出します。

## 記

1 許可番号		
(ふりがな) 2 監理団体の名称		
3 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②事業所枝番号	
4 監査 対象実 習実施 者	①実習実施者届出受理番号	
	(ふりがな) ②氏名又は名称	
	③住所	〒 ー (電話 ー ー )
	④技能実習生の数	合計 ー 人 (第 1 号 ー 人、第 2 号 ー 人、第 3 号 ー 人)
	⑤技能実習責任者	
	⑥技能実習指導員	
	⑦従前の監査の実施の有無	有 (直近の実施日 ー 月 ー 日) ・ 無
5 監査実施日	年 月 日	
6 監査 実施者	①監理責任者	
	②補助者	

7 実地に確認した場所	①事業所	住所：
	②実習実施場所	住所：
	③宿泊施設	住所：
8 技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告		実施 ・ 未実施
9 技能実習生との面談	①人数	合計 人（第1号 人、第2号 人、第3号 人）
	②技能実習生の氏名等	認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
		認定番号： 、氏名：
10 設備の確認及び帳簿書類の閲覧		実施 ・ 未実施
11 宿泊施設その他の生活環境の確認		実施 ・ 未実施
12 特記事項		
13 監査結果		
14 総合講評		
15 備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 3 欄の②については、事業所枝番号がある場合に記載すること。
- 3 6 欄の②については、監理責任者の指揮の下に、監査の実務を担当する監理団体の役職員を記載すること。
- 4 9 欄の②については、面談を行った技能実習生に係る技能実習計画の認定番号と氏名を記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 12 欄には、技能実習生が従事する業務の性質上、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 52 条第 1 号に規定する方法により監査を行うことができなかった場合に、その理由と他の適切な監査方法を記載すること。
- 6 14 欄については、今回の監査結果に対する監理団体としての評価を簡潔に記載すること。
- 7 15 欄には、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。

※ 事業報告受理番号	
------------	--

事 業 報 告 書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 42 条第 2 項の規定により、下記のとおり監理事業に関する事業報告書を提出します。

記

1 報告対象技能実習事業年度	年度 ( 年 4 月 1 日 ~ 年 3 月 3 1 日)	
2 許可番号		
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称	
	②住所	〒 — (電話 — — )
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )
	③事業所枝番号	
5 実習監理した団体監理型実習 実施者の数	団体監理型実習実施者 人/法人	
6 実習監理した団体監理型技能 実習生の数	計 人 (第 1 号 人、第 2 号 人、第 3 号 人)	
7 実習監理した団体監理型技能 実習生の国籍 (国又は地域) 及び 人数	( 人)	
	( 人)	
	( 人)	

8 監理事業の実務に従事した職員の数		合計 人（常勤職員 人 非常勤職員 人）					
9 実施体制		受講者名	受講講習名	受講年月日			
	① 監理責任者の講習受講歴						
	② 監理責任者以外の役職員の講習受講歴						
10 技能検定等受検状況	試験区分		受検対象者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
			(a) 修了者数	(b) やむを得ない不 受検者数	(A)=(a)-(b)		
	① 基礎級程度 (第1号修了者)		人	人	人	人	%
	② 3級程度 (第2号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	③ 2級程度 (第3号修了者)	実技	人	人	人	人	%
	試験区分		受検者数(A)		合格者数(B)	合格率(B/A)	
	④ 3級程度 (第2号修了者)	学科	人		人	%	
⑤ 2級程度 (第3号修了者)	学科	人		人	%		
11 行方不明者の発生状況		行方不明者 人（行方不明率 %）					
12 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		人数		人			
		登録の有無		有 ・ 無			
13 地域社会との共生に向けた取組の実施状況		概要					
	① 日本語学習支援						
	② 地域社会との交流の機会提供						
	③ 日本文化を学ぶ機会の提供						

14 監 理費 徴収 実績	①徴収した実習実施者数		人／法人		
	②技能実習生1名当 たりの監理費の額		第1号技能実習生	第2号技能実習生	第3号技能実習生
			円／月	円／月	円／月
	③内訳		徴収額		支出額
	I 総計		円	円	円
	II 職 業紹 介費	計	円	円	円
		人件費	円	円	円
		交通費	円	円	円
		外国の送出機関へ 支払う費用	円	円	円
		その他 ( )	円	円	円
	III 講 習費	計	円	円	円
		施設使用料	円	円	円
		講師及び通訳への 謝金	円	円	円
		教材費	円	円	円
		技能実習生に支給 する手当	円	円	円
		その他 ( )	円	円	円
	IV 監 査指 導費	計	円	円	円
人件費		円	円	円	
交通費		円	円	円	
その他 ( )		円	円	円	
V 其 他の 諸経 費	計	円	円	円	
	( )	円	円	円	
	( )	円	円	円	
	( )	円	円	円	
15 備考					

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1 欄は、報告を行おうとする技能実習事業年度について記載すること。
- 3 4 欄の③は、事業所枝番号がある場合について記載すること。
- 4 5 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型実習実施者の数について記載すること。
- 5 6 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の数について記載すること。
- 6 7 欄は、報告対象技能実習事業年度内に実習監理した団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）及び人

数について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 7 9 欄は、報告対象技能実習事業年度内に講習を受講した者の全てについて記載すること。受講した者が複数あり、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 10 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に各段階の技能実習を修了し、又は修了する予定であった技能実習生について記載すること。したがって、報告対象技能実習事業年度内に受検した者であっても、その段階の技能実習の修了予定が次技能実習事業年度の場合は、次技能実習事業年度の本報告書に計上すること。  
また、やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者や監理団体の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合など、実習実施者や監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。
- 9 11 欄は、実習監理した団体監理型技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に行方不明となった者について記載し、行方不明率については、6 欄の記載の対象となる実習監理した団体監理型技能実習生の数を分母として算出し記載すること。
- 10 12 欄は、他の監理団体が実習監理していた技能実習生のうち、新たに技能実習計画の認定を受けて実習監理を行うこととなった者について記載すること。
- 11 13 欄は、各項目について該当するものがあれば概要欄に記載した上、その内容が分かる別紙を必要に応じて添付すること。
- 12 14 欄の①は、報告対象技能実習年度内に徴収した実習実施者数について記載すること。
- 13 14 欄の②は、報告対象技能実習年度内に徴収した監理費について、技能実習の段階ごとの技能実習生 1 名当たりの額を算出した上、それぞれ 1 月当たりの平均額を記載すること。
- 14 14 欄の③は、監理費の内訳について記載すること。また、同欄の V は、Ⅱ からⅣ に該当しないものがある場合には、費目を具体的に記載すること。
- 15 15 欄は、報告に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば、併せて記載すること。
- 16 一般監理事業に係る監理許可を受けた監理団体については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 31 条の基準を満たすことを明らかにする書類を添付すること。

別記様式第24号(第64条関係)

第1面

				第	号
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第100条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証					
写  真	職名及び氏名				
	年	月	日	生	
	年	月	日	交付	
	法 務 大 臣				
厚生労働大臣					印

第2面

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第100条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又は当該職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十一 (略)

十二 第100条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした機構の役員又は職員

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B7とすること。

# ○参考様式一覧

別紙⑧

分類	No	様式名	様式番号
申請（認定）	1	申請者の概要書	参考様式第1-1号
申請（認定）	1	申請者の誓約書	参考様式第1-2号
申請（認定）	1	技能実習生の履歴書	参考様式第1-3号
申請（認定）	1	技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書	参考様式第1-4号
申請（認定）	1	技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-5号
申請（認定）	1	技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書	参考様式第1-10号
申請（認定）	1	外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書（企業単独型技能実習）	参考様式第1-11号
申請（認定）	1	外国の準備機関の概要書及び誓約書	参考様式第1-13号
申請（認定）	1	雇用契約書及び雇用条件書	参考様式第1-14号
申請（認定）	1	技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書	参考様式第1-16号
申請（認定）	1	技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書	参考様式第1-19号
申請（認定）	1	技能実習生の申告書	参考様式第1-20号
申請（認定）	1	技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書	参考様式第1-21号
申請（認定）	1	技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-22号
申請（認定）	1	技能実習生の推薦状	参考様式第1-23号
申請（認定）	1	優良要件適合申告書（実習実施者） （別紙を含む。）	参考様式第1-24号
申請（認定）	1	理由書（主務大臣が特別に認める技能実習）	参考様式第1-26号
申請（認定）	1	同種業務従事経験等説明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-27号
申請（認定）	1	外国の所属機関による証明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-28号
申請（認定）	1	入国前講習実施（予定）表に関する申請者等の誓約書	参考様式第1-29号
申請（認定）	1	複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書	参考様式第1-30号
申請（認定）	1	申請取下げ書	参考様式第1-31号
申請（認定）	1	協定内容証明書（団体監理型技能実習）	参考様式第1-32号
申請（認定）	1	教育機関の概要書	参考様式第1-33号
申請（認定）	1	訓練実施（予定）表	参考様式第1-34号
申請（認定）	1	申請者の役員に関する誓約書	参考様式第1-36号
申請（認定）	1	省令様式第2号の「5 申請者」欄の別紙	参考様式第1-37号

分類	No	様式名	様式番号
申請（認定）	1	理由書（審査基準に記載のない業務を関連・周辺業務として行わせる場合の理由書）	参考様式第1-38号
申請（認定）	1	技能実習生の個人情報の取扱いに係る同意書	参考様式第1-39号
申請（認定）	1	技能実習期間満了前の帰国についての申告書	参考様式第1-40号
申請（認定）	1	技能実習期間満了前の移行についての申告書	参考様式第1-41号
申請（許可）	2	申請者の概要書	参考様式第2-1号
申請（許可）	2	申請者の誓約書	参考様式第2-2号
申請（許可）	2	申請者の役員の履歴書	参考様式第2-3号
申請（許可）	2	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号
申請（許可）	2	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-5号
申請（許可）	2	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号
申請（許可）	2	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-7号
申請（許可）	2	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-8号
申請（許可）	2	外国の送出機関の概要書	参考様式第2-9号
申請（許可）	2	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号
申請（許可）	2	監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書	参考様式第2-11号
申請（許可）	2	外国の送出機関の推薦状	参考様式第2-12号
申請（許可）	2	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号
申請（許可）	2	優良要件適合申告書（監理団体） （別紙1～3を含む。）	参考様式第2-14号
申請（許可）	2	申請取下げ書	参考様式第2-15号
申請（許可）	2	団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等	参考様式第2-16号
申請（許可）	2	監理団体許可申請の内容変更申出書・監理団体許可条件変更申出書	参考様式第2-17号
届出・報告	3	実習認定取消し事由該当事実に係る報告書	参考様式第3-1号
届出・報告	3	事業再開届出書	参考様式第3-2号
届出・報告	3	許可取消し事由該当事実に係る報告書	参考様式第3-3号
帳簿	4	認定計画の履行状況に係る管理簿	参考様式第4-1号
帳簿	4	技能実習日誌 （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-2号
帳簿	4	入国前講習実施記録（企業単独型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-3号
帳簿	4	入国後講習実施記録（企業単独型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-4号

分類	No	様式名	様式番号
帳簿	4	監理費管理簿	参考様式第4-5号
帳簿	4	雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿	参考様式第4-6号
帳簿	4	監査実施概要	参考様式第4-7号
帳簿	4	入国前講習実施記録（団体監理型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-8号
帳簿	4	入国後講習実施記録（団体監理型技能実習） （別紙「技能実習生一覧表」を含む。）	参考様式第4-9号
帳簿	4	訪問指導記録書	参考様式第4-10号
帳簿	4	団体監理型技能実習生からの相談対応記録書	参考様式第4-11号
帳簿	4	外部監査報告書 （別紙「外部監査実施概要」を含む。）	参考様式第4-12号
帳簿	4	外部監査報告書（同行監査）	参考様式第4-13号
帳簿	4	外部役員確認書 （別紙「外部役員による確認概要」を含む。）	参考様式第4-14号
帳簿	4	報酬支払証明書	参考様式第4-15号
講習	5	監理責任者等講習実施申込書	参考様式第5-1号
講習	5	技能実習責任者講習等実施申込書	参考様式第5-2号
講習	5	監理責任者等講習実施日程書	参考様式第5-3号
講習	5	技能実習責任者講習等実施日程書	参考様式第5-4号
講習	5	監理責任者等講習受講証明書	参考様式第5-5号
講習	5	技能実習責任者講習受講証明書	参考様式第5-6号
講習	5	技能実習指導員講習受講証明書	参考様式第5-7号
講習	5	生活指導員講習受講証明書	参考様式第5-8号
講習	5	監理責任者等講習受講者名簿	参考様式第5-9号
講習	5	技能実習責任者講習等受講者名簿	参考様式第5-10号
講習	5	監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書	参考様式第5-11号
講習	5	技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書	参考様式第5-12号
講習	5	監理責任者等講習機関更新申込書	参考様式第5-13号
講習	5	技能実習責任者講習等機関更新申込書	参考様式第5-14号

A・B・C・D・E・F

## 申 請 者 の 概 要 書

### 1 申請者の概要

①実習実施者届出受理番号 <small>（ふりがな）</small>	（□実習中の技能実習計画なし）	②労働保険番号	
③氏名又は名称			
④常勤職員数	合計	人	

（注意）

- 1 ①は、初めて技能実習生を受け入れる場合は記入不要。既に法第17条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている場合は必ず記入すること。実習中の技能実習計画がない場合には、「実習中の技能実習計画なし」欄にチェックすること。
- 2 ②は、申請者が労働保険の成立手続を行い、労働保険番号を有している場合には、必ず記入すること。
- 3 ④は、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除いた実習実施者全体の職員数（役員を含む。）を記入すること。
- 4 複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合は、複数の法人それぞれについて作成すること。

### 2 技能実習の実績

①これまでの技能実習生の受入れ実績（旧制度による受入れ含む。）	国籍（国又は地域）：		人数：	国籍（国又は地域）：		人数：
	国籍（国又は地域）：		人数：	国籍（国又は地域）：		人数：
	国籍（国又は地域）：		人数：	国籍（国又は地域）：		人数：
	国籍（国又は地域）：		人数：	国籍（国又は地域）：		人数：
	国籍（国又は地域）：		人数：	国籍（国又は地域）：		人数：
②現在受け入れている技能実習生の数	企業単独型	第1号	人	団体監理型	第1号	人
		第2号	人		第2号	人
		第3号	人		第3号	人
③直近3年の技能実習事業年度における行方不明者数	～1年	（うち旧制度 人）	1年～2年	（うち旧制度 人）	2年～3年	（うち旧制度 人）
	行方不明年月日（技能実習生の区分ごとに記載）					

（注意）

- 1 申請日を起算日として記載すること。
- 2 事業所単位ではなく、本社、支社、事業所を含めた実習実施者全体の人数を記入すること。
- 3 旧制度とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前に、出入国管理及び難民認定法及びその関係法令に基づき、技能実習制度として実施されていたものをいう。
- 4 ③について、行方不明者がある場合には、行方不明年月日を併せて記入すること。

### 3 技能実習生の名簿

	1 技能実習計画				2 技能実習生					
	①認定番号	②認定年 月日	③技能実習の区分		④③の実際の終了 予定日	①氏名	②国籍 (国又は 地域)	③生年月 日	④性別	⑤転籍の 受入れで ある場 合、その 受入れ開 始年月日
1		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
2		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
3		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
4		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
5		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
6		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
7		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
8		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
9		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日
10		年 月 日	<input type="checkbox"/> 企業単独型 <input type="checkbox"/> 団体監理型	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	年 月 日			年 月 日	男・女	年 月 日

(注意)

- 1 申請者が技能実習計画の認定を受けて現に技能実習を行わせている全ての技能実習生を記入すること。
- 2 2欄の①は、旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名をローマ字で記載するほか、漢字の氏名がある場合には併せて漢字の氏名も記入すること。
- 3 左の空欄に技能実習生ごとに番号を付するほか、複数枚にわたる場合は、右上にページ総数とページ数を記入すること。

### 4 その他特記事項

--

## 申請者の誓約書

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

技能実習生の氏名(国籍 (国又は地域))	

※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

## 記

## 【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体(団体監理型技能実習の場合)、取次送出機関(団体監理型技能実習の場合)又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 入国後講習における技能実習生の法的保護に必要な情報についての科目が終了する前、及び当該科目に係る入国後講習の期間中は業務に従事させることは、決していたしません(第1号企業単独型技能実習の場合)。また、入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません(第1号団体監理型技能実習の場合)。
- 5 技能実習生の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあつては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 6 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 7 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます(企業単独型技能実習の場合)。
- 8 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 9 監理団体から監理費として徴収される費用について、直接又は間接に技能実習生に負担させることは、決していたしません(団体監理型技能実習の場合)。
- 10 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 11 技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けることとしま

す（団体監理型技能実習の場合）。

- 12 除染等業務及び東京電力福島第一原子力発電所敷地内における業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 13 技能実習生が、婚姻、妊娠、出産した場合に、解雇その他不利益な取扱いをすることは、決していたしません。
- 14 外国人技能実習機構が行う実地検査に協力いたします。
- 15 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構（企業単独型技能実習の場合）又は監理団体（団体監理型技能実習の場合）に報告します。
- 16 申請書類一式について、記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

A・B・C・D・E・F

技能実習生の履歴書

年 月 日 作成

①氏名	ローマ字		②性別	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	漢字		③生年月日	年 月 日 ( 歳)
④国籍 (国又は地域)			⑤母国語	語
⑥現住所				
⑦学歴	期間		学校名	
	～			
	～			
⑧職歴	期間		就職先名 (職種)	
	～		( )	
	～		( )	
	～		( )	
	～		( )	
	～		( )	
⑨修得等をしようとする技能等に係る職歴		職 年	職 年	
⑩訪日経験	<input type="checkbox"/> 有 ( ～ ※在留資格： <input type="checkbox"/> 技能実習・ <input type="checkbox"/> 技能実習以外) ・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外国人建設・造船就労者受入事業により本邦で就労したことがある場合 第2号技能実習終了後の帰国期間 ( 年 月 日 ～ 年 月 日) 建設・造船就労終了後の帰国期間 ( 年 月 日 ～ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 経済連携協定 (EPA) に基づく看護師候補者・介護福祉士候補者受入事業により本邦で就労したことがある場合 看護師候補者・介護福祉士候補者としての活動終了後の帰国期間 ( 年 月 日 ～ 年 月 日)			
⑪技能実習経験及びその区分	<input type="checkbox"/> 有 ( ～ ) ・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> A (第1号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> D (第1号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> B (第2号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> E (第2号団体監理型技能実習) <input type="checkbox"/> C (第3号企業単独型技能実習) <input type="checkbox"/> F (第3号団体監理型技能実習)			
⑫過去の在留資格認定証明書不交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) ・ <input type="checkbox"/> 無			
⑬その他				
⑭技能実習生の署名				

(注意)

①は、ローマ字で旅券 (未発給の場合、発給申請において用いるもの) と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

### 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書

作成日： 年 月 日

申請者（実習実施者）：

①氏名 (ふりがな)			②性別	□男 ・ □女	
			③生年月日	年	月 日
④国籍（国又は地域）					
⑤住所	〒 —		(電話 — — )		
⑥勤務先					
⑦勤務先住所	〒 —		(電話 — — )		
⑧職歴	年	月	主たる職歴		
⑨資格・免許					
⑩指導する技能等の経験年数（常勤の有無）	職	年	（ □常勤 ・ □非常勤 ）		
	職	年	（ □常勤 ・ □非常勤 ）		
⑪技能実習に係る指導・監督等の経歴					
⑫技能実習に係る講習の受講歴					

(注意)

表題については、不要なものを削除するか該当するものに○を付すこと。

⑩は、技能実習責任者及び生活指導員については記載不要。

⑫は、講習を受講したことを証する書類を添付すること（受講した場合に添付。ただし、技能実習責任者については、令和2年4月1日以降は必須。）。

## 技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の事業所における技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員に就任することを承諾するとともに、技能実習指導員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名 又は名称	
所属事業所の名称及び所在地	
指導する技能実習の内容 ※技能実習指導員の場合のみ記載。	

### 記

#### 【任務（技能実習責任者に就任する場合）】

- 1 技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督すること。
- 2 技能実習の進捗状況を管理すること。
- 3 以下に関する事項を統括管理すること
  - (1) 技能実習計画の作成
  - (2) 技能実習生が修得等をした技能等の評価
  - (3) 法務大臣、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣若しくは機構又は監理団体（団体監理型の場合）に対する届出、報告、通知その他の手続
  - (4) 帳簿書類の作成・保管、実施状況報告書の作成
  - (5) 技能実習生の受入れの準備
  - (6) 監理団体との連絡調整（団体監理型の場合）
  - (7) 技能実習生の保護
  - (8) 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生
  - (9) 国及び地方公共団体の関係機関、機構その他関係機関との連絡調整

#### 【任務（技能実習指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習の指導を行うこと。
- 2 技能実習の目標の達成状況を公正に確認すること。（技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の合格に係る目標の場合を除く。）

#### 【任務（生活指導員に就任する場合）】

- 1 技能実習生の生活の指導を行うこと。
- 2 技能実習生の生活状況を把握し、技能実習生からの相談に乗るなど技能実習生が技能実習に専念できる環境づくりを行うこと。

#### 【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。

- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体（団体監理型の場合）、取次送出機関（団体監理型の場合）又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則について、技能実習責任者にあつては第 13 条（第 12 条第 1 項第 2 号イからハまで）、技能実習指導員にあつては第 12 条第 1 項第 2 号、生活指導員にあつては第 12 条第 1 項第 3 号（第 1 項第 2 号イからハまで）に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の地位を退きます。

※表題及び下線部については該当しないものを二重線で削除すること。

年 月 日 作成

技能実習責任者の氏名

技能実習指導員の氏名

生活指導員の氏名

## 技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書

次の申請者の次の技能実習生に係る団体監理型技能実習を取り次ぐに当たり、下記の事項を誓約します。

申請者（実習実施者）の氏名又は名称	
監理団体の名称	
技能実習生の氏名（国籍）	

※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

## 記

## 【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、団体監理型技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 団体監理型技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、団体監理型技能実習生、団体監理型実習実施者、監理団体又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 団体監理型技能実習生等が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に関して当機関に支払う費用について、団体監理型技能実習生等にその額及び内訳を十分に理解させた上で合意しています。
- 4 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。

年 月 日 作成

取次送出機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

A・B・C

外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書  
（企業単独型技能実習）

1. 概要書

①外国の所属機関の名称		②代表者の氏名	
③所在地	（電話 _____ ）（E-mail _____ ）		
④設立年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
⑤申請者（実習実施者）との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本邦の公私の機関の外国にある事業所の場合 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 子会社（出資率 _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input checked="" type="checkbox"/> 外国の公私の機関の外国にある事業所の場合 <input type="checkbox"/> 取引会社（取引期間 _____ 、取引実績（年間取引額） _____ 円） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
⑥業種、主要製品及び主要業務			

（注意）

⑤について、出資率は申請者から子会社への出資率を記載すること。また、取引実績（年間取引額）は、円換算した直近年度の年間取引額を記載すること。

2. 証明書

技能実習生（候補者を含む。）について、以下の事項を証明します。

①技能実習生の氏名 ※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字		所属事業所 所属部署	(雇用形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤)
	漢字		職種	
	ローマ字		所属事業所 所属部署	(雇用形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤)
	漢字		職種	
	ローマ字		所属事業所 所属部署	(雇用形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤)
漢字		職種		
②技能実習の期間中の処遇	<input type="checkbox"/> 技能実習生との関係を継続（「現職にとどめる」、「休職とする」など） <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
③技能実習の終了後の措置予定	<input type="checkbox"/> 復職（事業所： _____ 、部署： _____ 、職種： _____ ） <input type="checkbox"/> 復職予定なし <input type="checkbox"/> 未定			

（注意）

①は、ローマ字で旅券と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

上記1及び2の記載内容は、事実と相違ありません。また、技能実習の準備に関し、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 作成

外国の所属機関の名称

作成責任者 役職・氏名

### 外国の準備機関の概要書及び誓約書

①機関名	
②代表者の氏名	
③所在地	(電話 ) (E-mail )
④設立年月日	年 月 日
⑤技能実習生との関係	<input type="checkbox"/> 入国前講習の実施に関与する者 <input type="checkbox"/> その他(準備内容: )
⑥業種、主要製品及び主要業務	

上記の記載内容は、事実と相違ありません。また、技能実習の準備に関し、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。

年 月 日 作成

外国の準備機関の名称

作成責任者 役職・氏名

## 雇 用 契 約 書 及 び 雇 用 条 件 書

### 1. 雇用契約

実習実施者\_\_\_\_\_（住所：\_\_\_\_\_）（以下「甲」という。）と  
 技能実習生（候補者を含む。）\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
 以下の「2. 雇用条件」に記載された内容に従い、雇用契約を締結する。

本雇用契約は、乙が在留資格「技能実習1号」により本邦に入国して、技能等に係る業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、乙の入国日が入国予定日と相違する場合は、実際の入国日に伴って変更されるものとする。

なお、乙が何らかの事由で在留資格を喪失した時点で、本雇用契約は終了するものとする。

本書は2部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

### 2. 雇用条件

<p><b>I. 雇用契約期間</b></p> <p>1. 雇用契約期間                  （      年   月   日   ～      年   月   日）                      入国予定日      年   月   日</p> <p>2. 契約の更新の有無  <input type="checkbox"/> 契約の更新はしない                      <input type="checkbox"/> 原則として更新する                  ※ 会社の経営状況が著しく悪化した場合等には、契約を更新しない場合がある。</p>
<p><b>II. 就業（技能実習）の場所</b></p>
<p><b>III. 従事すべき業務（職種及び作業）の内容</b></p>
<p><b>IV. 労働時間等</b></p> <p>1. 始業・終業の時刻等                  (1) 始業   （   時   分）                      終業   （   時   分）                      （1日の所定労働時間数      時間      分）</p> <p>(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】  <input type="checkbox"/> 変形労働時間制：（      ）単位の変形労働時間制                  ※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、母国語併記の年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。</p>

交代制として、次の勤務時間の組合せによる。

始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 、 1日の所定労働時間 時間 分）

始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 、 1日の所定労働時間 時間 分）

始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 、 1日の所定労働時間 時間 分）

2. 休憩時間 （ ）分

3. 1か月の所定労働時間数 時間 分（年間総所定労働時間数 時間）

4. 年間総所定労働日数（1年目 日、2年目 日、3年目 日）

5. 所定時間外労働の有無  有  無

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

#### V. 休日

・ 定休日：毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他（ ）（年間合計休日日数 日）

・ 非定休日：週・月当たり 日、その他（ ）

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

#### VI. 休暇

1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日  
継続勤務6か月未満の年次有給休暇（ 有  無）→ か月経過で 日

2. その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

#### VII. 賃金

1. 基本賃金  月給（ 円）  日給（ 円）  時間給（ 円）

※月給・日給の場合の1時間当たりの金額（ 円）

※日給・時給の場合の1か月当たりの金額（ 円）

2. 諸手当（時間外労働の割増賃金は除く）

(a)（ 手当 月 円／計算方法： ）

(b)（ 手当 月 円／計算方法： ）

(c)（ 手当 月 円／計算方法： ）

(d)（ 手当 月 円／計算方法： ）

3. 1か月当たりの支払い概算額（1+2） 約（ 円）（合計）

4. 労使協定に基づき賃金支払時に控除する項目  無  有

(a) 税金（約 円）

(b) 社会保険料・労働保険料等 各種保険料（約 円）

(c) 食費・居住費（約 円）

(d) その他（ ）（適宜欄を追加し、内訳及び内訳ごとの金額を明らかにすること）（約 円）

5. 手取り支給額（3-4） 約（ 円）（合計）

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

6. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

(a) 所定時間外 法定超月60時間以内（ ）%、法定超月60時間超（ ）%  
所定超（ ）%

(b) 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%

(c) 深夜（ ）%

7. 賃金締切日  毎月 日、 毎月 日

8. 賃金支払日  毎月 日、 毎月 日

9. 賃金支払方法  通貨払（現実に支払われた額を確認することができる方法による） 口座振込み

10. 昇給  有（昇給時期、昇給の考え方）、 無

11. 賞与  有（支給時期、賞与額の考え方）、 無

12. 退職金  有 (支給時期、退職金の考え方 )、  無

13. 休業手当  有 (率 )

VIII. 退職に関する事項

1. 自己都合退職の手続 (退職する \_\_\_\_\_ 日前に社長・工場長等に届けること)

2. 解雇の事由及び手続

解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日以上平均賃金を支払って解雇する。技能実習生の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

IX. 宿泊施設に関する事項

1. 名称等 名称 ( ) 形態  寮 (寄宿舎)  賃貸住宅  その他 ( )

2. 所在地 (〒 - ) (電話 - - )

3. 規模 面積 ( m<sup>2</sup> )、収容人員 ( 人 )、1人当たり居室 ( m<sup>2</sup> )

4. 技能実習生の負担額 ( )

X. その他

・社会保険・労働保険の加入状況 ( 厚生年金、 国民年金、 健康保険、 国民健康保険、 雇用保険、 労災保険、 その他 ( ))

・雇入れ時の健康診断 年 月

・初回の定期健康診断 年 月 (その後 ごとに実施)

年 月 日 締結

甲 \_\_\_\_\_ (印)  
(実習実施者名・代表者役職名・氏名・捺印)

乙 \_\_\_\_\_  
(技能実習生の署名)

A・B・C・D・E・F

技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書

申請者(実習実施者) : \_\_\_\_\_

1. 報酬

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

(1) 技能実習生に対する報酬

①技能実習生の氏名 ※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字	( 才 ) (経験 年)
	漢字	
	ローマ字	( 才 ) (経験 年)
	漢字	
	ローマ字	( 才 ) (経験 年)
	漢字	
②技能実習生の職務内容や責任の程度		
③技能実習生に対する報酬	月給 円 / 時間給 円	
④第1号技能実習での報酬	月給 円 / 時間給 円	
⑤第2号技能実習での報酬	月給 円 / 時間給 円	
⑥その他		

(注意)

- ①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。また、経験年数は、修得等を行うとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。
- ③から⑤までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、④は第2号技能実習又は第3号技能実習の場合、⑤は第3号技能実習の場合に記載すること。
- ⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

(2) 日本人労働者と同等の報酬であることの比較

①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無 ※以下の②～⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれでも共通で記載。⑥欄は①欄を「無」とした場合に記載。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
②比較対象となる又は最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度		
③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数	( 才 ) (経験 年)	
④②欄の日本人労働者の報酬	月給 円 / 時間給 円	
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考えた理由		
⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃金 ※①欄で有にチェックした場合には記入不要	規程の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	有の場合	賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬

		月給	円	/	時間給	円
⑦その他						

(注意)

- 1 ②は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。  
比較対象となる日本人労働者がいない場合には、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。
- 2 ③の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- 3 ④は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。  
また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
- 4 ⑥は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。
- 5 ⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

## 2. 宿泊施設

### 宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）

確認事項	措置の有無	特記事項
① 宿舎を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取扱う場所の付近を避ける措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
② 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上（収容人数15人未満は1箇所）設ける措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
③ 適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
⑤ 就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
⑥ 食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場（脱衣室を含む。）のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること（各施設は一般的な機能を有する設備を設け、浴場は保温性を維持し、必要に応じプライバシーが守られるよう十分に配慮していること）	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
⑧（宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合）同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
⑨ 宿泊施設内の共用部分については、衛生管理を行い、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

確認者	実習実施者（企業単独型の場合） _____	氏名 _____
	監理団体名（団体監理型の場合） _____	

### 3. 徴収費用

技能実習生に対する報酬の支払概算額 _____ 円（1か月当たり。社会保険料・税金等控除前。）				
徴収費用 (1か月当たり)	①食費 約 _____ 円	②食事、食材等の提供の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		③食事の提供回数、提供方法等		
		④実費相当額その他適正な額であることの説明		
	⑤居住費 約 _____ 円	⑥提供する宿泊施設の具体的な内容 <input type="checkbox"/> 自己所有物件 <input type="checkbox"/> 借上物件		
		⑦実費相当額その他の適正な額であることの説明		
	⑧水道光熱費 約 _____ 円	⑨水道光熱費の徴収の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑩その他技能実習生が定期的に負担する費用 約 _____ 円	⑪その他技能実習生が定期的に負担する費用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		⑫技能実習生が定期的に負担する費用の内容	I 費	1か月当たり約 _____ 円
			II 費	1か月当たり約 _____ 円
			III 費	1か月当たり約 _____ 円
⑬技能実習生が定期的に負担する費用に関し技能実習生が受ける具体的な便益の内容				
⑭実費相当額その他適正な額であることの説明				

(注意)

- ③及び④については②において、⑫から⑭については⑪において、それぞれ有にチェックを付した場合のみ記載すること。
- ④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
  - ③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合： 購入に要した額
  - ③が「社員食堂での食事提供」の場合： 技能実習生以外の職員から徴収する額
  - ③が「食事の調理・提供」の場合： 材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額
- ⑥は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに印を付すこと。
- ⑦は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
  - ⑥が「自己所有物件」の場合： 実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額
  - ⑥が「借上物件」の場合： 借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。）を、入居する技能実習生の人数で除した額
- ⑧は、徴収見込額を記載すること。なお、技能実習生から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供業者に申請者が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者（技能実習生に限られない。）の人数で除した額以内の金額を徴収するものでなければならない。
- ⑨は、技能実習生本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。
- ⑫は、食費・居住費・水道光熱費以外に技能実習生が定期的に負担する費用について費目ごとに記載すること。
- ⑬及び⑭は、技能実習生が定期的に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。

## 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

\_\_\_\_\_ 殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

## 1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業(技能実習)の場所、従事すべき業務(職種及び作業)の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

(注意) 宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

## 2 入国後講習中の待遇

1 講習手当 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (支給額・支給内容 ) <input type="checkbox"/> 無
	②備考	
2 食費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (支給内容 ) <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 (負担内容 ) <input type="checkbox"/> 無
	③備考	
3 居住費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 (支給内容 ) <input type="checkbox"/> 無
	②技能実習生の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 (負担内容 ) <input type="checkbox"/> 無
	③形態	<input type="checkbox"/> 寮(寄宿舍) ・ <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 ・ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	④名称	
	⑤所在地	〒 _____ (電話 _____ )
	⑥規模	面積 ( _____ m <sup>2</sup> )、収容人員 ( _____ 人)、1人当たり居室 ( _____ m <sup>2</sup> )
4 その他		

(注意) 4欄は、1欄から3欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

### 3 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検定等3級の実技試験の合格）を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

### 4 その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

（申請者（実習実施者）との関係）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生の署名

\_\_\_\_\_

## 技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

\_\_\_\_\_ 殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

### 1 実習中の待遇

雇用契約期間、就業（技能実習）の場所、従事すべき業務（職種及び作業）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、別紙「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

(注意) 宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

### 2 実習先変更（団体監理型の場合）

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合を除き、技能実習生が第2号技能実習の目標（技能検定等3級の実技試験の合格）を達成して第3号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

### 3 その他の事項

(注意) 特記すべき事項がある場合に記載すること。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

(申請者（実習実施者）との関係 )

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

技能実習生の署名 \_\_\_\_\_

## 技 能 実 習 生 の 申 告 書

下記の事項を申告します。

### 記

日本国における技能実習制度の趣旨が、開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進であることを承知しています。

私の本国である\_\_\_\_\_では修得等が困難である\_\_\_\_\_に係る技能等について修得等をし、技能実習の終了後に帰国した際には、\_\_\_\_\_することにより、本国への技能等の移転に努めたいと考えています。

日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かに保証金を預ける契約を結んでいません。また、今後結ぶ予定もありません。

日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かに金銭などの財産を管理されることとはなっていません。また、今後管理される予定もありません。

日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かと、所定の技能実習を計画どおり修了しなかったなど技能実習に係る契約の不履行があった場合に違約金を支払う契約を結んでいません。また、今後結ぶ予定もありません。

介護福祉士資格等の取得を目的として、日本国で必要な知識等を修得する活動に従事するための経済連携協定(EPA)に基づく受入れとは、その趣旨及び目的が異なることを承知しています。(経済連携協定(EPA)に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者のみ。)

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

技能実習生の署名 \_\_\_\_\_

## 技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書

## 1 送出の概要

①技能実習生の氏名	ローマ字	
	漢字	
②取次送出機関の氏名又は名称		
③実習実施者の氏名又は名称		
④監理団体の名称		

(注意)

①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

## 2 取次送出機関が徴収した費用の名目及び額

	名目	徴収年月日	額
1	選考関連費用	年 月 日	( 円)
2	各種申請手続費用	年 月 日	( 円)
3	送出機関手数料	年 月 日	( 円)
4	健康診断料	年 月 日	( 円)
5	講習費用	年 月 日	( 円)
6	その他 ( )	年 月 日	( 円)
7	その他 ( )	年 月 日	( 円)
8	その他 ( )	年 月 日	( 円)
計			( 円)

(注意)

- 「その他」の徴収費用については、括弧書きで名目を記載すること。
- 額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。

## 3 外国の準備機関が徴収した費用の名目及び額

	徴収した機関の名称(送出における役割)	名目	徴収年月日	額
1	( )	教育費	年 月 日	( 円)

2	( )	その他 ( )	年 月 日	( 円)
3	( )	その他 ( )	年 月 日	( 円)
4	( )	その他 ( )	年 月 日	( 円)
5	( )	その他 ( )	年 月 日	( 円)
				計 ( 円)

(注意)

- 1 外国の準備機関には、技能実習生の本国での勤務先、入国前講習を実施する機関など技能実習の準備に関与する一切の機関が含まれる。
- 2 徴収した機関については、名称のほか、括弧書きで技能実習生の送出国において果たした役割を記載すること。
- 3 「その他」の徴収費用については、括弧書きで名目を記載すること。
- 4 額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。

技能実習生から2に記載の金額の費用を徴収し、その内訳について技能実習生に十分に理解させるとともに、送出国に参与した他の機関が技能実習生から3に記載の金額の費用を徴収したことを把握しました。また、2及び3に記載の費用以外の費用については、技能実習生が徴収されていないことを確認しました。

年 月 日 作成

取次送出国機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

取次送出国機関及び送出国に参与した他の機関に2及び3に記載の金額を支払い、その内訳について理解しました。また、2及び3に記載の費用以外の費用については、徴収されていません。

年 月 日 作成

技能実習生の署名 \_\_\_\_\_



## 技 能 実 習 生 の 推 薦 状

我が国の送出国である\_\_\_\_\_が送り出す、技能実習生

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

について、日本国の監理団体である\_\_\_\_\_

を通じて、実習実施者である\_\_\_\_\_に受け入れられて、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月

から、\_\_\_\_\_に係る技能実習を行うことについて推薦します。

なお、本推薦状の効力は作成日以降1年間とします。

年 月 日 作成

公的機関の名称

作成責任者 役職・氏名

㊟  
(公印)

A・B・C・D・E・F

優良要件適合申告書  
(実習実施者)

申請者(実習実施者) : \_\_\_\_\_

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第15条に定める基準を満たすことについて下記のとおり申告します。

記

項目	点数	内容
1 技能等の修得等に係る実績  I	※	① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 現行制度 第1号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 B 旧制度 第1号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 ※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。
		② 分子 計 _____ 名 (A+B) A 現行制度 計 _____ 名 B 旧制度 計 _____ 名
	点	③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率 ② _____ 名 ÷ ① _____ 名 × 100 = _____ % ※合格率の小数点以下は切り捨てること。
II	※	① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度 第2号受検者 _____ 名 ※旧制度について、平成29年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検者は必ず含めること。 B 第3号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 ※直近3技能実習事業年度(4月1日～翌年3月31日)に申請年度は含みません。申請日の属する年度より前の3事業年度に技能実習を修了した者に係る実績を記載すること(以下②③欄も同様)。
	点	

		<p>② 分子 計 _____ 名 (A+B)</p> <p>A 3級程度 _____ 名 (a+b)</p> <p>a 現行制度 計 _____ 名</p> <p>b 旧制度 計 _____ 名</p> <p>B 2級程度 _____ 名</p>
		<p>③ 2級又は3級程度の実技試験の合格率</p> <p>(②A+②B×1.5= _____ 名) ×1.2 ÷ ① _____ 名 × 100 = _____ %</p> <p>※合格率の小数点以下は切り捨てること。</p>
	II ※ 点	3級程度の実技試験の合格者 計 _____ 名
	III 点	2級又は3級程度の学科試験の合格者 計 _____ 名
	IV 点	<p>技能検定等の実施への協力の実績 ( <input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無 )</p> <p>a 試験の職種名 _____</p> <p>b 試験実施機関名 _____</p> <p>c 協力の概要 _____</p>
2 技能実習を行わせる体制	I 点	<p>技能実習指導員全員の講習受講 ( <input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無 )</p> <p>在籍者 _____ 名 うち、講習受講者 _____ 名</p> <p>※講習受講者がいる場合には、講習受講者全員の受講証明書の写し</p>
	II 点	<p>生活指導員全員の講習受講 ( <input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無 )</p> <p>在籍者 _____ 名 うち、講習受講者 _____ 名</p> <p>※講習受講者がいる場合には、講習受講者全員の受講証明書の写し</p>
3 技能実習生の待遇	I 点	<p>第1号技能実習生の時間当たりの賃金 _____ 円 ÷ 最低賃金 _____ 円 × 100 = _____ %</p> <p>a 対象とした技能実習生の氏名 ( _____ )</p> <p>b 最低賃金の種類 ( <input type="checkbox"/>地域別最低賃金 ・ <input type="checkbox"/>特定最低賃金 )</p> <p>※第1号技能実習生の時間当たりの賃金は、本技能実習事業年度に受け入れている者のうち、賃金の額が最も低いものを記載すること。</p> <p>※最低賃金額は、本技能実習事業年度年頭(4月1日)の金額を記載すること。</p>
	II 点	<p>昇給率</p> <p>① 第2号技能実習への移行時 _____ %</p> <p>② 第3号技能実習への移行時 _____ %</p>

	III		<p>① 受け入れている全ての技能実習生の宿泊施設について、本人のみが利用する個室(※)を確保した上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること</p> <p>※4.5㎡以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。</p> <p>(概要)</p> <p><input type="checkbox"/> これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。</p> <p>② 技能実習生が自らの意思で住居(①における個室が確保されているものに限る。)を選び、自ら賃貸借契約を締結している場合は、技能実習生に対して経済的な補助(賃料の20%以上の住宅手当の支給等)を行った上で、技能実習責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること</p> <p>(概要)</p> <p><input type="checkbox"/> これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。 ※確認の上、チェックマークを付すこと。</p> <p>点</p>
	小計	点	<p>[小計の計上方法]</p> <p>「3技能実習生の待遇」の項目で加点できる最大点数は、10点となる。そのため、「I」から「III」までの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点と記入すること。</p>
4 法令違反・問題の発生状況	I	※	<p>① 改善命令 ( <input type="checkbox"/>無 ・ <input type="checkbox"/>有 )</p> <p>※有の場合 ( 年月日 年 月 日 / <input type="checkbox"/>改善実施・<input type="checkbox"/>改善未実施 )</p> <p>② 旧制度の「改善命令相当の行政指導」 ( <input type="checkbox"/>無 ・ <input type="checkbox"/>有 )</p> <p>※有の場合 ( 年月日 年 月 日 / <input type="checkbox"/>改善実施・<input type="checkbox"/>改善未実施 )</p>
	II	※ 点	<p>失踪者 _____ 名 / 受入れ _____ 名 ×100 = _____ %</p> <p>※受入れ数は、過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数。</p>
	III	※ 点	<p>責めによるべき失踪 ( <input type="checkbox"/>無 ・ <input type="checkbox"/>有 )</p>
5 相談・支援体制	I	点	<p>マニュアル等の策定及び関係職員への周知 ( <input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無 )</p>
	II	点	<p>受入れ中の全ての技能実習生が母国語で相談できる相談員の確保 ( <input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無 )</p>

	III	点	<p>実習先変更による技能実習生の受入れ（ <input type="checkbox"/>無 ・ <input type="checkbox"/>有 ）</p> <p>※実習先変更により受け入れた技能実習生が1名の場合は、下記項目に記入すること。実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、各技能実習生の下記項目を整理した一覧表を添付すること（様式自由）。</p> <p>※有の場合 技能実習生の氏名（ ）</p> <p>国籍・地域（ ） 性別（ <input type="checkbox"/>男・<input type="checkbox"/>女 ） 生年月日（ 年 月 日）</p> <p>受入れ年月日（ 年 月 日）</p> <p>実習先変更時の技能実習計画認定番号（ ）</p>
	IV	点	<p>監理団体を通じた、実習先変更支援のポータルサイトへの登録（ <input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無 ）</p>
6 地域 社会 との 共生	I	点	日本語学習の支援の概要
	II	点	地域社会との交流を行う機会の概要
	III	点	日本の文化を学ぶ機会の概要

※本申告書の申請の際は、参考様式第1-24号別紙「受検技能実習生名簿」を必ず添付すること。

(注意)

- 1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄に記載すること。
- 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「-5点」等と記載すること。
- 3 「1技能等の修得等に係る実績」の項目については、「II」の欄の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時時点の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績に応じた加点を「II※」の点数欄に記載すること。
- 4 「5相談・支援体制」の項目の「IV」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。
- 5 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。

合計点
点

※ 加点表の適用希望（ 旧 (72/120) ・ 新 (90/150) ）

### 受 検 ・ 不 受 検 技 能 実 習 生 名 簿

( 技能検定等                      級 / 現行制度受検者・旧制度受検者・算入対象者なし )

番号	氏名	性別	生年月日	試験名 (職種・作業を含む)	合否・不受検区分	やむを得ない不受検者の 技能実習計画認定番号
		国籍 (国又は地域)		合格年月日		技能実習実施困難時届出年月日
	(技能実習終了年月:    年    月)	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	年   月   日	( <input type="checkbox"/> 旧制度) 年   月   日	<input type="checkbox"/> 合格 ( <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 学科・ <input type="checkbox"/> 実技) <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 不受検	年   月   日
	(技能実習終了年月:    年    月)	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	年   月   日	( <input type="checkbox"/> 旧制度) 年   月   日	<input type="checkbox"/> 合格 ( <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 学科・ <input type="checkbox"/> 実技) <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 不受検	年   月   日
	(技能実習終了年月:    年    月)	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	年   月   日	( <input type="checkbox"/> 旧制度) 年   月   日	<input type="checkbox"/> 合格 ( <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 学科・ <input type="checkbox"/> 実技) <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 不受検	年   月   日
	(技能実習終了年月:    年    月)	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	年   月   日	( <input type="checkbox"/> 旧制度) 年   月   日	<input type="checkbox"/> 合格 ( <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 学科・ <input type="checkbox"/> 実技) <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 不受検	年   月   日
	(技能実習終了年月:    年    月)	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	年   月   日	( <input type="checkbox"/> 旧制度) 年   月   日	<input type="checkbox"/> 合格 ( <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 学科・ <input type="checkbox"/> 実技) <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 不受検	年   月   日
	(技能実習終了年月:    年    月)	<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女	年   月   日	( <input type="checkbox"/> 旧制度) 年   月   日	<input type="checkbox"/> 合格 ( <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 学科・ <input type="checkbox"/> 実技) <input type="checkbox"/> 不合格 <input type="checkbox"/> 不受検	年   月   日

(注意)

- 1 本名簿は、受検級ごとに記載すること。また、旧制度の者の場合には、「試験名」欄の「旧制度」を選択すること。
- 2 合否・不受検区分には、いずれか一つを選択すること。
- 3 技能検定等の合格時に実習実施者が受け入れていた技能実習生のみが記載対象となることに留意すること。
- 4 不受検者として記載できる技能実習生は、病気や怪我、実習意欲の喪失やホームシック、行方不明、本国の家族の都合、監理団体許可の取り消し、監理団体の事業上の理由などの実習実施者の責めによらない理由により技能実習を行うことができない場合や、受検に必要な設備を具備する実施機関を見つけられず結果として不受検となった者である。
- 5 点数表「Ⅱ」の欄の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がない場合は、「算入対象者なし」を選択し、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者であって、申請日までに3級程度の技能検定等の実技試験に合格した者について記載すること。

## 理 由 書

出入国在留管理庁長官  
厚生労働大臣 殿

申請者 \_\_\_\_\_

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の下記の規定に該当することを関係資料を添えて説明します。

### 記

- 技能実習生を送り出す外国の公私の機関が、国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であること(規則第2条第2号)

[ ]

- 申請者が、その相互間に密接な関係を有する複数の法人であること(規則第3条第2号)

[ ]

- 申請者が、規則第16条第1項第2号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものであること(規則第16条第1項第2号)

[ ]

(注意)

括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。

D・E・F (規則第 10 条第 2 項第 3 号ホに適合することを証する書面)

同種業務従事経験等説明書  
(団体監理型技能実習)

受け入れようとする技能実習生 (候補者を含む。) に関し、下記の事項について説明します。

記

①技能実習生の氏名 ※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には、別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字	
	漢字	
	ローマ字	
	漢字	
	ローマ字	
	漢字	
②証明内容	<p>A <input type="checkbox"/> 本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有する場合</p> <p>→ 技能実習生が所属している機関がある場合にあつては外国の所属機関による証明書 (参考様式第 1-28 号) を添付 (B による証明の場合は添付不要)</p> <p>→ 個人農業者や家族経営の事業に従事していた者等については、地方政府、業界団体等による証明書 (参考様式第 1-28 号) を添付 (B による証明の場合は添付不要)</p> <p>B <input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある場合</p> <p>a <input type="checkbox"/> 申請者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合</p> <p>→ 申請者又は監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を添付</p> <p>b <input type="checkbox"/> 教育機関において、同種の業務に関連する教育課程を修了している場合 (修了見込みの場合も含む。)</p> <p>→ 教育機関の概要を明らかにする書面 (同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。) を添付 (参考様式第 1-33 号)</p> <p>→ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書面 (修了見込みの証明も含む。) を添付</p> <p>→ 実習生が教育機関に在籍したまま技能実習を行う場合は、教育機関と申請者や監理団体及び外国の送出機関との間において締結された協定書の写し又は協定内容証明書 (参考様式第 1-32 号) を添付</p> <p>c <input type="checkbox"/> 申請者が当該技能実習を行わせる必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習生が当該技能実習を本邦で行うために必要な最低限の訓練を受けている場合</p> <p>→ 技能実習生に当該技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書 (技能実習を行わせる理由書 (参考様式第 1-22 号)) を添付</p> <p>→ 2 か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち 1 か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目 (規則第 10 条第 2 項第 7 号ロ (4)) に充てられた入国前講習実施 (予定) 表 (参考様式第 1-29 号) 又はこれに相当する訓練の実施 (予定) 表を添付 (参考様式第 1-34 号)</p>	

※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。



A・D (規則第 10 条第 2 項第 7 号ハに適合することを証する書面)

## 入国前講習実施 (予定) 表に関する申請者等の誓約書

入国前講習について、下記に掲げる入国前講習実施 (予定) 表に従って行った又は行うことを誓約します。

### 入 国 前 講 習 実 施 ( 予 定 ) 表

1 申請者 (企業単独型の場合) 又は監理団体 (団体監理型の場合) が講習を実施した場合 (外部委託を含む。)

No.	科目 (内容)	実施機関の氏名又は名称及び所在地	実施場所 (施設名・所在地等)	実施期間	実施 時間数
1		外部委託 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2		外部委託 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3		外部委託 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間					時間

(注意)

外部委託の有無については、該当するものに丸印を付すこと。

2 外国の公的機関若しくは教育機関又は外国の公私の機関が講習を実施した場合

No.	科目 (内容)	実施機関の氏名又は名称、所在地及び種別	実施場所 (施設名・所在地等)	実施期間	実施 時間数
1		種別 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 外国の公私の機関		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2		種別 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 外国の公私の機関		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3		種別 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 外国の公私の機関		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間					時間

(注意)

- 1 申請者 (企業単独型の場合) 又は監理団体 (団体監理型の場合) において講習の内容が入国後講習に相当すると認められたものについてのみ記載すること。
- 2 外国の教育機関とは、現地において正規の教育機関として認定されている学校であって義務教育修了後に入学するものをいうものであること。
- 3 外国の公私の機関とは、法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する外国の公私の機関をいうものであること (企業単独型の場合)。
- 4 実施機関の種別については、該当する種別に丸印を付すこと。

年 月 日

(企業単独型) 申請者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
 (団体監理型) 監理団体の名称 \_\_\_\_\_

作成責任者 役職・氏名 \_\_\_\_\_

## 複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書

申請者(実習実施者) : \_\_\_\_\_

①技能実習の内容	主たる職種・作業	コード番号 ( ) 職種名 ( ) 作業名 ( )
	従たる職種・作業	コード番号 ( ) 職種名 ( ) 作業名 ( )
		コード番号 ( ) 職種名 ( ) 作業名 ( )
②それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連している理由		
③複数の職種及び作業に係る技能実習を行う合理的な理由		

(注意)

①欄には、技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)第2面技能実習計画5欄の技能実習の内容と同一の記載とすること。

# 申 請 取 下 げ 書

年 月 日

外国人技能実習機構理事長 殿

提出者（実習実施者名）  
（代表者氏名）

下記の申請を取り下げたいので、取下げ書を提出します。

## 記

1 申請日 年 月 日

2 申請の種類  技能実習計画認定申請  
 技能実習計画変更認定申請

3 技能実習生

①	氏名	ローマ字		性別	:	男	・	女
		漢字		国籍（国又は地域）	:			
	生年月日		年	月	日（	歳）		
②	氏名	ローマ字		性別	:	男	・	女
		漢字		国籍（国又は地域）	:			
	生年月日		年	月	日（	歳）		
③	氏名	ローマ字		性別	:	男	・	女
		漢字		国籍（国又は地域）	:			
	生年月日		年	月	日（	歳）		

4 取下げ理由

(注意)

- 1 申請日は、申請受理票に記載された日付を記載すること。
- 2 申請の種類は、該当するものにチェックマークを付すこと。
- 3 技能実習生は、申請を取り下げようとする技能実習計画に係る技能実習生について全て記載すること。



D (規則第 10 条第 2 項第 3 号ホに適合することを証する書面)

## 教 育 機 関 の 概 要 書

①機関名	
②代表者の氏名	
③所在地	(電話 ) (E-mail )
④設立年月日	年            月            日
⑤機関の別	<input type="checkbox"/> 大学 (学部 :            ) <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> その他 (            )
⑥実施している教育の内容	
⑦上記教育内容と関連する技能 実習の職種・作業	

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年            月            日    作成

教育機関の名称

作成責任者 役職・氏名

D(規則第10条第2項第3号ホに適合することを証する書面)

## 訓 練 実 施 ( 予 定 ) 表

	科目(内容)	実施機関の氏名又は名称、所在地及び種別	実施場所 (施設名・所在地等)	実施期間	実施 時間数
1		種別		年 月 日	時間
		監理団体 公的機関 教育機関 その他		~ 年 月 日	
2		種別		年 月 日	時間
		監理団体 公的機関 教育機関 その他		~ 年 月 日	
3		種別		年 月 日	時間
		監理団体 公的機関 教育機関 その他		~ 年 月 日	
合 計 時 間					時間

(注意)

- 1 入国前講習の内容は本表に記載せず、参考様式第1-29号「入国前講習実施(予定)表に関する申請者等の誓約書」に記載すること。
- 2 教育機関とは、外国において正規の教育機関として認定されている学校であって義務教育修了後に入学するものをいう。
- 3 実施機関の種別については、該当する種別に丸印を付すこと。
- 4 技能実習生が上記科目の訓練をしたことにつき、実施機関が証明する文書を添付すること。

## 申請者の役員に関する誓約書

申請者の役員のうち、以下のものは、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与する役員ではありません。

役員の氏名	

また、当該役員について、下表に掲げる外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条第12号に定められている欠格事由に該当する者ではないことを確認しました。当該役員に対して、今後、欠格事由に該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、役員の地位を退く必要があることを説明しています。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）（抄）  
（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
- 九 第八条第一項の認定の申請の前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 （略）



# 理 由 書

年 月 日

出入国在留管理庁長官  
厚生労働大臣 殿

申請者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する、下記の業務に該当することを関係資料を添えて説明します。

## 記

### 1 関連業務（規則第10条第2項第2号ハ（2））

- 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であること

[ ]

- 修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること

[ ]

### 2 周辺業務（規則第10条第2項第2号ハ（3））

- 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務を除く）であること

[ ]

（注意）

括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。

## 技能実習生の個人情報の取り扱いに係る同意書

外国人技能実習機構 理事長 殿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第19条第1項又は同法第33条第1項の規定に基づき「技能実習実施困難時届出書」を提出した当該技能実習生に係る情報に関し、雇用保険制度における失業等給付に係る事務において必要となることもあることから、その必要が生じた場合に当該技能実習生に技能実習を行わせていた実習実施者の所在地を管轄する都道府県労働局及び公共職業安定所に連絡することについて、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法律第五十九号)第9条第2項第1号に基づき同意します。

署名年月日：                      年                      月                      日

技能実習生の署名： \_\_\_\_\_

## 技能実習期間満了前の帰国についての申告書

下記の事項を申告します。

### 記

私は、帰国便都合・技能実習期間の末日が休日であること・その他( )  
(※1)により、 年 月 日までの技能実習期間満了前の 年 月 日  
に帰国することを了承しました。

私は、このことについて、監理団体または実習実施者(※2) (氏名: )  
から十分な説明を受けました。

今般、技能実習期間満了前に帰国することについては、私の意に反するものではありません。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

技能実習生の署名 \_\_\_\_\_

※1 技能実習期間前に帰国する理由に該当するものに○をつけること。また、その他に○をした場合には、理由を記載すること。

※2 意に反して帰国する必要のないことについての説明をした方に○をすること。また、説明者の氏名を記載すること。



## 申請者の概要書

## 1 申請者の概要

①許可番号	
(ふりがな) ②名称 (英語表記)	( )
③団体の構成	<input type="checkbox"/> 単一業種の団体 <input type="checkbox"/> 異業種の団体
④設立の年月日	年 月 日
⑤許認可等を受けた行政庁	
⑥常勤職員数	合計 人 (うち技能実習の実習監理に関与する常勤職員数 人 )
⑦実習実施者に対する監査に関与する職員数	合計 人
⑧団体に加入・加盟している会員又は組合員数	
⑨団体の監理の下、技能実習生の受入れを行っている会員又は組合員数	
⑩ホームページのURL	
⑪労働保険番号	

(注意)

- ①は、この申請を行うまでに、既に監理団体の許可を得ている者については記載すること。
- ⑥は、外国にある事業所に所属する常勤の職員(役員を含む。)を除いた法人全体の職員数を記載すること。
- ⑨は、この申請を行うまでに、既に監理団体の許可を得て技能実習生の受入れを行っている場合に記載すること。また、旧制度(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前の出入国管理及び難民認定法及びその関係法令に基づく技能実習制度)に基づき技能実習生の受入れを行っている場合には、その数を記載すること。
- ⑩は、ホームページを有している場合には、必ず記載すること。
- ⑪は、申請者が労働保険の成立手続を行い、労働保険番号を有している場合には、必ず記載すること。

## 2 監理事業の実績

①これまでの 技能実習生の 受入れ実績 (旧 制度による受入れを 含む。)	国籍 (国又は地域) :            人数 :		国籍 (国又は地域) :            人数 :
	国籍 (国又は地域) :            人数 :		国籍 (国又は地域) :            人数 :
	国籍 (国又は地域) :            人数 :		国籍 (国又は地域) :            人数 :
	国籍 (国又は地域) :            人数 :		国籍 (国又は地域) :            人数 :
	国籍 (国又は地域) :            人数 :		国籍 (国又は地域) :            人数 :
②現在受け入 れている技能 実習生の数	団体 監理 型	第 1 号	人 (うち旧制度 人)
		第 2 号	人 (うち旧制度 人)
		第 3 号	人
③直近 3 年の 技能実習事業 年度における 受入れ総数		直近 1 年	人 (うち旧制度 人)
		直近 2 年	人 (うち旧制度 人)
		直近 3 年	人 (うち旧制度 人)
④直近 3 年の 技能実習事業 年度における 中途帰国者数	直 近 1 年	第 1 号	人 (うち旧制度 人)
		第 2 号	人 (うち旧制度 人)
		第 3 号	人
	直 近 2 年	第 1 号	人 (うち旧制度 人)
		第 2 号	人 (うち旧制度 人)
		第 3 号	人
	直 近 3 年	第 1 号	人 (うち旧制度 人)
		第 2 号	人 (うち旧制度 人)
		第 3 号	人
⑤直近 3 年の 技能実習事業 年度における 行方不明者数	直 近 1 年	第 1 号	人 (うち旧制度 人)
		第 2 号	人 (うち旧制度 人)
		第 3 号	人
	直 近 2 年	第 1 号	人 (うち旧制度 人)
		第 2 号	人 (うち旧制度 人)
		第 3 号	人
	直 近 3 年	第 1 号	人 (うち旧制度 人)
		第 2 号	人 (うち旧制度 人)
		第 3 号	人
	行方不明 年月日		

(注意)

- 1 申請日を起算日として記載すること。
- 2 事業所単位ではなく、法人全体の人数を記載すること。
- 3 旧制度とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前の出入国管理及び難民認定法及びその関係法令に基づく技能実習制度をいう。
- 4 ①は、申請日において受け入れている技能実習生を含んだ人数を記載すること。
- 5 ③から⑤までのうち「直近2年」の欄には直近1年の数を除いた数を、「直近3年」の欄には直近1年及び直近2年の数を除いた数を、それぞれ記載すること。
- 6 ⑤について、行方不明者がある場合には、行方不明年月日欄に、時系列順に、技能実習生の段階が分かるように記載すること。

### 3 相談応需、助言その他の援助に係る措置

	言語	語	語	語	語
①対応可能言語	確保手法	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 個別に対応 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 個別に対応 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 個別に対応 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 個別に対応 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	備考				
②その他の援助に係る措置					

(注意)

- 1 ①は、対応する言語について記載すること。確保手法の欄は、団体の職員に当該言語を用いることができる者がいるときは「常駐」を、対応が必要となった都度、派遣等を受ける場合は「個別に対応」を、他の手段の場合は「その他」を選択し、その他を選択した場合は確保の方法を記載すること。また、備考の欄は、当該言語を扱うことができる旨を証明する対応者が有する資格等を具体的に記載すること。
- 2 ②は、対応可能言語以外に、特記すべき事項があれば記載すること。

### 4 その他特記事項

--

(注意)

入国後講習を実施する施設を確保している場合は、講習実施施設の施設名、所在地、連絡先を記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の名称

作成責任者 役職・氏名

## 申 請 者 の 誓 約 書

下記の事項を誓約します。

※誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

## 記

## 【誓約事項】

- 1 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をすることは、決していたしません。
- 2 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 3 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国の送出国との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 4 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為を行うことは、決していたしません。
- 5 入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません。
- 6 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 7 団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けることはありません。監理費を徴収する場合には、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 8 不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的、不正に監理団体の許可を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を使用したり提供したりすることは、決していたしません。
- 9 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 10 団体監理型技能実習実施者が、技能実習生が、婚姻、妊娠、出産した場合に、解雇その他不利益な取扱いをしないよう、実習監理を行います。
- 11 外国人技能実習機構が行う実地検査に協力いたします。
- 12 上記のほか、法第39条第3項の主務省令で定める基準に従って業務を実施するとともに、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年 月 日 作成

申請者の名称

代表者氏名

申請者の役員履歴書

(ふりがな) ①氏名			②性別	男・女
			③生年月日	年 月 日
④国籍(国又は地域)				
⑤住所	〒 —		(電話 — — )	
⑥勤務先				
⑦勤務先住所	〒 —		(電話 — — )	
⑧役職名				
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴	
⑩資格・免許				
⑪監理事業に従事した経歴(他の監理団体におけるものも含む。)				
⑫技能実習への関与歴				
⑬技能実習に係る講習の受講歴				

(注意)

⑬は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成  
 申請者の名称

作成責任者 役職・氏名

## 監 理 責 任 者 の 履 歴 書

(ふりがな) ①氏名			②性別	男 ・ 女
			③生年月日	年    月    日
④国籍 (国又は地域)				
⑤住所	〒            ー		(電話    ー    ー    )	
⑥勤務先				
⑦勤務先住所	〒            ー		(電話    ー    ー    )	
⑧役職名				
⑨学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴	
⑩資格・免許				
⑪技能実習に係る監理・指導等の経歴				
⑫技能実習に係る講習の受講歴				

(注意)

⑫は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年            月            日    作成

申請者の名称

作成責任者 役職・氏名

## 監理責任者の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の事業所における監理責任者に就任することを承諾するとともに、監理責任者が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（監理団体）の氏名又は名称	
事業所の名称及び所在地	

### 記

#### 【任務】

- 1 以下に関する事項を統括管理すること。
  - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
  - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
  - (3) 団体監理型技能実習生の保護
  - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
  - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
  - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

#### 【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国の送出機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 実習監理を行う団体監理型実習実施者又はその役職員を兼務するなど規則第53条第3項各号に掲げる者に該当するときは、当該団体監理型実習実施者に対する実習監理には関与しません。
- 4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第40条第2項に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、監理責任者の地位を退きます。
- 5 監理責任者となり得ない者に代わって監理責任者に就任するものではなく、他の者に名義を貸与することはありません。
- 6 監理責任者として職務を全うする上で支障がない健康状態です。今後健康上の支障が生じた場合には、直ちに申請者に申告するとともに、監理責任者の地位を退きます。

年            月            日            作成

監理責任者の氏名

## 外部監査人の概要書

1 法人 の 場 合	(ふりがな) ①名称			
	②所在地	〒	—	(電話 — — )
	③代表者の氏名			
	(ふりがな) ④監査実施責任者 の氏名			役職名
2 個 人 の 場 合	(ふりがな) ①氏名			
	②住所	〒	—	(電話 — — )
	③国籍(国又は地 域)			
	④勤務先			
	⑤勤務先住所	〒	—	(電話 — — )
	⑥役職名			
	⑦資格・免許			
3 技能実習への関与 歴				
4 技能実習に係る講 習の受講歴				
5 申請者以外の監理 団体との関係				

(注意)

4欄は、講習を受講したことを証する書類を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

外部監査人の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

## 外部監査人の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の外部監査人に就任することを承諾するとともに、外部監査人が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者（監理団体）の氏名又は名称	
------------------	--

## 記

## 【任務】

- 1 団体監理型実習実施者に対する監査その他の申請者の業務が適正に行われているかどうかについて、3か月に1回以上の頻度で定期的に確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。
- 2 申請者が行う監査に1年に1回以上同行することにより確認し、その結果を記載した書類を申請者に提出すること。

## 【誓約事項】

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第30条第4項及び第5項のいずれにも該当する者です。今後いずれかに該当しなくなったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、外部監査人の地位を退きます。

年 月 日 作成

外部監査人の氏名又は名称

## 指定外部役員の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の指定外部役員に就任することを承諾するとともに、指定外部役員が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

申請者(監理団体)の氏名又は名称	
------------------	--

## 記

## 【任務】

団体監理型実習実施者に対する監理事業が適正に行われているかどうかについて、3か月に1回以上の頻度で定期的に確認し、その結果を記載した書類を作成すること。

## 【誓約事項】

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第30条第1項及び第2項のいずれにも該当する者です。今後いずれかに該当しなくなったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、指定外部役員の地位を退きます。

年 月 日 作成

指定外部役員の氏名

※ 整理番号	
--------	--

## 外国の送出機関の概要書

①機関名		
②代表者の氏名		
③所在地	(電話 ) (E-mail )	
④設立年月日	年	月
⑤業種及び主要業務		
⑥資本金	( 円)	
⑦売上げ(直近年度)	( 円)	
⑧常勤職員数	人	
⑨管理者名		
⑩日本国内における連絡先等	I 氏名又は名称	
	II 住所	〒 — (電話 — — )
	III 代表者の氏名 (法人の場合)	
	IV 職員数	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 ⑥及び⑦は、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。
- 3 ⑨は、技能実習に関する事業の実施責任者について記載すること。
- 4 ⑩は、日本国内に事務所がある場合等に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

外国の送出機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

## 外国の送出機関が徴収する費用明細書

### 外国の送出機関が徴収する費用

	名目	徴収時期	額及びその算出方法
1			(                      円)
2			(                      円)
3			(                      円)
4			(                      円)
5			(                      円)
			計 (                      円)

(注意)

- 1 額については、現地通貨又は米ドルで記載し、括弧書きで日本円に換算した金額を記載すること。
- 2 技能実習生ごとに額が異なる等の理由により、額を記載することができないときは、額の算出方法について記載を行うこと。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。また、技能実習生から上記記載の金額の費用を徴収する場合には、その内訳について技能実習生に十分に理解させます。

年            月            日            作成

外国の送出機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

## 監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書

次の監理団体に団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、下記の事項を誓約します。

申請者（監理団体）の名称	
--------------	--

### 記

#### 【誓約事項】

- 1 団体監理型技能実習生の本邦への送出しに関する事業を実施する事業所が存在する国又は地域の公的機関から団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けています。
- 2 制度の趣旨を理解して団体監理型技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、本邦へ送出しを行います。
- 3 団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させます。
- 4 団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあつせんその他の必要な支援を行います。
- 5 団体監理型技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について法務大臣及び厚生労働大臣又は機構が行う調査に協力することその他法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じます。
- 6 当機関又はその役員が禁錮以上の刑（これに相当する外国法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ではありません。
- 7 団体監理型技能実習生の本邦への送出しに関する事業を実施する事業所が存在する国又は地域の法令に従って技能実習に関する事業を行います。
- 8 当機関又はその役員は、過去5年以内に技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の社会生活において密接な関係を有する者の財産を管理することはしていませんし、今後も決していたしません。
- 9 当機関又はその役員は、過去5年以内に技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することはしていませんし、今後も決していたしません。
- 10 当機関又はその役員は、過去5年以内に団体監理型技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他人権を侵害する行為をしていませんし、今後も決していたしません。
- 11 当機関又はその役員は、過去5年以内に不正に技能実習計画の認定を受けさせる目的、不正に監理団体の許可を受けさせる目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりすることはしていませんし、今後も決していたしません。
- 12 団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、団体監理型技能実習生等又はその親族その他の社会生活において密接な関係を有する者が、技能実習に関連して、上記8及び9の行為を受けていないことについて、団体監理型技能実習生になろうとする者から確認します。

13 1 から 12 までに掲げるもののほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有することを約します。

年 月 日 作成

外国の送出機関の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

## 外国の送出国の推薦状

我が国の送出国である\_\_\_\_\_については、

- ・ 制度の趣旨を理解して団体監理型技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、日本国へ送出国を行うこととしている
- ・ 団体監理型技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めるとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させている
- ・ 団体監理型技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先の支援その他の援助を行うこととしている

と認められることから、日本国の監理団体に団体監理型技能実習の申込みを取り次ぐことについて推薦します。

なお、本推薦状の効力は作成日以降1年間とします。

年 月 日 作成

公的機関の名称

署名 \_\_\_\_\_

(日付入り公印)

### 技能実習計画作成指導者の履歴書

(ふりがな) ①氏名			②性別	男 ・ 女
			③生年月日	年 月 日
④住所	〒 — (電話 — — )			
⑤勤務先				
⑥勤務先住所	〒 — (電話 — — )			
⑦役職名				
⑧学歴・職歴	年	月	最終学歴・主たる職歴	
⑨資格・免許				
⑩作成指導を行うこととなる取扱職種についての経験年数				
⑪作成指導を行うこととなる取扱職種に係る技能実習計画作成の指導歴				

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

## 優良要件適合申告書 （監理団体）

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第31条に定める基準を満たすことについて申告します。

記

項目	点数	内容
1 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	I 点	マニュアル等の策定及び監査担当職員への周知（ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）
	II 点	実習監理を行う実習実施者_____ 実習実施者÷ 監理事業に関与する常勤の役職員_____ 名 = _____（小数点第2位以下切捨て）
	III 点	監理団体の職員（監理責任者を除く、監査担当者）の講習受講割合 講習受講者_____ 名 ÷ 職員_____ 名 × 100 = _____ % ※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿（別紙1）を添付すること。
	IV 点	① 技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること（ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無） ② ①の支援の概要
	V 点	帰国後の技能実習生のフォローアップ調査への協力の意志の有無（ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無）
	VI 点	技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国で行っている事前面接の概要
	VII 点	帰国後の技能実習生に関し、送出国と提携して行っている就職先の把握の概要

2 技能等の修得等に係る実績	I	※	<p>① 分母 計 _____ 名 (A + B)</p> <p>A 現行制度 第1号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名</p> <p>B 旧制度 第1号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名</p> <p>※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿(別紙3)を添付すること。</p>
		点	<p>② 分子 計 _____ 名 (A + B)</p> <p>A 現行制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p> <p>B 旧制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p> <p>③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率</p> <p>② _____ 名 ÷ ① _____ 名 × 100 = _____ %</p> <p>※合格率の小数点以下は切り捨てること。</p>
	II	※	<p>① 分母 計 _____ 名 (A + B)</p> <p>A 第2号修了者 計 _____ 名 (a + b)</p> <p>a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名</p> <p>b 旧制度 第2号受検者 _____ 名</p> <p>※旧制度について、平成29年7月1日以前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含めること。</p> <p>B 第3号修了者数 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名</p> <p>※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿(別紙3)を添付すること。</p>
			<p>② 分子 計 _____ 名 (A + B)</p> <p>A 3級程度 _____ 名 (a + b)</p> <p>a 現行制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p> <p>b 旧制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p> <p>B 2級程度 _____ 名 (受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)</p>
			<p>③ 2級又は3級程度の合格率</p> <p>(②A + ②B × 1.5 = _____ 名) × 1.2 ÷ ① _____ 名 × 100 = _____ %</p> <p>※合格率の小数点以下は切り捨てること。</p>

	III	点	① 2級又は3級程度の学科試験の合格者 計 _____ 名 ※受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること。 ② 合格者を輩出した実習実施者 計 _____ 実習実施者
	IV	点	技能検定等の実施への協力の実績を有する傘下の実習実施者 計 _____ 実習実施者
3 法令違反・問題の発生状況	I	※ 点	① 改善命令（ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ） ※有の場合（ 年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 / 改善実施 ・ 改善未実施 ） ② 旧制度の「改善命令相当の行政指導」（ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ） ※有の場合（ 年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 / 改善実施 ・ 改善未実施 ）
	II	※ 点	失踪者 _____ 名 ÷ 受入れ _____ 名 × 100 = _____ % ※受入れ数は、過去3年以内において新たに受入れを開始した技能実習生の総数。
	III	※ 点	責めによるべき失踪（ <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ）
	IV	※ 点	① 実習認定の取消しの割合 実習認定の取消し _____ 機関 ÷ 対象事業年度内に実習監理を行った実習実施者 _____ 機関 × 100 = _____ %（小数点第2位以下切捨て） （実習認定の取消しのうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した _____ 件を除く） ② 改善命令 _____ 件（機関数） ÷ 対象事業年度内に実習監理を行った実習実施者 _____ 機関 × 100 = _____ %（小数点第2位以下切捨て） （改善命令のうち、監理団体が不正を発見して機構に報告した _____ 件を除く）

4 相 談 ・ 支 援 体 制	I		点	マニュアル等の策定及び関係職員への周知（ <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ）
	II		点	<p>実習先変更支援のポータルサイトへの登録（ <input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無 ）</p> <p>ポータルサイトへ登録した実習実施者 _____ 実習実施者 ÷ 実習監理を行う 実習実施者 _____ 実習実施者 × 100 = _____ %（小数点第2位以下切捨て）</p>
	III		点	<p>実習先変更による技能実習生の受入れ（ <input type="checkbox"/>無 ・ <input type="checkbox"/>有 ）</p> <p>有の場合 計 _____ 名</p> <p>受け入れた実習実施者 _____ 実習実施者 ÷ 実習監理を行う実習実施者 _____ 実習実施者 × 100 = _____ %（小数点第2位以下切捨て）</p> <p>※実習先変更により受け入れた技能実習生が1名の場合は、下記項目に記入すること。実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、受入れ技能実習生名簿（別紙4）を添付すること。</p> <p>受入れ実習実施者名（ _____ ）</p> <p>技能実習生の氏名（ _____ ）</p> <p>国籍・地域（ _____ ） 性別（男・女） 生年月日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）</p> <p>受入れ年月日（ _____ 年 _____ 月 _____ 日）</p> <p>旧所属監理団体名（ _____ ）</p> <p>旧実習実施者名（ _____ ）</p> <p>実習先変更時の技能実習計画認定番号（ _____ ）</p>
	IV		点	<p>① 入国後講習時の宿泊施設に関し、受け入れている全ての技能実習生について、本人のみが利用する個室（※）を確保し、監理責任者の責任の下、感染予防対策の徹底を行っていること</p> <p>※4.5㎡以上あり、運用要領上の「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。</p> <p>（概要）</p>

		<p>② 実習時の宿泊施設に関し、実習実施者に対して、次のAからCまでのいずれかの支援を実施していること（該当するものにチェックマークを付すこと。）</p> <p>※この場合、当該支援を行ったことにより、優良な実習実施者の要件のうち「③技能実習生の待遇（Ⅲ技能実習生の住環境の向上に向けた取組）」の加点対象となった実習実施者名を記入すること。</p> <p>実習実施者名（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> A 監理団体が確保している物件（本人のみが利用する個室（※）が確保されているものに限る。）を技能実習生の実習中の宿泊施設として貸与</p> <p><input type="checkbox"/> B 本人のみが利用する個室の確保ができる借上物件を探している実習実施者又は技能実習生の相談に乗り、条件に見合う宿泊施設を紹介（実際に借上げに至った場合に限る。）</p> <p><input type="checkbox"/> C 技能実習生が自らの意思で住居（本人のみが利用する個室が確保されているものに限る。）を選び、自ら賃貸借契約を締結する場合に連帯保証人となる又は家賃債務保証業者を確保</p> <p>※4.5 m<sup>2</sup>以上あり、技能実習制度運用要領に記載する「寝室」の要件を満たすものであって、リビング等の共用部分を除く居室であるものに限る。</p> <p><input type="checkbox"/> これにより技能実習生に新たな金銭的負担が生じていないこと。</p> <p>※確認の上、チェックマークを付すこと。</p>	点
	小計	<p>[小計の計上方法]</p> <p>「4相談・支援体制」の項目で加点できる最大点数は、新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点となる。そのため、「Ⅰ」から「Ⅳ」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点と記入すること。</p>	点
5 地域社会との共生	Ⅰ	日本語の教育の支援を行っている実習実施者への支援の概要	点
	Ⅱ	地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要	点
	Ⅲ	日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者への支援の概要	点

(注意)

- 1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。
- 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「-5点」等と記載すること。
- 3 「4相談・支援体制」の項目の「Ⅱ」に関する資料として、ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。

- 4 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。
- 5 加点する項目に応じ、立証資料の提出を依頼する場合がある。

合計点
点

※ 加点表の適用希望 ( 旧 (72/120) ・ 新 (90/150) )

以上の記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

## 講習受講者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	役職	講習名	受講日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日
		男・女	年 月 日	・ 監査担当職員 ( )		年 月 日

(注意)

- 1 役職欄には、監査担当職員に丸印を付け、申請者の内部での役職を括弧内に具体的に記載すること。
- 2 講習の受講証明書の写しを添付すること。

## 受 検 技 能 実 習 生 名 簿

( 技能検定等                      級   /   現行制度受検者・旧制度受検者 )

番号	氏名	性別	国籍 (国又は地域)	生年月日	試験名 (職種・作業を含む)	合格日	合否区分	合格時の実習実施者	修了年月日
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		
		男・女		年 月 日		年 月 日	合格 (全部・学科・実技)・不合格		

(注意)

- 1 本名簿は、受検級ごとに、それぞれ現行制度と旧制度の受検者に分けて作成すること。
- 2 合格区分には、いずれか一つに丸印を付すこと。
- 3 技能検定等の合格時に監理団体が受け入れて実習監理していた技能実習生のみが記載対象となることに留意すること。

## やむを得ない不受検者名簿

( 第 号修了者 / 現行制度受検者・旧制度受検者 )

番号	氏名	性別	国籍(国又は地域)	生年月日	技能実習実施困難時届出日	技能実習計画認定番号	所属実習実施者
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		
		男・女		年 月 日	年 月 日		

(注意)

- 1 本名簿は、技能実習の段階ごとに現行制度と旧制度に分けてそれぞれ作成すること。
- 2 本名簿に記載できる技能実習生は、病気や怪我、実習意欲の喪失やホームシック、行方不明、本国の家族の都合、実習認定の取消し、実習実施者の経営上や事業上の理由などの監理団体の責めによらない理由により、技能実習を行うことが困難となり、不受検となった者である。



# 申 請 取 下 げ 書

年 月 日

法 務 大 臣 殿  
出入国在留管理庁長官 殿  
厚 生 労 働 大 臣 殿

提出者 (監理団体名)  
(代表者氏名)

下記の申請を取り下げたいので、取下げ書を提出します。

## 記

1 申 請 日 年 月 日

- 2 申請の種類
- 監理団体許可申請
  - 監理団体許可有効期間更新申請
  - 監理団体許可証再交付申請
  - 事業区分変更許可申請及び許可証書換申請
  - 変更届出及び許可証書換申請

3 取下げの理由

(注意)

- 1 申請日は、申請受理票に記載された日付を記載すること。
- 2 申請の種類は、該当するものにチェックマークを付すこと。

## 団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

## 1 農業関係(2職種6作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
1-1-1	耕種農業	施設園芸	
1-1-2		畑作・野菜	
1-1-3		果樹	
1-2-1	畜産農業	養豚	
1-2-2		養鶏	
1-2-3		酪農	

## 2 漁業関係(2職種9作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
2-1-1	漁船漁業	かつお一本釣り漁業	
2-1-2		延縄漁業	
2-1-3		いか釣り漁業	
2-1-4		まき網漁業	
2-1-5		ひき網漁業	
2-1-6		刺し網漁業	
2-1-7		定置網漁業	
2-1-8		かに・えびかご漁業	
2-2-1	養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業	

## 3 建設関係(22職種33作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
3-1-1	さく井	パーカッション式さく井工事作業	
3-1-2		ロータリー式さく井工事作業	
3-2-1	建築板金	ダクト板金作業	
3-2-2		内外装板金作業	
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
3-4-1	建具製作	木製建具手加工作業	
3-5-1	建築大工	大工工事作業	
3-6-1	型枠施工	型枠工事作業	
3-7-1	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
3-8-1	とび	とび作業	
3-9-1	石材施工	石材加工作業	
3-9-2		石張り作業	
3-10-1	タイル張り	タイル張り作業	
3-11-1	かわらぶき	かわらぶき作業	
3-12-1	左官	左官作業	
3-13-1	配管	建築配管作業	
3-13-2		プラント配管作業	

3-14-1	熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
3-15-1	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
3-15-2		カーペット系床仕上げ工事作業	
3-15-3		鋼製下地工事作業	
3-15-4		ボード仕上げ工事作業	
3-15-5		カーテン工事作業	
3-16-1	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
3-17-1	防水施工	シーリング防水工事作業	
3-18-1	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
3-19-1	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	
3-20-1	表装	壁装作業	
3-21-1	建設機械施工	押土・整地作業	
3-21-2		積込み作業	
3-21-3		掘削作業	
3-21-4		締固め作業	
3-22-1	築炉	築炉作業	

#### 4 食品製造関係 (11 職種 16 作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
4-1-1	缶詰巻締	缶詰巻締	
4-2-1	食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業	
4-3-1	加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
4-3-2		加熱乾製品製造	
4-3-3		調味加工品製造	
4-3-4		くん製品製造	
4-4-1	非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
4-4-2		乾製品製造	
4-4-3		発酵食品製造	
4-5-1	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	
4-6-1	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業	
4-7-1	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	
4-8-1	パン製造	パン製造作業	
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工作業	
4-10-1	農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
4-11-1	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	

#### 5 繊維・衣服関係 (13 職種 22 作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
5-1-1	紡績運転	前紡工程作業	
5-1-2		精紡工程作業	
5-1-3		巻糸工程作業	
5-1-4		合ねん糸工程作業	
5-2-1	織布運転	準備工程作業	
5-2-2		製織工程作業	
5-2-3		仕上工程作業	
5-3-1	染色	糸浸染作業	

5-3-2		織物・ニット浸染作業	
5-4-1	ニット製品製造	靴下製造作業	
5-4-2		丸編みニット製造作業	
5-5-1	たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業	
5-6-1	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	
5-7-1	紳士服製造	紳士既製服製造作業	
5-8-1	下着類製造	下着類製造作業	
5-9-1	寝具製作	寝具製作作業	
5-10-1	カーペット製造	織じゅうたん製造作業	
5-10-2		タフテッドカーペット製造作業	
5-10-3		ニードルパンチカーペット製造作業	
5-11-1	帆布製品製造	帆布製品製造作業	
5-12-1	布はく縫製	ワイシャツ製造作業	
5-13-1	座席シート縫製	自動車シート縫製作業	

## 6 機械・金属関係 (15 職種 29 作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
6-1-1	鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	
6-1-2		非鉄金属鑄物鑄造作業	
6-2-1	鍛造	ハンマ型鍛造作業	
6-2-2		プレス型鍛造作業	
6-3-1	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	
6-3-2		コールドチャンバダイカスト作業	
6-4-1	機械加工	普通旋盤作業	
6-4-2		フライス盤作業	
6-4-3		数値制御旋盤作業	
6-4-4		マシニングセンタ作業	
6-5-1	金属プレス加工	金属プレス作業	
6-6-1	鉄工	構造物鉄工作業	
6-7-1	工場板金	機械板金作業	
6-8-1	めっき	電気めっき作業	
6-8-2		溶融亜鉛めっき作業	
6-9-1	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	
6-10-1	仕上げ	治工具仕上げ作業	
6-10-2		金型仕上げ作業	
6-10-3		機械組立仕上げ作業	
6-11-1	機械検査	機械検査作業	
6-12-1	機械保全	機械系保全作業	
6-13-1	電子機器組立て	電子機器組立て作業	
6-14-1	電気機器組立て	回転電機組立て作業	
6-14-2		変圧器組立て作業	
6-14-3		配電盤・制御盤組立て作業	
6-14-4		開閉制御器具組立て作業	
6-14-5		回転電機巻線製作作業	
6-15-1	プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
6-15-2		プリント配線板製造作業	

7 その他（16 職種 28 作業）

コード	職種	作業	取扱いの有無
7-1-1	家具製作	家具手加工作業	
7-2-1	印刷	オフセット印刷作業	
7-3-1	製本	製本作業	
7-4-1	プラスチック成形	圧縮成形作業	
7-4-2		射出成形作業	
7-4-3		インフレーション成形作業	
7-4-4		ブロー成形作業	
7-5-1	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	
7-6-1	塗装	建築塗装作業	
7-6-2		金属塗装作業	
7-6-3		鋼橋塗装作業	
7-6-4		噴霧塗装作業	
7-7-1	溶接	手溶接	
7-7-2		半自動溶接	
7-8-1	工業包装	工業包装作業	
7-9-1	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業	
7-9-2		印刷箱製箱作業	
7-9-3		貼箱製造作業	
7-9-4		段ボール箱製造作業	
7-10-1	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業	
7-10-2		圧力鋳込み成形作業	
7-10-3		パッド印刷作業	
7-11-1	自動車整備	自動車整備作業	
7-12-1	ビルクリーニング	ビルクリーニング作業	
7-13-1	介護	介護	
7-14-1	リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	
7-15-1	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	
7-16-1	宿泊	接客・衛生管理作業	

9 移行対象職種・作業以外の取扱職種

コード	取扱職種	取扱いの有無
9-9		

(注意)

- 「取扱いの有無」の欄は、取扱いのある職種・作業についてチェックマークを付すこと。
- 9 欄の「移行対象職種・作業以外の取扱職種」については、1 欄から 7 欄までの移行対象職種・作業以外について取扱職種とするときに、その取扱職種の全てについて、端的に記載すること。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

監理団体許可申請の内容変更申出書  
監理団体許可条件変更申出書

年 月 日

法務大臣  
厚生労働大臣 殿

申出者

- 1 下記の監理団体許可申請に係る許可条件の内容の変更をしたいので、下記のとおり申し出ます。
- 2 下記の監理団体許可に付された条件を変更したいので、下記のとおり申し出ます。

記

1 許可（申請受理）番号	
2 許可（申請）年月日	年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな)
	①名称
	〒 —
	(電話 — — )
4 変更を希望する許可条件	1 特定の職種・作業に関するもの 2 優良要件を満たさなくなった監理団体が再び優良要件を満たした場合における、実習監理を行うことができる第3号技能実習及び受入れ人数枠に関するもの 3 その他 ( )
5 変更を希望する理由	1 特定の職種・作業のうち、( ) 職種の ( ) 作業を取扱職種に追加できるようにしたい 2 その他 ( )
6 備考	

(注意)

- 1 監理団体許可申請に係る許可条件の内容を変更する場合には表題の「監理団体許可条件変更申出書」を、許可後に監理団体に付された条件を変更する場合には表題の「監理団体許可申請の申請内容変更申出書」を抹消すること。
- 2 1欄は、監理団体許可申請に係る許可条件の内容を変更する場合は、当該申請の申請受理番号、許可後に監理団体に付された条件を変更する場合は、許可証に記載されている許可番号を記載すること。
- 3 2欄は、監理団体許可申請に係る許可条件の内容を変更する場合は、当該申請の申請年月日、許可後に監理団体に付された条件を変更する場合は、許可証に記載されている許可年月日を記載する。
- 4 法務大臣及び厚生労働大臣が特定の職種及び作業として告示をもって指定しているものについて実習監理を行おうとする場合には、事業所管大臣が告示をもって監理団体の法人、業務実施に関する基準を満たすことを証する資料を添付すること。
- 5 優良要件を満たしたことにより条件の変更を求める場合には、優良要件適合申告書（参考様式第2-14号）を添付すること。

A・B・C

## 実習認定取消し事由該当事実に係る報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第12条第1項第10号の規定に基づき、下記のとおり、報告します。

## 記

## 1 対象実習実施者

①実習実施者届出受理番号		
(ふりがな)		
②氏名又は名称		
③住所		〒 — (電話 — — )
④技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地	(ふりがな)	
	I 名称	
	II 所在地	〒 — (電話 — — )

## 2 該当条項(該当するものにチェックを付す。)

- 法第16条第1項第1号(認定計画に従って技能実習を行わせていないとき)
- 法第16条第1項第2号(認定基準不適合)
- 法第16条第1項第3号(欠格事由該当)
- 法第16条第1項第4号(主務大臣に対する虚偽の報告等)
- 法第16条第1項第5号(外国人技能実習機構に対する虚偽の報告等)
- 法第16条第1項第6号(改善命令違反)
- 法第16条第1項第7号(出入国・労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為)

3 該当する具体的な事実の概要

4 改善の措置結果又は改善の状況

※ 事業再開届出受理番号	
--------------	--

## 事業再開届出書

年 月 日

出入国在留管理庁長官  
厚生労働大臣 殿

届出者

休止していた監理事業を再開したいので、下記のとおり届出をします。

### 記

1 許可番号	
2 許可年月日	年 月 日
3 監理 団体	(ふりがな) ①名称
	②住所  〒 — (電話 — — )
4 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称
	②所在地  〒 — (電話 — — )
5 再開の予定日	年 月 日
6 再開する事業の範囲	
7 再開する理由	
8 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄から3欄までは、休止の届出をした際のものを記載すること。
- 3 4欄は、監理事業を再開する事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 7欄は、再開する理由について具体的に記載すること。
- 5 8欄は、事業再開届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

## 許可取消し事由該当事実に係る報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第52条第13号の規定に基づき、下記のとおり、報告します。

## 記

## 1 監理団体

①許可番号		
(ふりがな) ②名称		
③所在地		〒 — (電話 — — )
④監理事業を行う事業所の名称及び所在地	(ふりがな) I 名称	
	II 所在地	〒 — (電話 — — )

## 2 該当条項(該当するものにチェックを付す。)

- 法第37条第1項第1号(許可基準不適合)
- 法第37条第1項第2号(欠格事由該当)
- 法第37条第1項第3号(監理許可条件違反)
- 法第37条第1項第4号(法の規定・命令・処分等違反)
- 法第37条第1項第5号(出入国・労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為)

3 該当する具体的な事実の概要

4 改善の措置結果又は改善の状況

A・B・C・D・E・F

認定計画の履行状況に係る管理簿  
( 年 月分)

1 認定計画の実施状況

- (1) 技能実習計画認定通知書の保管  有 /  無
- (2) 技能実習の進捗状況
  - ア 認定計画に従った実施  実施 /  全部又は一部未実施  
※入国後講習の部分は除く。
  - イ 入国後講習の受講  計画どおり受講 /  全部又は一部未受講  
※第1号技能実習の場合のみ記入。
  - ウ 入国後講習期間中の業務従事  無 /  有  
※第1号技能実習の場合のみ記入。
- (3) 技能、技術又は知識の修得状況  良好 /  不良  
※認定計画に照らして修得等の程度に遅れはないか。
- (4) 日本語の修得状況  良好 /  不良  
※指導する際に円滑な意思疎通が図れているか。
- (5) 労災等の事故の有無  無 /  有
- (6) 労働関係法令の遵守  有 /  無

2 生活状況

- (1) 技能実習生の生活態度  良好 /  不良
- (2) 技能実習生の健康状態  良好 /  不良
- (3) 規律違反等の有無  無 /  有
  - 会社、寮等での規律違反、 集団生活上のトラブル
  - 近隣とのトラブル、 その他 ( )

3 特記事項(上記1及び2で問題があった場合に記入する。)

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

実習実施者の氏名又は名称

技能実習責任者の氏名





## 技 能 実 習 生 一 覧 表

番号	技能実習生氏名	技能実習区分	技能実習期間 (左記区分)	備考
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	
			年 月 日 ~ 年 月 日	

(注意)  
認定計画の履行状況に係る管理簿と併せて保存すること。

年 月 日

実習実施者の氏名又は名称

技能実習責任者の氏名















## 監 理 費 管 理 簿

対象期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

## 1 年月日別支出状況

①年月日	②実習実施者名	③監理費の種類	④支出額	⑤備考(監理費の支出の根拠等)
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
年 月 日		職業紹介費・講習費・監査指導費 その他諸経費( )	円	
合計			円	

(注意)

- 1 同日に複数の種類の監理費を支出した場合には、種類ごとに分けて記載すること。
- 2 ②欄には、どの実習実施者に関する支出かを明確にするために、実習実施者名を記載すること。
- 3 ⑤欄には、監理費の支出の根拠となった人件費や交通費等の内訳がわかるように記載し、支出額が実費として適正なものであることを明らかにするように記載すること。
- 4 監理費の支出を裏付ける領収書等の書類は、支出について説明を求められた際に速やかに提示ができるよう保存しておくこと。

## 2 事業年度別収支状況

①監理費の種類		②徴収額	③支出額	④備考
I 総計		円	円	
II 職業紹介費	計	円	円	
	人件費	円	円	
	交通費	円	円	
	外国の送出機関へ支払う費用	円	円	
	その他 ( )	円	円	
III 講習費	計	円	円	
	施設使用料	円	円	
	講師及び通訳への謝金	円	円	
	教材費	円	円	
	技能実習生に支給する手当	円	円	
	その他 ( )	円	円	
IV 監査指導費	計	円	円	
	人件費	円	円	
	交通費	円	円	
	その他 ( )	円	円	
V その他諸経費	計	円	円	
	( )	円	円	
	( )	円	円	
	( )	円	円	

(注意)

- 1 監理費管理簿は監理費の収支を明らかにするためのものであるが、同時に事業報告書の「14 監理費徴収実績」を明らかにするものでもあるので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度<毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの>」と合わせることが望まれる。
- 2 監理費表に基づき監理費の種類ごとに徴収額を、裏面の「1 年月日別支出状況」に基づき監理費の種類ごとに支出額を記載すること。
- 3 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されているため、特段の理由がない限り、それぞれについて徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意すること。
- 4 支出額については、対象期間内に支出することとしたものの、決裁など事務処理の都合上、対象期間経過後に支出額が確定した場合には、対象期間外に確定した支出額となるが、対象期間内の支出額として算入すること（支出額については、対象期間経過後に支払いが発生した場合であっても、対象期間内に支出することが確定しているものは、対象期間内の支出額として算入すること）。
- 5 監理費表に基づき実習実施者が事前に監理団体に毎月一定の金額を預託する場合においても、監理費の種類ごとの徴収額を明確にしておく必要があることに留意すること。

雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿(求人)

① 求人受理 整理番号	②求人者の氏名又は名称	⑤ 受付年月日	⑥ 有効期間	⑦ 求人数	⑧ 職種	⑨ 実習実施場所	⑩ 実習期間	⑪ 賃金	⑫求職者をあっせんした場合				備考
	③住所								紹介年月日	求職者番号	採用・ 不採用	採用年月日	
	④連絡担当者 連絡先電話番号									求職者氏名 (国籍)			
								時給・日給・月給 ( 円)			採用・ 不採用		
											採用・ 不採用		
								時給・日給・月給 ( 円)			採用・ 不採用		
											採用・ 不採用		
								時給・日給・月給 ( 円)			採用・ 不採用		
											採用・ 不採用		

(注意)

- 1 ②は、求人者が複数の事業所を有するときは、求人者の申込み及び採用選考の主体となっている事業所について記載すること。
- 2 ⑥は、求人者の取扱いで有効期間がある場合に、当該有効期間を記載し、有効期間が終了した都度、その旨を記載すること。なお、有効期間については、事前に求人者に説明すること。
- 3 ⑧は、当該求人により技能実習生が従事する職種を記載すること。
- 4 ⑨は、当該求人により技能実習生に技能実習を行わせる事業所を記載すること。
- 5 ⑩は、当該求人による技能実習生の実習期間を記載すること。
- 6 ⑪は、当該求人による技能実習生の賃金を記載すること。なお、求人管理簿上に記載された賃金について、求人によって支払単位が異なるときは、時給・日給・月給等が判別できるように記載すること。また、技能実習生の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。
- 7 ⑫は、当該求人者に求職者をあつせんした場合において、技能実習職業紹介を行った紹介年月日、求職者の氏名、採用・不採用の顛末等を記載し、採用された場合は採用年月日も併せて記載すること。

雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿(求職)

① 外国の送付機関 の氏名又は名称	②求職者番号	⑤ 希望職種	⑥ 受付年月日	⑦ 有効期間	⑧求人者をあっせんした場合					備考
	③求職者氏名(国籍)				紹介年月日	求人受理整理番号	求人事業所名称	採用・不採用	採用年月日	
	④生年月日							採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		
								採用・不採用		

(注意)

- ⑦は、求職の取扱いで有効期間がある場合、当該有効期間を記載し、有効期間が終了した都度、その旨を記載すること。なお、有効期間については、事前に求職者に説明すること。
- ⑧は、当該求職者に求人者をあっせんした場合において、技能実習職業紹介を行った紹介年月日、求人者の氏名又は名称、採用・不採用の顛末等を記載し、採用された場合は採用年月日も併せて記載すること。

## 監 査 実 施 概 要

## 1 団体監理型技能実習の実施状況の現地での確認による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	① 認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有 ・ 無	
	③ 他の事業主の下で業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
保護	④ 技能実習生に対して暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと。	有 ・ 無	
その他	⑤ 不法就労者や他の事業者に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	⑥	有 ・ 無	

(注意)

その他の⑥の欄については、①から⑤までのほかに、団体監理型技能実習の実施状況の現地での確認により監査した事項について記載すること。

## 2 技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	① 認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有 ・ 無	
	③ 他の事業主の下での業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	④ 業務に従事させる時間の配分が適切であること。	有 ・ 無	
	⑤ 入国後講習の期間中に業務に従事させていないこと（1号のみ）。	有 ・ 無	

	⑥ 安全衛生に配慮して適切に業務を行わせていること。	有 ・ 無	
待遇	⑦ 雇用契約に基づき適切に報酬を支払っていること。	有 ・ 無	
	⑧ 労働時間を適正に記録しており、認定計画と異なる労働時間となっていないこと。	有 ・ 無	
	⑨ 休日、休暇等を適切に付与していること。	有 ・ 無	
	⑩ 適切な宿泊施設を確保していること。	有 ・ 無	
	⑪ 技能実習生が負担する食費、居住費等が適正なものであること。	有 ・ 無	
書類	⑫ 技能実習生の管理簿を適切に作成していること。	有 ・ 無	
	⑬ 認定計画の履行状況に係る管理簿を適切に作成していること。	有 ・ 無	
	⑭ 業務・指導内容を記録した日誌を適切に作成していること。	有 ・ 無	
保護	⑮ 技能実習生に対し暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと。	有 ・ 無	
	⑯ 保証金の徴収・違約金を定める契約等をしていないこと。	有 ・ 無	
	⑰ 預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有 ・ 無	
	⑱ 技能実習生が自分で旅券・在留カードを保管していること。	有 ・ 無	
	⑲ 技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有 ・ 無	
その他	⑳ 不法就労者や他の事業者に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	㉑ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有 ・ 無	
	㉒	有 ・ 無	

(注意)

その他の㉒の欄については、①から㉑までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

### 3 技能実習生との面談による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	① 認定計画と異なる作業に従事していないこと。	有 ・ 無	
	② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有 ・ 無	
	③ 他の事業主の下で業務に従事していないこと。	有 ・ 無	
	④ 入国後講習の期間中に業務に従事していないこと（1号のみ）。	有 ・ 無	
	⑤ 安全衛生に配慮して適切に業務を行っていること。	有 ・ 無	
待遇	⑥ 雇用契約に基づき毎月適切に報酬を受け取っていること。	有 ・ 無	
	⑦ 認定計画と異なる労働時間となっていないこと。	有 ・ 無	
	⑧ 休日、休暇等が適切に付与されていること。	有 ・ 無	
	⑨ 適切な宿泊施設が確保されていること。	有 ・ 無	
	⑩ 技能実習生が負担する食費、居住費等が合意したとおりのものであること。	有 ・ 無	
保護	⑪ 暴行・脅迫・監禁等の不法行為を受けていないこと。	有 ・ 無	
	⑫ 相手方を問わず保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	有 ・ 無	
	⑬ 預金通帳の管理など不当な財産管理を受けていないこと。	有 ・ 無	
	⑭ 旅券・在留カードを自分で保管していること。	有 ・ 無	
	⑮ 私生活の自由を不当に制限されていないこと。	有 ・ 無	
その他	⑯ 不法就労者が働いていないこと。	有 ・ 無	
	⑰ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有 ・ 無	
	⑱		

(注意)

その他の⑱の欄については、①から⑰までのほかに、技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告により監査した事項について記載すること。

4 設備の確認及び帳簿書類の閲覧による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
業務	① 認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有 ・ 無	
	③ 他の事業主の下で業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	④ 業務に従事させる時間の配分が適切であること。	有 ・ 無	
	⑤ 入国後講習の期間中に業務に従事させていないこと（1号のみ）。	有 ・ 無	
	⑥ 安全衛生に配慮して適切に業務を行わせていること。	有 ・ 無	
待遇	⑦ 雇用契約に基づき適切に報酬を支払っていること。	有 ・ 無	
	⑧ 労働時間を正確に記録しており、認定計画と異なる労働時間となっていないこと。	有 ・ 無	
	⑨ 休日、休暇等を適切に付与していること。	有 ・ 無	
	⑩ 適切な宿泊施設を確保していること。	有 ・ 無	
	⑪ 技能実習生に負担させる食費、居住費等が適正なものであること。	有 ・ 無	
書類	⑫ 技能実習生の管理簿を適切に作成していること。	有 ・ 無	
	⑬ 認定計画の履行状況に係る管理簿を適切に作成していること。	有 ・ 無	
	⑭ 業務・指導内容を記録した日誌を適切に作成していること。	有 ・ 無	
保護	⑮ 暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと。	有 ・ 無	
	⑯ 保証金の徴収・違約金を定める契約等をしていないこと。	有 ・ 無	
	⑰ 預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有 ・ 無	
	⑱ 技能実習生が自分で旅券・在留カードを保管していること。	有 ・ 無	
	⑲ 技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有 ・ 無	

その他	⑳ 不法就労者や他の実習実施者に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	㉑ 技能実習生が自分で技能実習生手帳を保管していること。	有 ・ 無	
	㉒		

(注意)

その他の㉒の欄については、①から㉑までのほかに、設備の確認及び帳簿書類の閲覧により監査した事項について記載すること。

#### 5 宿泊施設その他の生活環境の確認による監査

監査事項		問題等の有無	問題内容
待遇	① 適切な宿泊施設を確保し、施設の状況や収容定員に認定計画からの変更がないこと。	有 ・ 無	
	② 宿泊施設の衛生状況等の生活環境が適切に整備されていること。	有 ・ 無	
	③	有 ・ 無	

(注意)

③の欄については、①及び②のほかに、宿泊施設その他の生活環境の確認により監査した事項について記載すること。

#### 6 法令違反の有無等（自由記述）

(注意)

法令違反の有無等について記載すること。特に法令違反等の疑いがあり、臨時に監査を行った場合には、臨時の監査に至った経緯を含め詳細に記載すること。

7 その他技能実習実施に当たっての問題、課題等（自由記述）

（注意）

技能実習を実施するに当たっての問題、課題等について、自由に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

監理責任者の氏名

印













## 訪 問 指 導 記 録 書

【訪問指導対象期間】            年    月    日        ~            年    月    日

【技能実習対象業種】    職種・作業(又は業種)名:

【到達目標】目標:

時期:

確認方法:

【監理団体】

【実習実施者】

名            称:

氏名又は名称:

監理責任者:

印

技能実習責任者:

印

訪問指導実施者:

印

対象月	訪問指導 実施日	技能実習計画の進捗状況			技能実習生の実習状況			技能実習生の生活一般状況			特記事項
		実 進	習 捗	修 得 度 合 配	時 間 分	実 態	習 意 欲	日 本 語 理 解	生 活 態 度	規 律 違 反	
1 か月目											
2 か月目											
3 か月目											
4 か月目											
5 か月目											
6 か月目											
7 か月目											
8 か月目											
9 か月目											
10 か月目											
11 か月目											
12 か月目											

(注意) 各項目の評価は、良好(指導なし)→○、不良ではないものの指摘事項あり→△、不良(指導あり)→×、と記入する。

団体監理型技能実習生からの相談対応記録書

日付	技能実習生 氏名	相談受付者 氏名	相談内容	対応内容 (対応日、対応者氏名)	監理責任者 確認印
/ /				( / / 、 )	
/ /				( / / 、 )	
/ /				( / / 、 )	
/ /				( / / 、 )	
/ /				( / / 、 )	
/ /				( / / 、 )	

## 外 部 監 査 報 告 書

年 月 日

(監理団体代表者名) 殿

提出者

印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第30条第6項第1号の規定に基づく監査を実施したので、報告書を提出します。

## 記

## 1 外部監査を実施した監理団体

(1) 監 理 団 体	①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )
	③責任役員の氏名	
(2) 事 業 所	①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )
	③監理責任者の氏名	

(注意)

監理事業を行う事業所ごとに作成すること。

## 2 外部監査結果

(1) 外部監査実施日	年 月 日	
(2) 外部監査実施者	① 実施責任者	
	② 補助者	(I) (II)
(3) 責任役員及び監理責任者からの報告	実施 ・ 未実施	
(4) 設備の確認及び帳簿書類の閲覧	実施 ・ 未実施	
(5) 外部監査結果	別紙「外部監査実施概要」のとおり	
(6) 総合講評		
(7) 備考		

(注意)

1 (5)欄については、別途「外部監査実施概要」と題する別紙を作成し、詳細に記載すること。

2 (6)欄については、今回の監査結果について外部監査実施者としての評価を簡潔に記載すること。

## 外部監査実施概要

## 1 外部監査事項

監査事項		問題等の有無	問題内容
監理費	①団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収していること。	有 ・ 無	
	②徴収した職業紹介費が団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
	③徴収した講習費が、入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
	④徴収した監査指導費が、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
	⑤徴収したその他諸経費が、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
業務	①団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行っていること。	有 ・ 無	
	②第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行っていること。	有 ・ 無	
	③技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしていないこと。	有 ・ 無	

	④入国後講習を認定計画に従って実施しており、かつ、入国後講習の期間中に団体監理型技能実習生を業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	⑤技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行っていること。	有 ・ 無	
	⑥技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じていること。	有 ・ 無	
	⑦実習監理を行っている団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。	有 ・ 無	
	⑧団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしていないこと。	有 ・ 無	
	⑨実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じられていること。	有 ・ 無	
	⑩事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程を掲示していること。	有 ・ 無	
	⑪団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者に必要な指導を行わせていること。	有 ・ 無	
	⑫団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者に是正のための必要な指示を行わせていること。	有 ・ 無	
	⑬⑫の指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報していること。	有 ・ 無	
	⑭事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って業務を行っていること（該当がある場合に限る）。	有 ・ 無	
書類	①団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生の管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	②監理費に係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	③団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	④団体監理型技能実習の実施状況に係る監査に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑤入国後講習及び入国前講習の実施状況を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑥訪問指導内容を記録した書類が適切に作成され、備え付けられてい	有 ・ 無	

	ること。		
	⑦団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談内容への対応を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑧外部監査人による監査に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑨事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って書類を作成し備え付けていること（該当がある場合に限る）。	有 ・ 無	
保 護	①暴行・脅迫・監禁等により技能実習を強制していないこと。	有 ・ 無	
	②保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	有 ・ 無	
	③預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有 ・ 無	
	④旅券・在留カードを保管していないこと。	有 ・ 無	
	⑤技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有 ・ 無	
そ の 他	①監理団体の許可証を各事業所に備え付けていること。	有 ・ 無	
	②技能実習の実施が困難となった場合、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行っていること。	有 ・ 無	

## 2 法令違反の有無等（自由記述）

（注意）

1 欄に記載した事項以外の法令違反の有無等について、自由に記載すること。

## 3 その他監理事業を実施するに当たっての問題、課題等（自由記述）

（注意）

監理事業を実施するに当たっての問題、課題等について、自由に記載すること。

## 外部監査報告書(同行監査)

年 月 日

(監理団体代表者名) 殿

提出者 ㊟

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第30条第6項第2号の規定に基づく監査を実施したので、報告書を提出します。

### 記

#### 1 外部監査(同行監査)を実施した監理団体

(1) 監 理 団 体	①名称		
	②所在地	〒	—  (電話 — — )
	③責任役員の氏名		
(2) 事 業 所	①名称		
	②所在地	〒	—  (電話 — — )
	③監理責任者の氏名		

(注意)

監理事業を行う事業所ごとに作成すること。

#### 2 外部監査(同行監査)結果

(1) 外部監査(同行監査)実施日	年 月 日		
(2) 外部監査(同行監査)実施者	①実施責任者		
	②補助者	(I)	(II)
(3) 外部監査(同行監査)対象実習実施者	①氏名又は名称		
	②住所	〒	—  (電話 — — )
(4) 実地に確認した場所	①事業所	住所:	
	②実習実施場所	住所:	
	③宿泊施設	住所:	

(5) 技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告	実施	・	未実施
(6) 技能実習生との面談	実施	・	未実施
(7) 設備の確認及び帳簿書類の閲覧	実施	・	未実施
(8) 宿泊施設その他の生活環境の確認	実施	・	未実施
(9) その他監査の実施方法	適正	・	不適正
(10) 総合講評			
(11) 備考			

(注意)

- 1 (6) 欄については、実習実施者が技能実習を行わせている技能実習生の4分の1以上（当該技能実習生が2人以上4人以下の場合にあっては2人以上）と面談している場合に実施を選択すること。
- 2 (9) 欄については、(4)から(8)までのほか、監理団体による実習実施者に対する監査が法令にのっとり適切に実施されているか否かという観点から外部監査（同行監査）を行い、その結果を記載すること。
- 3 (10) 欄については、今回の監査結果について外部監査実施者としての評価を簡潔に記載すること。

## 外 部 役 員 確 認 書

年 月 日

外部役員

⑩

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第30条第3項の規定に基づく確認を実施したので、その結果を記録した書類を作成します。

## 記

## 1 外部役員による確認を実施した監理団体

(1) 監 理 団 体	①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )
	③責任役員の氏名	
(2) 事 業 所	①名称	
	②所在地	〒 — (電話 — — )
	③監理責任者の氏名	

(注意)

監理事業を行う事業所ごとに作成すること。

## 2 外部役員による確認結果

(1) 外部役員による確認の実施日	年 月 日
(2) 責任役員及び監理責任者からの報告	実施 ・ 未実施
(3) 設備の確認及び帳簿書類の閲覧	実施 ・ 未実施
(4) 外部役員による確認の結果	別紙「外部役員による確認概要」のとおり
(5) 総合講評	
(6) 備考	

(注意)

- (4) 欄については、別途「外部役員による確認概要」と題する別紙を作成し、詳細に記載すること。
- (5) 欄については、今回の確認の結果について外部役員としての評価を簡潔に記載すること。

## 外部役員による確認概要

## 1 外部役員による確認の結果

監査事項		問題等の有無	問題内容
監 理 費	①団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収していること。	有 ・ 無	
	②徴収した職業紹介費が団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
	③徴収した講習費が、入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
	④徴収した監査指導費が、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
	⑤徴収したその他諸経費が、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えていないこと。	有 ・ 無	
業 務	①団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法)によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行っていること。	有 ・ 無	
	②第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行っていること。	有 ・ 無	
	③技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしていないこと。	有 ・ 無	

	④入国後講習を認定計画に従って実施しており、かつ、入国後講習の期間中に団体監理型技能実習生を業務に従事させていないこと。	有 ・ 無	
	⑤技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行っていること。	有 ・ 無	
	⑥技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じていること。	有 ・ 無	
	⑦実習監理を行っている団体監理型技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。	有 ・ 無	
	⑧団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしていないこと。	有 ・ 無	
	⑨実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じられていること。	有 ・ 無	
	⑩事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、監理団体の業務（監理費の徴収を含む。）に係る規程を掲示していること。	有 ・ 無	
	⑪団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反しないよう、監理責任者に必要な指導を行わせていること。	有 ・ 無	
	⑫団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習に関し労働関係法令に違反していると認めるときは、監理責任者に是正のための必要な指示を行わせていること。	有 ・ 無	
	⑬⑫の指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報していること。	有 ・ 無	
	⑭事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って業務を行っていること（該当がある場合に限る）。	有 ・ 無	
書類	①団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生の管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	②監理費に係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	③団体監理型技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	④団体監理型技能実習の実施状況に係る監査に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑤入国後講習及び入国前講習の実施状況を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑥訪問指導内容を記録した書類が適切に作成され、備え付けられてい	有 ・ 無	

	ること。		
	⑦団体監理型技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談内容への対応を記録した書類が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑧外部役員による確認に係る文書が適切に作成され、備え付けられていること。	有 ・ 無	
	⑨事業所管大臣が特定の職種及び作業に特有の事情に鑑み告示で定める基準や方法に従って書類を作成し備え付けていること（該当がある場合に限る）。	有 ・ 無	
保 護	①暴行・脅迫・監禁等により技能実習を強制していないこと。	有 ・ 無	
	②保証金の徴収・違約金を定める契約等がないこと。	有 ・ 無	
	③預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと。	有 ・ 無	
	④旅券・在留カードを保管していないこと。	有 ・ 無	
	⑤技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと。	有 ・ 無	
そ の 他	①監理団体の許可証を各事業所に備え付けていること。	有 ・ 無	
	②技能実習の実施が困難となった場合、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行っていること。	有 ・ 無	

## 2 法令違反の有無等（自由記述）

（注意）

1 欄に記載した事項以外の法令違反の有無等について、自由に記載すること。

## 3 その他監理事業を実施するに当たっての問題、課題等（自由記述）

（注意）

監理事業を実施するに当たっての問題、課題等について、自由に記載すること。

## 報酬支払証明書

月分（ 月 日から 月 日 分）の報酬について、以下のとおり支払いました。

## 1 対象技能実習生

①氏名（ローマ字）		②性 別	男 ・ 女
③生 年 月 日		④国籍・地域	
⑤在留カード番号			

## 2 報酬

①報 酬 総 額	円
②現 金 支 給 額	円
③支 給 日	年 月 日

(注意)

- 上記2①は、控除前の報酬総額を記載すること。
- 上記2②は、控除後の手取り報酬額を記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

実習実施者の氏名又は名称

\_\_\_\_\_

作成責任者 役職・氏名

\_\_\_\_\_ ㊞

給与支給者 役職・氏名

\_\_\_\_\_ ㊞

報酬について、雇用条件書どおりの報酬額であることを確認し十分に理解した上で、上記の内容どおり支給を受けました。

年 月 日

技能実習生の署名

\_\_\_\_\_

## 監理責任者等講習実施申込書

年 月 日

法務大臣 殿  
厚生労働省大臣 殿

申込者名 (実施機関名)  
代表者名  
住 所  
電話番号

監理責任者等講習を実施したいことから、主務大臣の確認を受けることについて申し込みます。

なお、申込者(役員を含む。)は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条及び第26条の各号のいずれにも該当しないこと、技能実習制度運用要領第8章第3節ないし第7節に記載した事項に従い講習を行うことを誓約します。

実施希望エリア (希望するものに○をすること)

北海道・東北エリア

関東エリア

中部・北陸エリア

近畿エリア

中国エリア

四国エリア

九州エリア

## 技能実習責任者講習等実施申込書

年 月 日

法務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

申込者名 (実施機関名)  
代表者名  
住 所  
電話番号

実習実施者向け講習 (技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習) を実施したいことから、主務大臣の確認を受けることについて申し込みます。

なお、申込者 (役員を含む。) は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第10条及び第26条の各号のいずれにも該当しないこと、技能実習制度運用要領第8章第3節ないし第7節に記載した事項に従い講習を行うことを誓約します。

実施希望エリア (希望するものに○をすること)

北海道・東北エリア

関東エリア

中部・北陸エリア

近畿エリア

中国エリア

四国エリア

九州エリア

監理責任者等講習実施日程書

養成講習機関番号

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て  
 厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て

養成講習機関名

応募窓口  
 問合せ先

監理責任者等講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師(予定者)	募集開始日	募集締切日	受講料

(記載要領)

- 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。  
 養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。
- 2 ※欄は主務省において番号を付与するものであるので、養成講習機関においては記入しないこと。
- 3 主務省及び外国人技能実習機構のホームページには原則、記載どおりに掲示される予定であること。

技能実習責任者講習等実施日程書

養成講習機関番号

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て  
 厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て

養成講習機関名

応募窓口  
 問合せ先

1. 技能実習責任者講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師 (予定者)	募集開始日	募集締切日	受講料

2. 技能実習指導員講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師 (予定者)	募集開始日	募集締切日	受講料

3. 生活指導員講習

開催日時	※講習会場番号	エリア	開催場所	受講定員	講師 (予定者)	募集開始日	募集締切日	受講料

(記載要領)

- 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。  
 養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。
- 2 ※欄は主務省において番号を付与するものであるため、養成講習機関においては記入しないこと。
- 3 主務省及び外国人技能実習機構のホームページには原則、記載どおりに掲示される予定であること。

監理責任者等講習受講証明書

殿

年 月 日、都道府県名において、監理責任者等講習  
を受講したことを証明する。

年 月 日

番号（養成講習機関番号—講習会場番号—受講者番号）

養成講習機関の代表者

印

(記載要領)

番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、  
各番号の間に—を記載すること。

技能実習責任者講習受講証明書

殿

年 月 日、都道府県名において、技能実習責任者講習  
を受講したことを証明する。

年 月 日

番号（養成講習機関番号－講習会場番号－受講者番号）

養成講習機関の代表者

印

(記載要領)

番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、  
各番号の間に－を記載すること。

技能実習指導員講習受講証明書

殿

年 月 日、都道府県名において、技能実習指導員講習  
を受講したことを証明する。

年 月 日

番号（養成講習機関番号—講習会場番号—受講者番号）

養成講習機関の代表者

印

(記載要領)

番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、  
各番号の間に—を記載すること。

生活指導員講習受講証明書

殿

年 月 日、都道府県名において、生活指導員講習  
を受講したことを証明する。

年 月 日

番号（養成講習機関番号—講習会場番号—受講者番号）

養成講習機関の代表者

印

(記載要領)

番号の欄には、左から順に養成講習機関番号、講習会場番号、受講者番号を記載し、  
各番号の間に—を記載すること。

監理責任者等講習受講者名簿

養成講習機関番号

養成講習機関名

受講年月日	講習会場番号	受講者番号	受講者氏名	監理責任者・外部監査人・ 外部役員・その他の者	本人確認	更新時講習 の場合は○	前回の 受講年月日	理解度テストの結果 ※再テストを除く

(記載要領)

- 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。
- 2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施申出の際に主務省から付与したものを記入すること。
- 3 受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。
- 4 「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。
- 5 本受講者名簿は、講習終了後5年間保存すること。




3. 生活指導員講習

受講年月日	講習会場番号	受講者番号	受講者氏名	本人確認	2回目以降 の場合は○	前回の 受講年月日	理解度テストの結果 ※再テストを除く

(記載要領)

- 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。
- 2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。
- 3 受講者番号は、開催した養成講習ごとに付与すること。
- 4 「理解度テスト」の結果は、正解した問題数を記載すること。
- 5 本受講者名簿は、講習終了後5年間保存すること。

監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書

養成講習機関番号

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て  
 厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て

養成講習機関名

実施年月日	講習会場番号		受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							
合計		合計							
		うち初回の受講者数							
		うち更新時の受講者数							

(記載要領)

- 1 本様式は、主務大臣の確認を受けた養成講習機関にのみ電子媒体で配付するものであること。  
 養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。
- 2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。

技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書

養成講習機関番号
----------

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て  
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 宛て

養成講習機関名

1. 技能実習責任者講習

実施年月日	講習会場番号			受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち更新時の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち更新時の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち更新時の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち更新時の受講者数								
合計		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち更新時の受講者数								

2. 技能実習指導員講習

実施年月日	講習会場番号			受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
合計		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								

3. 生活指導員講習

実施年月日	講習会場番号			受講者数	受験者数	合格者数	不合格者数	再テスト受験者数	再テスト合格者数	再テスト不合格者数
		合計								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								
合計		合計								
		うち初回の受講者数								
		うち2回目以降の受講者数								

(記載要)  
1 本様式は、主務大臣の承認を受けた養成講習機関のみ電子媒体で配付するものであること。  
養成講習機関に示すメールアドレスに対して期日までに電子媒体により提出すること。  
2 養成講習機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。

監理責任者等講習機関更新申込書

年 月 日

厚生労働省人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室 御中

申込者名 (実施機関名)  
代表者名  
住 所  
電話番号

監理責任者等講習の実施機関としての更新を申し込みます。

実施希望エリア (希望するものに○をすること)

北海道・東北エリア

関東エリア

中部・北陸エリア

近畿エリア

中国エリア

四国エリア

九州エリア

## 技能実習責任者講習等機関更新申込書

年 月 日

厚生労働省人材開発統括官付  
海外人材育成担当参事官室 御中

申込者名 (実施機関名)  
代表者名  
住 所  
電話番号

実習実施者向け講習 (技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習) の実施機関としての更新を申し込みます。

実施希望エリア (希望するものに○をすること)

北海道・東北エリア

関東エリア

中部・北陸エリア

近畿エリア

中国エリア

四国エリア

九州エリア